

監査告示第7号

令和2年3月25日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	仮	屋	秀一
同	藺	田	裕之

令和元年度包括外部監査結果に関する報告について（公表）

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、令和2年3月18日付で染川周郎包括外部監査人から、令和元年度包括外部監査結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について

—特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証—

鹿児島市包括外部監査人

目 次

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 監査の対象部局	2
4 監査の対象期間	2
5 監査の実施期間	2
6 監査の基本的な視点	2
7 実施した主な監査手続・方法等	3
8 監査従事者	3
9 利害関係	3
10 外部監査の結果、指摘及び意見	3

第2 本市における子ども施策に関する事業の概要

1 本市の現状

(1) 本市における少子化の現状	4
(2) 本市における子ども施策の概要	4
① 子ども・子育て支援事業計画	4
② かごしま市子育てガイド	11
③ 鹿児島市保育所等整備計画	11
意見1	14
意見2	15
④ 児童虐待防止施策	16
⑤ 鹿児島市いじめ防止基本方針	16

2 監査対象事業を担当する本市の部局の概要

(1) 健康福祉局こども未来部	17
(2) 保健所	19
(3) 教育委員会事務局	20

第3 子育て支援施策に関する施設の現状及び財務事務の執行

I 本市における児童・母子福祉に関する施設の現状、各種事業の目的、事業内容の概要

1	保育所及び入所児童数（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を除く）.....	21
2	①市立保育園（所）.....	21
	②市が設立し、市社会事業協会を指定管理者として指定しているもの.....	22
3	市社会事業協会が設置し運営しているもの.....	22
4	認可外保育施設（一般受け入れ）の届出の現況.....	22
5	児童館.....	22
6	すこやか子育て交流館（りぼんかん）.....	23
7	親子つどいの広場.....	23
8	保育士・保育所支援センター運営事業.....	24
9	特別保育事業.....	24
10	実費徴収に係る補足給付事業.....	24
11	私立保育所等への補助事業.....	25
12	多子世帯保育料等軽減事業.....	26
13	病児・病後児保育事業.....	26
14	保育コーディネーター配置事業.....	26
15	認可外保育施設保育料補助金.....	27
16	地域子育て支援センター事業.....	27
17	ファミリー・サポート・センター事業.....	27
18	放課後児童健全育成事業.....	27
19	児童クラブ施設整備事業.....	27
20	放課後児童健全育成補助事業.....	27
21	ちびっこ広場管理・整備事業.....	28
22	子育て短期支援事業.....	28
23	にこにこ子育て応援隊支援事業.....	29
24	子育てサポーター養成事業.....	30
25	子育て支援ネットワーク推進事業.....	30
26	母親クラブ育成・支援事業.....	30
27	福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業.....	30
28	私立幼稚園等の運営に対する助成事業.....	30
29	私立幼稚園施設・設備整備等助成事業.....	31
30	私立幼稚園障害児教育補助事業.....	31

31	幼稚園就園奨励費補助事業.....	31
32	多子世帯保育料等軽減事業（私立幼稚園）.....	32
33	家庭児童相談員設置事業.....	32
34	児童虐待対策事業.....	32
35	愛の福祉基金.....	32
36	婦人相談員設置事業.....	33
37	母子・父子自立支援員設置事業.....	33
38	ひとり親家庭等生活支援事業.....	33
39	母子家庭等自立支援事業.....	33
40	母子父子寡婦福祉資金の貸付.....	34
41	育児支援家庭訪問事業.....	34
42	児童扶養手当.....	34
43	市民福祉手当（遺児等修学手当）.....	35
44	児童手当.....	35
45	こども医療費助成制度.....	36
46	母子・父子家庭等医療費助成制度.....	36
47	こんにちは赤ちゃん事業.....	36
48	妊婦健康診査・健康相談事業.....	37
49	子どもすこやか安心ねっと事業.....	37
50	不妊に悩む方への特定治療支援事業.....	37
51	小児慢性特定疾病医療費助成事業.....	37
52	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業.....	38
53	妊娠・出産包括支援事業.....	38
54	産婦健康診査事業.....	38
55	未来を守るミルク支給事業.....	39
56	不育症治療費助成事業.....	39
57	子どもの未来応援事業.....	39
58	児童相談所設置検討事業.....	39
59	未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除みなし適用.....	39
60	イクボス推進会議開催事業.....	39

II 子育て支援施策に関する財務事情の執行等

1	保育所費総額.....	41
2	鹿児島市知的障害者福祉センター事業.....	41
3	市社会事業協会が設置、運営している保育園等への補助金等.....	41

4	認可外保育施設（一般受入れ）への補助金等	41
5	児童館	42
6	すこやか子育て交流館（りぼんかん）	42
7	親子つどいの広場	42
8	保育士・保育所支援センター運営事業	42
9	特別保育事業	43
10	実費徴収に係る補足給付事業	43
11	私立保育所等（認可保育所、認可外保育施設）への補助事業	43
12	多子世帯保育料等軽減事業	43
13	病児・病後児保育事業	44
14	保育コーディネーター配置事業	44
15	認可外保育施設保育料補助金	44
16	地域子育て支援センター事業	44
17	ファミリー・サポート・センター事業	44
18	放課後児童健全育成事業	45
19	児童クラブ施設整備事業	45
20	放課後児童健全育成補助事業	45
21	ちびっこ広場管理・整備事業	45
22	子育て短期支援事業	45
23	にこにこ子育て応援隊支援事業	45
24	子育てサポーター養成事業	45
25	子育て支援ネットワーク推進事業	46
26	母親クラブ育成・支援事業	46
27	福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業	46
28	私立幼稚園等の運営に対する助成事業	46
29	私立幼稚園施設・設備整備等助成事業	46
30	私立幼稚園障害児教育補助事業	46
31	幼稚園就園奨励費補助事業	47
32	多子世帯保育料等軽減事業（私立幼稚園）	47
33	家庭児童相談員設置事業	47
34	児童虐待対策事業，要保護児童対策地域協議会	47
35	愛の福祉基金	48
36	婦人相談員設置事業	48
37	母子・父子自立支援員設置事業	48
38	ひとり親家庭等自立支援事業	48
39	母子家庭等自立支援事業	48

40	母子父子寡婦福祉資金の貸付.....	49
41	育児支援家庭訪問事業.....	49
42	児童扶養手当.....	49
43	市民福祉手当（遺児等修学手当）.....	49
44	児童手当.....	49
45	こども医療費助成制度.....	50
46	母子・父子家庭等医療費助成制度.....	50
47	こんにちは赤ちゃん事業.....	50
48	妊婦健康診査・健康相談事業.....	50
49	子どもすこやか安心ねっと事業.....	50
50	不妊に悩む方への特定治療支援事業.....	50
51	小児慢性特定疾病医療費助成制度.....	51
52	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業.....	51
53	妊娠・出産包括支援事業.....	51
54	産婦健康診査事業.....	51
55	未来を守るミルク支給事業.....	51
56	不育症治療費助成事業.....	51
57	子どもの未来応援事業.....	51
58	児童相談所設置検討事業.....	51
59	未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除みなし適用.....	52
60	イクボス推進会議開催事業.....	52
	意見3ないし7	53

III 本市の子育て支援施策に関して実施している委託事業の概要及び予算、決算の内容

1	放課後児童健全育成事業.....	55
2	親子つどいの広場運営事業.....	55
3	地域子育て支援センター事業.....	55
4	児童センター運営事業.....	55
5	ファミリー・サポート・センター事業.....	55
6	子育てサポーター養成事業.....	55
7	保育士・保育所支援センター運営事業.....	55
8	乳幼児健康診査事業.....	56
9	妊婦健康診査・健康相談事業.....	56
10	新生児・妊産婦訪問指導事業.....	56

11	妊娠・出産包括支援事業.....	56
12	産婦健康診査事業.....	56
13	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業.....	56
14	ひとり親家庭等生活支援事業.....	56
15	子育て短期支援事業.....	57
16	育児支援家庭訪問事業.....	57
17	母子家庭等自立支援事業.....	57

IV 本市の子育て支援施策に関して実施している補助金事業の概要及び予算、決算

1	児童福祉施設整備費等補助事業.....	59
2	児童福祉施設産休等代替職員費補助事業.....	59
3	私立保育所等補助事業.....	60
4	特別保育事業.....	61
5	認可外保育施設助成事業.....	63
6	認可外保育施設保育料助成事業.....	63
7	実費徴収に係る補足給付事業.....	64
8	幼稚園就園奨励費補助事業.....	64
9	多子世帯保育料等軽減事業.....	65
10	私立幼稚園障害児教育補助事業.....	65
11	私立幼稚園等の運営に対する助成事業.....	66
12	私立幼稚園施設・設備整備等助成事業.....	66
13	子どもの未来応援事業.....	67
14	児童福祉施設整備補助事業.....	67
15	母子寡婦福祉会補助事業.....	68

V 本市における子ども施策に関する委託事業及び補助事業等に関する委託契約書、実績報告書、運営費決算書、管理運営費明細書、運営事業精算書、委託料の計算及び支出の正確性、補助金の申請から確定精算、戻入の適正性、実績報告書の適正性・正確性の検証およびこれに基づく指摘、意見.....

意見 8 ないし 10.....	70,78,87
------------------	----------

指摘 1 ないし 5.....	70,83,88,89,91
-----------------	----------------

第 4 本市における児童虐待防止施策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について

1	全国の児童虐待の傾向.....	92
2	本市の児童虐待の傾向.....	92
3	本市の人口について.....	93
4	本市における児童虐待防止に対する取り組み.....	93
(1)	児童虐待防止施策に関する担当課.....	93
(2)	こども未来部における児童虐待対策事業の概要及び実績.....	94
(3)	こども未来部における児童虐待対策の概要及び施策について.....	94
(4)	保健所・福祉部・谷山福祉部における虐待防止施策について.....	96
5	こども福祉課における児童虐待防止に対する取り組みについての検討	
5-1	要保護児童対策地域協議会.....	99
	意見 11	101
5-2	児童相談所設置検討事業.....	101
	意見 12	102
6	各保健センター・保健福祉課、母子保健課による児童虐待防止に対する 取り組みについての検討.....	104
7-1	特定妊婦への対応施策についての検討.....	104
	意見 13	106
7-2	妊婦健診未受診者の把握・対応についての検討.....	106
7-3	飛び込み出産への対応についての検討.....	107
7-4	こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導事業についての検討.....	107
7-5	乳幼児健診未受診者の把握・対応についての検討.....	108
7-6	子どもすこやか安心ねっと事業についての検討.....	109
	意見 14	110
8	その他の検討.....	110

第5 本市におけるいじめ防止対策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果
及び監査人の指摘、意見について

1	いじめ防止のために本市・教育委員会が実施する施策.....	111
2	学校が実施する施策.....	136
3	重大事態への対処.....	139
	意見 15.....	139
4	市教育委員会が実施するいじめ防止対策に関する施策についての検討	
	意見 16.....	140
	指摘 6.....	141
	意見 17 ないし 20.....	141,142
	意見 21,22.....	143

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 監査の対象

子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について

ー 特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証 ー

(2) 監査の対象を選定した理由

- ① 近年急速にすすむ少子化に対応する次世代育成事業の推進が喫緊の課題であること、また核家族化や両親の共働きがいわば常態化しているといったこと、さらに子ども、子育て家庭が地域社会とのかかわりを実感することが困難な社会情勢であることも相俟って、子育てに伴う不安や負担の加重感は大いなものがあることは鹿児島市（以下「本市」という）市民のみならず国民一般の共通認識といえる。
- ② 本市においては「子育てをするなら鹿児島市」を目指しており、平成27年3月に策定された「子ども・子育て支援事業計画」の巻頭言において市長が、「保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していくことが必要不可欠」であり、「社会の希望であり未来をつくる存在である子どもたちが明るく健やかに成長でき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる」環境づくりということを強調し、そういった観点から、健康福祉局こども未来部を中心に様々な子ども施策に取り組んでいる。
- ③ このような施策の中で、特に重視すべきは痛ましい「児童虐待」問題に関するものであり、また教育委員会が取り組んでいる悲惨な「いじめ問題」に関するものであることに異論はないと料する。

本市においては、「子ども・子育て支援事業計画」において「児童虐待対策の推進」を掲げているところである。また、児童虐待対策においては、児童相談所の果たすべき役割と児童相談所に対する期待が高まっているところであるが、本市においては、平成30年6月に設置された「鹿児島市児童相談所の設置に関する検討委員会」が、平成31年1月に「鹿児島市児童相談所の設置に関する提言書」を提出し、その中において「児童虐待対策はもとより、子どもの育ちや子育てについて不安や悩みを抱える家庭の支援のため、鹿児島市独自の児童相談所の設置が必要であると考えており、提言を踏まえ、今後、市においては、設置に向けた検討を引き続き進めていただき、市民にとって利用しやすい、効果的な施設を設置するとともに、これまで以上に子どもや家庭に関する相談への対応

や児童虐待防止等の取り組みを強化していただくよう期待する」との提言をしている。

また、「いじめ防止」については、平成 26 年 10 月に本市教育委員会が「鹿児島市いじめ防止基本方針」を策定し、平成 30 年 3 月にその改定がなされ、同方針に従った施策が実施されているところである。

- ④ 以上のような、本市の「子ども施策」を取り巻く諸情勢を検討した結果、本年度の監査においては「子ども施策に関する事業の執行及び財務事務」を対象とし、特に、児童虐待・いじめに関連する事業を重点的に検証することとした。

なお、本市においては、包括外部監査制度が施行されて以来、子育て支援や児童虐待・いじめ防止を特定事件とした外部監査が行われていないことも考慮した。

3. 監査の対象部局

健康福祉局こども未来部、保健所
教育委員会事務局教育部

4. 監査の対象期間

平成 28 年度から平成 30 年度

5. 監査の実施期間

平成 31 年 4 月 29 日から令和 2 年 3 月 9 日

6. 監査の基本的な視点（上記テーマを選定した理由）

「子ども施策」に関する事業を以下の基本的観点から監査を実施した。

- (1) 法令違反の恐れのある事務処理はないか(地方自治法第 2 条第 16 項、適法性)

「子ども施策」の根拠となる法令を概観し、法令の条文及び立法趣旨に沿っているか否かの視点から、行財政活動の適法性、公正性、公平性を監査する。

- (2) 住民福祉の増進に寄与するものであるか(同法第 2 条第 14 項)

住民福祉の増進にかかる鹿児島市の政策に沿った事業遂行がなされているか否かの視点から監査する。

- (3) 最小の経費で最大の効果を上げているか(同法第 2 条第 14 項、3E[経済性、効率性、有効性])

行政目的そのものの必要性・合理性を検証し、併せて当該行政目的を実現する手段として本市が実施している諸施策が、経済的か、効率的か、有効的かの視点で監査する。

- (4) 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第 2 条第 15 項）

「子ども施策」に関する国、鹿児島県、民間の支援団体との間における連携や役割分担さらに本市内における部局間の連携に関し、組織及び運営の合理化が図られているかといった視点で監査する。

7. 実施した主な監査手続・方法等

- (1) 監査対象機関に対し書面で質問事項を送付し、書面による回答を得る等して資料を収集した。
- (2) 児童虐待防止施策に関し、健康福祉局こども未来部こども福祉課、いじめ防止施策に関し、教育委員会事務局教育部青少年課に対しヒアリングを実施した。
また委託事業に関し、こども政策課、谷山福祉部福祉課、保育幼稚園課、母子保健課、保健予防課から、補助金事業に関し、こども政策課、保育幼稚園課、こども福祉課に対しヒアリングを実施した。
- (3) 草牟田児童クラブ、認定こども園、市立保育園へ赴いて実情を視察した。

8. 監査従事者

(1) 監査の実施者

- (包括外部監査人) 染川 周郎 (弁護士)
- (包括外部補助者) 染川 真二 (弁護士)
- (外部監査人補助者) 寺田 玲子 (弁護士)
- (外部監査人補助者) 山之内茂樹 (公認会計士)
- (外部監査人補助者) 大迫 有弘 (公認会計士)

(2) 監査の方法

監査対象機関に報告書の提出を求め、さらにヒアリングを行うとともに、契約関連文書や報告文書の謄本等の関連資料の提出を求め、提出された資料及び独自に収集した資料を分析、検討した。

また、可能な限り施策の実施現場に赴き、現地で説明を受けるなどして、事業の実態把握に努めた。

9. 利害関係

監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

10. 外部監査の結果、指摘及び意見

合規性に関する検討結果は「指摘」として、合理性に関する検討結果は「意見」として記載した。

第2 本市における子ども施策に関する事業の概要

1 本市の現状

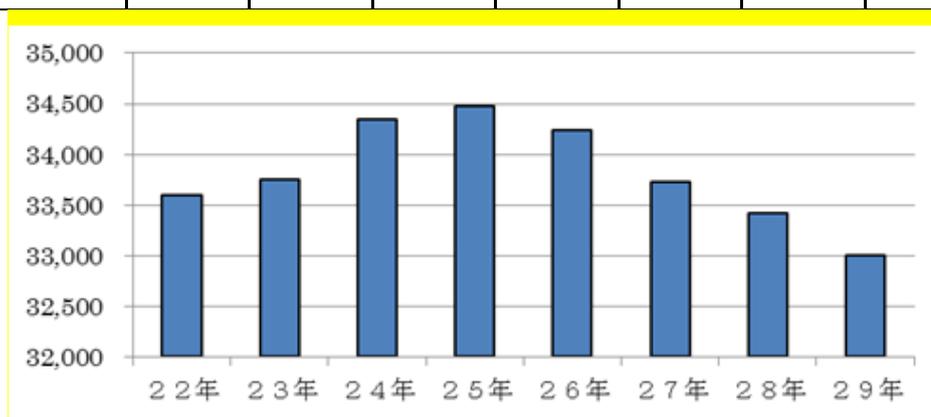
(1) 本市における少子化の現状

鹿児島市の就学前児童数の推移は、下記の表のとおり、平成22年から平成25年にかけて微増傾向であったものが、平成26年以降は減少傾向となっている。

就学前児童数（0歳～5歳）の推移（H22～H29）

（各年4月1日現在 単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
就学前児童数	33,591	33,757	34,349	34,481	34,241	33,725	33,413	32,998



(2) 本市における子ども施策の概要

① 子ども・子育て支援事業計画

概要

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」（第一期）を、平成22年に後期計画（第二期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところである。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、また、平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立した。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目のない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定し、母子保健の分野においては、母子保健計画としても位置付けている。

基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の 3 項目を基本理念として策定した。

- ・社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- ・子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり
- ・子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

基本的視点

- ・子どもの最善の利益を尊重する
- ・子どもの育ちを支援する
- ・利用者の立場に立つ
- ・社会全体で子育て支援を行う
- ・仕事と生活の調和の実現を目指す
- ・地域における社会資源を効果的に活用する
- ・サービスの質を向上させる

同計画においては、以下アないしキの施策等を推進するとしている。

ア 地域における子育て支援サービスの推進

- ・保育所等での延長保育
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・すこやか子育て交流館管理運営等事業
- ・親子つどいの広場運営事業
- ・親子つどいの広場整備事業

- ・児童センター運営事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・保育所等での一時預かり
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・妊婦健康診査・健康相談事業
- ・利用者支援事業（基本・特定・母子保健型）など

イ 保育サービスの推進

- ・保育所等での休日保育
- ・保育所等での障害児保育
- ・保育所地域活動事業
- ・保育所、幼稚園等での幼児保育（教育）相談
- ・市保育園協会への研修費補助
- ・私立幼稚園等への研修費補助
- ・保育所保育士、幼稚園教諭等の研修
- ・保育所等への研修費補助
- ・認可外保育施設助成事業 など

ウ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

- ・すこやか子育て交流館管理運営等事業（再掲）
- ・子育て支援ネットワーク構築事業
- ・親子つどいの広場運営事業（再掲）
- ・地域子育て支援センター事業（再掲）
- ・育児支援事業（自主グループ育成と支援）
- ・母親クラブ育成・支援事業
- ・ふれあい子育てサロン事業への協力
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業
- ・利用者支援事業（基本・特定・母子保健型）（再掲） など

エ 子どもの健全育成

- ・心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・新・郷中教育推進事業
- ・子ども会育成事業
- ・錦江湾わくわく親子クルージング事業 など

オ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

- ・ みんなで参加わがまちづくり支援事業
- ・ 子ども会育成事業（再掲）
- ・ 地域ふれあい交流助成事業
- ・ 地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの構築
- ・ 市社会福祉協議会補助事業
- ・ ふれあい子育てサロン事業への協力（再掲） など

カ 民生委員・児童委員との協働

- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 民生委員・児童委員研修会
- ・ 民生委員・児童委員活動促進事業 など

キ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

- ・ 母親クラブ育成・支援事業（再掲）
- ・ にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）
- ・ 市社会福祉協議会補助事業（再掲）
- ・ わくわく福祉交流フェア
- ・ 子育てサポーター養成事業
- ・ ボランティアの育成に関する講座
- ・ 市民とつくる協働のまち事業
- ・ 市民活動応援講座（市民活動促進事業の一部） など

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら、次の通り量を見込み、提供体制を確保する。

全市域

	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	【1号】 教育標準時間 認定	【2号】 幼稚園の 利用希望 が強い	【2号】 保育 認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準時間 認定	【2号】 幼稚園の 利用希望 が強い	【2号】 保育 認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準時間 認定	【2号】 幼稚園の 利用希望 が強い	【2号】 保育 認定	【3号】 保育認定	
	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳
①量の見込み	6,801	2,418	6,618	2,015	4,328	6,789	2,414	6,616	1,979	4,224	6,726	2,392	6,495	1,946	4,156
	9,219					9,203					9,118				
②提供量	10,458	451	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,765	2,089	4,478
前年度 提供量	—	—	—	—	—	—	—	380	300	190	—	—	135	10	41
②-①	1,690		▲254 (▲450)	▲215 (▲310)	▲30 (▲210)	1,706		128 (▲110)	121 (▲20)	264 (▲40)	1,791		405	153	363
確保 方策	—	—	380	300	190	—	—	135	10	41	—	—	—	—	—
地域型保 育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	平成30年度					令和元年度				
	【1号】 教育標準時間 認定	【2号】 幼稚園の 利用希望 が強い	【2号】 保育 認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準時間 認定	【2号】 幼稚園の 利用希望 が強い	【2号】 保育 認定	【3号】 保育認定	
	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳
①量の見込み	6,047	2,159	7,644	773	5,267	5,989	2,139	7,677	793	5,421
	8,206					8,128				
②提供量	9,821	425	6,695	1,879	4,505	9,821	425	6,695	1,879	4,505
前年度 提供量	—	—	—	—	—	—	—	410	0	360
②-①	2,040		▲949	1,106	▲762	2,118		▲572	1,086	▲556
確保 方策	—	—	410	—	360	—	—	80	—	130
地域型保 育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満3歳未満の子供の保育利用率

平成27年度	平成28年度	平成29年度
32.7%	36.4%	37.2%

平成30年度	令和元年度
39.6%	41.9%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	430
3号認定子ども	—

* 中間見直しにより、平成30年度の提供量は、平成27年度から平成29年度における確保方策の実績をもとにした見直し後の提供量を記載しているため、平成29年度の提供量及び確保方策の合計とは一致しない。

*平成30・令和元年度の〔2号〕、〔3号（1・2歳）〕において、②-①に示す不足分に対し、確保方策が下回っているのは、〔3号（0歳）〕が量の見込みを上回る提供量があることから、その上回る数を不足分に振り分けたことによるもの。

子ども・子育て支援新体制では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する保護者は、利用のための認定を受け、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていく。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

〔利用先〕幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

〔利用先〕保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

〔利用先〕保育所、認定こども園

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
延長保育事業	①量の見込み	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	
	②確保方策	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	
放課後児童健全育成事業	低学年 (小1-3)	①量の見込み	5,193人	5,212人	5,278人	6,003人	6,203人
		②確保方策	4,846人	5,014人	5,179人	5,986人	6,203人
		②-①	▲347人	▲198人	▲99人	▲17人	0人
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	917人	921人	931人	868人	976人
		②確保方策	285人	420人	604人	857人	976人
		②-①	▲632人	▲501人	▲327人	▲11人	0人
子育て短期支援事業	ショートステイ	①量の見込み	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日
		②確保方策	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	トワイライト	①量の見込み	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
		②確保方策	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんには赤ちゃん事業	①量の見込み	5,360人	5,272人	5,183人	5,757人	5,757人	
	②確保方策	5,360人	5,272人	5,183人	5,757人	5,757人	
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	
育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	440人	432人	425人	417人	409人	
	②確保方策	440人	432人	425人	417人	409人	
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	
地域子育て支援拠点事業(すこやか子育て交流館管理運営事業等)	①量の見込み	581,004人	569,112人	559,704人	549,972人	539,808人	
	②確保方策	426,000人	453,000人	527,000人	539,000人	540,000人	
	②-①	▲155,004人	▲116,112人	▲32,704人	▲10,972人	192人	
一時預かり事業 (幼稚園等)	①量の見込み	-	-	-	287,511人日	290,386人日	
	②確保方策	-	-	-	287,511人日	290,386人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
一時預かり事業 (幼稚園等・1号認定)	①量の見込み	17,869人日	17,862人日	17,535人日	30年度より一時預かり事業 (幼稚園等)に統合		
	②確保方策	17,869人日	17,862人日	17,535人日			
	②-①	0人日	0人日	0人日			
一時預かり事業 (幼稚園等・2号認定)	①量の見込み	603,619人日	603,377人日	592,354人日	30年度より一時預かり事業 (幼稚園等)に統合		
	②確保方策	603,619人日	603,377人日	592,354人日			
	②-①	0人日	0人日	0人日			
一時預かり事業 (その他)	①量の見込み	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	
	②確保方策	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
病児・病後児保育事業	①量の見込み	9,952人日	10,798人日	10,960人日	10,960人日	10,960人日	
	②確保方策	8,750人日	9,375人日	10,000人日	10,625人日	11,250人日	
	②-①	▲1,202人日	▲1,423人日	▲960人日	▲335人日	290人日	
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	5,597人日	5,583人日	5,590人日	6,394人日	6,325人日	
	②確保方策	5,597人日	5,583人日	5,590人日	6,394人日	6,325人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	63,844人日	62,767人日	61,592人日	67,899人日	67,899人日	
	②確保方策	63,844人日	62,767人日	61,592人日	67,899人日	67,899人日	
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業基本型分)	①量の見込み	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	
	②確保方策	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
保育コーディネーター配置事業 (利用者支援事業特定型分)	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
	②確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業母子保健型分)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	②確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	

② かごしま市子育てガイド

平成31年3月、本市においては、主に就学前児童のいる保護者が、安心して子どもを育てられるように、福祉、保健、教育関係など本市の子育て支援に関する施策を掲載した冊子「かごしま市子育てガイド」を発行した。

③ 鹿児島市保育所等整備計画

上記整備計画の詳細は以下のとおりである。

1 計画策定の趣旨等

経済状況や企業経営を取り巻く環境が厳しい中、共働き家庭は増加し続け、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境整備が求められているが、依然として保育所等への入所者は増加する傾向にある。そのようなことから、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童解消を図るため、平成27年3月に「鹿児島市保育所等整備計画」を策定し、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに伴い、平成29年8月に改訂したところである。

この計画は、平成27年度から令和元年度までの計画であり、整備方針として、保育需要の多い地域を重点的に、保育所等の整備を進め、年度当初で入所希望者全員（要保育児童）が利用定員内で入所できる枠を確保することを目標に、市全体で2,073人の定員増を図ることとしている。

本市の待機児童を解消するため、新設保育所の整備、既存保育所等による定員増や分園設置、幼保連携型認定こども園の整備や認可外保育施設の認可化の施策活用により保育所を整備することとしている。

なお、保育所等の施設整備については、国の保育所等整備交付金等を活用し、今後も進捗状況や地域ごとの保育需要を勘案した上で、以下のとおり同計画に基づく待機児童解消を積極的に進めていくこととしている。

2 本市の現状

(1) 待機児童の推移等

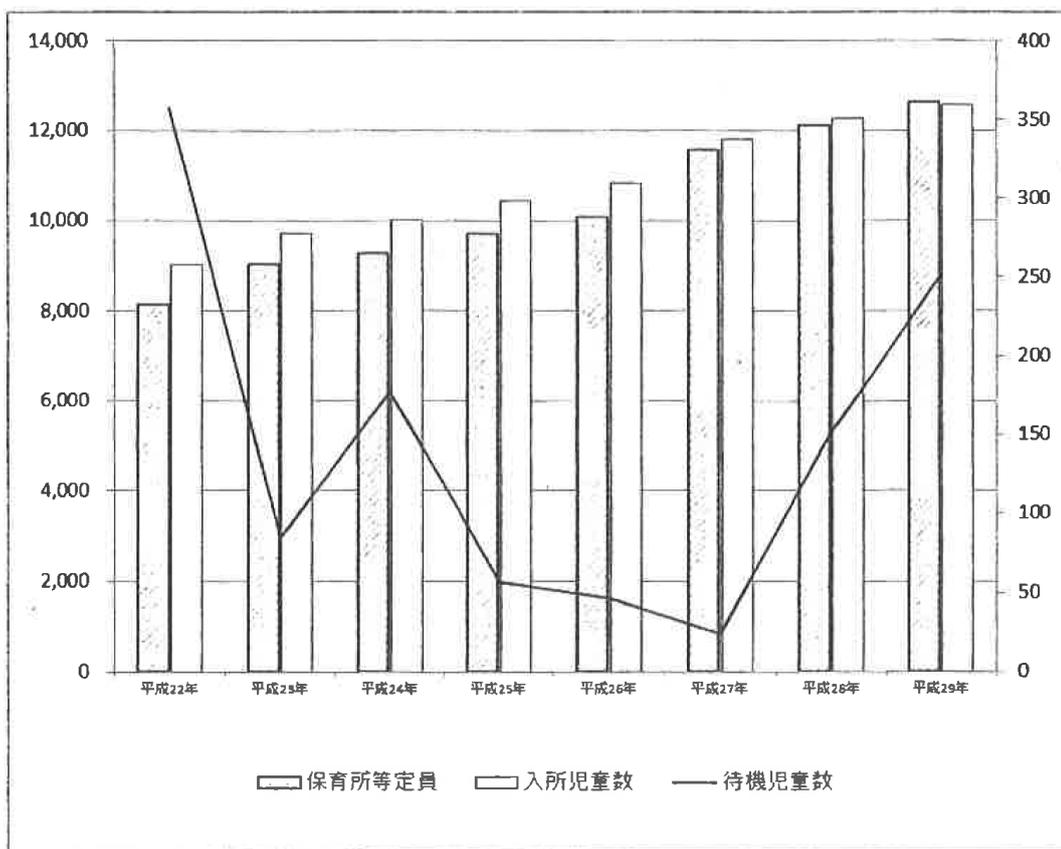
保育所等定員、入所児童数及び待機児童数の推移（H22～H29）は、次頁のとおりである。

本市では、平成27年3月に策定した「鹿児島市保育所等整備計画」に基づき、平成27年度に423人、平成28年度に540人の入所枠の拡大を図ってきたが、保育需要の増加等により、待機児童数は平成28年度151人、平成29年度252人となり、計画策定時の待機児童数24人と比較し大きく増加した。

保育所等定員、入所児童数及び待機児童数の推移（H22～H29）

（各年4月1日現在 単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保育所等定員	8,133	9,033	9,253	9,708	10,078	11,571	12,124	12,634
入所児童数	9,012	9,702	10,023	10,434	10,845	11,802	12,281	12,584
待機児童数	357	85	177	57	47	24	151	252



(2) 就学前児童の推移

就業前児童数（0歳～5歳）の推移（H22～H29）は、以下のとおりである。

就学前児童数（0歳～5歳）の推移（H22～H29）

（各年4月1日現在 単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
就学前児童数	33,591	33,757	34,349	34,481	34,241	33,725	33,413	32,998

（4ページの一覧表と重複）

3 整備方針と目標値

(1) 整備方針

- ① 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画との調和を図りながら、保育需

要の多い地域を重点的に、保育所等の整備を進める。

- ② 年度当初の入所希望者全員（要保育児童）が利用定員内で入所できる枠を確保する。

(2) 地域別目標値の設定

(3) 待機児童解消のための取り組み

〈1〉 待機児童解消策

- ① 新設保育所の整備
- ② 既存保育所等による定員増
- ③ 既存保育所等による分園設置
- ④ 幼保連携型認定こども園の整備

子ども・子育て支援新制度において、県から市に認可権等が移譲された幼保連携型認定こども園による要保育児童の受け入れを図る。

- ⑤ 認可外保育施設の認可化

現在、認可外保育施設として運営している保育所を認可することで、要保育児童の受け入れを図る。

〈2〉 保育サービスの充実

- ① 夜間保育所の設置

夜間保育所（午前 11 時から午後 10 時までの概ね 11 時間開所する施設）を中央地域において 1 か所設置

- ② 延長保育

平成 29 年 3 月末現在の延長時間は、1 時間延長 113 か所、2 時間延長 9 か所、4 時間延長 1 か所となっている。

- ③ 一時預かり

ア 一時預かり事業（一般型）

平成 29 年 3 月末現在 93 か所で実施

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

平成 29 年 3 月末現在 41 か所で実施

- ④ 休日保育

平成 29 年 3 月末現在 10 か所の保育所で実施

- ⑤ 障害児保育

平成 29 年 3 月末現在 100 か所の保育所等で 602 名の障害児を受け入れている。

「意見 1」

待機児童解消対策に一層の努力と工夫の強化が必要である。

- 1 待機児童解消対策に関しては、本市は、平成21年度に策定した「第二次鹿児島市保育計画」に基づき、2,074人の定員増を実現するなど鋭意努力しているところであるが、平成29年4月1日現在の待機児童数が252人と依然として深刻な状況である。
- 2 政府においても、待機児童問題を最優先課題と位置付け、2013年（平成25年）4月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することとした。¹⁾

その一方で、女性の就業が大きく進み、子ども・子育て支援新制度が施行されたことなどにより、保育の利用申込数は大幅に伸びている。そのため、2015年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」において「待機児童解消加速化プラン」に基づく整備目標を40万人から50万人に上積みして、更に取り組みを強化している。

「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（平成28年3月28日 厚生労働省）によれば、待機児童解消までの緊急的な取り組みとして、待機児童数が50人以上いる114市区町村等を対象に、以下の措置を実施するとしている。

- I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
- II 規制の弾力化・人材確保等
 1. 保育園等への臨時的な受け入れ強化の推進
 2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
- III 受け皿確保のための施設整備促進
 1. 施設整備費支援の拡充
 2. 改修費支援等の拡充
- IV 既存事業の拡充・強化
 1. 保育コンシェルジュの設置促進
 2. 緊急的な一時預かり事業等の活用
 3. 広域的保育所等利用事業の促進
 4. 地域の中での円滑な整備促進
- V 企業主導型保育事業の積極的展開

- 3 本市は、上記措置に沿った様々な施策を実施しているところであるが、利用者と保育施設のマッチング（利用者支援）のための保育コンシェルジュ（本市においては保育コーディネーター配置事業がこれに該当する）の設置促進及び活用による待機児童解消対策のための利用者支援策に工夫の余地があると考えられる。

また、他の自治体の取り組み事例をみると、公的施設の空き状態を確認し、待機児童解消対策の利用に努めており、大いに参考にすべきかと考える。²⁾

1)コラム 待機児童解消に向けた取り組み

2)平成24年度東大阪市包括外部監査結果報告書140ページ

事例としては、以下のものがみられる。

- ・ 国家公務員宿舎の空き部屋を利用した小規模の保育サービスの提供
(西宮市・東京都文京区・大津市)
- ・ 小学校と市営住宅の空きスペースに保育ルームを開設 (西宮市)
- ・ 市営住宅の広場に保育園をつくる計画 (西宮市)
- ・ 公園の目的外使用による保育園の設置 (東京都世田谷区)
- ・ 国家公務員宿舎の跡地を利用した保育園の設置を検討 (東京都世田谷区)

「意見 2」

幼児教育・保育の無償化の施行によって、保育の長時間化が進むことは必然であるところ、これに対処する為に「保育士・保育所支援センター運営事業」以外に無償化の施策対策に特化した保育士等職員の人材確保及び処遇改善の為の施策の実施が必要である。

- 1 令和元年5月10日、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が可決され、同年10月から施行されることとなった。

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等を利用するすべての3～5歳児の利用料が無償化される。住民税非課税世帯については、上記施設を利用する0～2歳児の子どもの利用料も無償化の対象となる。なお、現在も保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外であり、食材料費については保護者が負担し、施設による実費徴収(3～5歳)が基本となる。

また、認可外保育施設などを利用する3～5歳児については月3.7万円、0～2歳児は、住民税非課税世帯を対象に、月4.2万円を上限に利用料が無償化される。認可外保育所における無償化にあたっては、都道府県などに届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要であるが、5年間の経過措置が設けられることとなる。対象となる認可外保育施設は、市町村の条例で定めることができることとしている。

なお、衆議院内閣委員会(4月3日(水))にて附帯決議があり、量的拡充及び質の確保や、保育等従事者の処遇改善などが示されている。¹⁾

- 2 幼児教育・保育の無償化による影響として、保育の長時間化が進むことが考えられる。3歳児以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(2号認定)の保育については、1日最大8時間までの保育短時間と、11時間までの保育標準時間があるが、どちらも無償化されれば、当然長い時間を選択する人が増えることが予測される。

保育の長時間化が進むと、そのための職員を確保しなければならないという課題が出てくる。同時に保育時間が標準時間ベースで長時間化をすると、職員のシフトを変更する必要も出てくる。

人材確保に向けて、処遇改善をはじめ、職場環境、労働環境を良くする為の施策、無償化による職員の業務負担増に対応する施策の実施は急務である。

1)参考 「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要・関連

④ 児童虐待防止施策

- ・各保健センター、保健福祉課における母子保健の専門職の人員構成
- ・虐待事例に対する職員の対応力の向上に関する施策
- ・虐待事例に対応する職員へのサポート体制の強化に関する施策
- ・児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策、特に望まない妊娠の相談窓口体制
- ・未受診や飛び込み出産対策
- ・乳幼児健康診査未受診児対応施策
- ・要保護児童対策協議会における特定妊婦の管理システム
- ・乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第 21 条の 10 の 2 第 1 項）
- ・保健師を対象とした子供虐待予防に関する研修
- ・医療機関から保健機関への情報提供システムの構築及び運用（妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭にかかわる保健、医療の連携）
- ・障がい、難病児の療育システム（児童福祉法第 19 条第 1 項及び第 2 項）
- ・小児在宅移行支援体制の整備（病院の NICU や小児病棟等における長期入院児対策）

⑤ 鹿児島市いじめ防止基本方針

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校におけるいじめの防止等のための組織の設置
- ・学校におけるいじめ防止等に関する措置

2 監査対象事業を担当する本市の部局の概要

(1) 健康福祉局こども未来部

担当課	担当者数(人)	職務の内容	資格
こども政策課	15	<p>企画係</p> <p>(1)部及び課に属する庶務並びに部内事務の連絡調整に関する事。 (2)こども施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (3)子育て支援の推進に関する事(他の所掌に係るものを除く。) (4)少子化対策に関する事。 (5)結婚相談所に関する事。 (6)社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。 (7)予算経理に関する事。 (8)公印の保管に関する事。</p> <p>放課後児童育成係</p> <p>(1)放課後児童健全育成の施策に関する事。 (2)児童クラブの施設整備に関する事。 (3)子育て支援の推進に関する事(他の所掌に係るものを除く。)</p> <p>交流係</p> <p>(1)子育て支援の推進に係る事(他の所掌に係るものを除く。) (2)すこやか子育て交流館に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (3)すこやか子育て交流館の管理運営に関する事。 (4)すこやか子育て交流館の使用許可及び使用料の徴収に関する事。 (5)子育てに関する活動を行う団体等の育成及び支援に関する事。 (6)親子つどいの広場に関する事。 (7)児童福祉施設に関する事(他の所掌に係るものを除く。) (8)子育て支援に係る軽易な届出等の受付事務に関する事(他の所掌に係るものを除く。) (9)公印の保管に関する事。</p>	なし
保育幼稚園課	136	<p>総務係</p> <p>(1)保育所、幼稚園、認定こども園に関する事(他の所掌に係るものを除く。) (2)保育の実施、指導等に関する事。 (3)保育料及び児童福祉施設徴収金に関する事。 (4)その他児童保育に関する事。 (5)予算経理に関する事。 (6)公印の保管に関する事。 (7)その他課に属する庶務に関する事。</p> <p>施設係</p> <p>(1)社会福祉法人の設立認可等に関する事(他の所掌に係るものを除く。) (2)保育所等の設置認可等に関する事。 (3)保育所等の施設整備に関する事。 (4)特定教育・保育施設の確認監査に関する事。 (5)ちびっこ広場に関する事。</p> <p>保育園(所)(保育所11か所、へき地保育所1か所)</p> <p>(1)乳幼児(黒神保育園にあっては幼児)の保育に関する事。 (2)保育状況その他園(保育所にあっては所)の業務報告に関する事。 (3)公印の保管に関する事。 (4)園(保育所にあっては所)に属する庶務に関する事。</p>	あり (総務係に栄養士1名、保育園(所)に保育士を配置)
母子保健課	10	<p>(1)母子保健に係る連絡調整に関する事。 (2)母性及び乳幼児の保健指導に関する事。 (3)母体保護に関する事。 (4)育成医療に関する事。 (5)予算経理に関する事。 (6)公印の保管に関する事。 (7)その他課に属する庶務に関する事。</p>	あり (保健師4名を配置)

担当課	担当者数 (人)	職務の内容	資格
こども福祉課	25	<p>家庭福祉係</p> <p>(1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。 (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。 (3) こどもの虐待防止に関する事。 (4) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当に限る。）。 (5) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。 (6) 母子生活支援施設、助産施設等の設置認可等に関する事。 (7) 母子生活支援施設、助産施設等の施設整備に関する事。 (8) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。 (9) 婦人保護更生に関する事。 (10) その他児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。 (11) 予算経理に関する事。 (12) 公印の保管に関する事。 (13) その他課に属する庶務に関する事。</p> <p>児童給付係</p> <p>(1) 児童手当に関する事。 (2) こども医療費助成に関する事。 (3) 母子・父子家庭等医療費助成に関する事。</p>	あり（家庭福祉係に要保護児童対策地域協議会の担当者として保健師を配置）

(要保護児童対策地域協議会について)	
(1) 担当課 (2) 担当者数 (3) 担当者の具体的職務の内容 (4) 資格の有無	(1) こども福祉課 (2) 2人 (3) 要保護児童対策地域協議会の調整機関 (4) あり（保健師）

(2) 保健所(各保健センター・保健福祉課における母子保健の専門職の人員構成)

【平成30年4月1日現在の母子保健の専門職人員数】計80人

北部保健センター 8人(職員7人、母子保健支援員1人)

※職員内訳：保健師6人、栄養士1人

東部保健センター 13人(職員12人、母子保健支援員1人)

※職員内訳：保健師9人、医師1人、栄養士1人、歯科衛生士1人

西部保健センター 11人(職員10人、母子保健支援員1人)

※職員内訳：保健師9人、栄養士1人

中央保健センター 22人(職員21人、母子保健支援員1人)

※職員内訳：保健師14人、医師2人、助産師1人、看護師2人、栄養士1人、
歯科衛生士1人

南部保健センター 16人(職員15人、母子保健支援員1人)

※職員内訳：保健師12人、医師1人、栄養士2人

吉田保健福祉課 職員2人 ※内訳：保健師2人

桜島保健福祉課 職員2人 ※内訳：保健師2人

喜入保健福祉課 職員2人 ※内訳：保健師2人

松元保健福祉課 職員2人 ※内訳：保健師2人

郡山保健福祉課 職員2人 ※内訳：保健師2人

(3) 教育委員会事務局

① いじめ防止問題の担当課

鹿児島市教育委員会事務局 青少年課

② 担当者数：課長：1人、主幹：2人、指導主事：5人

臨床心理士相談員：5人（内 臨床心理士5人）

文科省スクールカウンセラー：18人（内 臨床心理士15人）

市スクールソーシャルワーカー：4人（内 精神保健福祉士2人、
社会福祉士3人、双方の有資格者2人）

市スクールカウンセラー：14人

教育相談室相談員：5人

③ いじめ防止問題に関する実務経験の有無、具体的内容

[実務経験の有無] 担当者全てに、いじめ問題に関する実務経験あり

担 当	具 体 的 内 容
課 長	いじめ問題について、総合的な観点からの指導、監督。
主 幹	いじめ問題に対して、学校の組織的対応が取れているかなど、指導主事が適切に、学校に指導できているかを確認、指導
指導主事	いじめ問題に対して、学校の組織的対応、児童生徒の心のケア、保護者や関係機関等の対応、連携の在り方について、課長、主幹の指導のもと、具体的に指導
臨床心理相談員	児童生徒及び保護者、教職員との面談、心のケア
文科省 SC	児童生徒及び保護者、教職員との面談、心のケア
市 SSW	家庭に係る相談について、児童生徒及び保護者への支援
市 SC	児童生徒及び保護者との面談、心のケア
教育相談室相談員	児童生徒及び保護者と面談、心のケア

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

第3 子育て支援施策に関する施設の現状及び財務事務の執行

I 本市における児童・母子福祉に関する施設の現状、各種事業の目的、事業内容の概要

本市における施設及び子育て支援に関する各種事業の現状は以下のとおりである。なお、各種事業の目的、事業内容等の概要は、鹿児島市議会事務局作成の平成30年度及び令和元年度の「市政概要」から引用する。

1 保育所及び入所児童数（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を除く）

（平成30.4.1現在）

区分 設置別	園数	定員	入所児童数	待機児童数
市立	11園	890人	839(3)人	0(0)人
私立	107	9,619	9,692(40)	113(4)
計	118	10,509	10,531(43)	113(4)

*（ ）内は広域入所児童数

2① 市立保育園（所）

施設名	区分	施設			入所状況（平成29年度）		平成30年度 予算額	職員数
		開所	敷地	建物	定員	月平均人員		
保育園 （所）	城南	昭和 23. 1. 1	2,178 m ²	741 m ²	120 人	114 人	千円 1,106,614	14 人
	三和	〃 30. 8. 15	1,909	806	140	139		15
	真砂	〃 25. 9. 1	2,119	916	150	163		18
	春日	〃 26. 8. 1	1,089	734	120	97		14
	原良	〃 36. 4. 1	1,288	429	60	70		11
	東桜島	〃 39. 4. 1	855	219	30	17		5
	東谷山	〃 55. 4. 1	1,142	414	60	69		10
	中山	〃 42. 3. 1	1,599	605	90	105		13
	本名	〃 47. 5. 1	1,548	264	30	31		3
	宮之浦	〃 50. 4. 1	3,152	387	45	50		4
	花尾	〃 50. 4. 1	2,765	303	45	40		4
	黒神	〃 41. 4. 1	481	198	30	0		0

(注)黒神保育園・・・へき地保育所(平成28年度から休園)

② 市が設立し市社会事業協会を指定管理者として指定しているもの

名 称	所 在 地	定員	職員数	委託料	敷地	建物	設立年月日
鹿児島市知的障害者福祉センター	星ヶ峯二丁目1-1	—	12人	千円 71,521	5,612 m ²	4,350 m ²	平成12.11.16

3 市社会事業協会が設置し運営しているもの

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷 地	建 物	設立年月日
鴨池 保育園	鴨池一丁目8-10	100 人	13 人	851 m ²	547 m ²	昭和 24. 6. 1
柳 田 〃	武一丁目35-33	110	14	1,554	594	〃 43. 4. 1
田 上 〃	田上一丁目26-15	110	13	1,018	599	〃 45. 4. 1
玉 里 〃	下伊敷一丁目11-7	110	14	1,080	598	〃 46. 4. 1
なぎさ 〃	真砂本町25-13	40	7	666	295	〃 48. 4. 1
あたご 〃	下伊敷一丁目32-1	80	11	1,124	482	〃 48.12. 1
南林寺 〃	南林寺町12-11	40	7	398	327	〃 49. 4. 1
清 水 〃	清水町6-27	70	10	851	365	〃 50. 4. 1
西紫原 〃	紫原四丁目37-2	60	10	1,414	350	〃 51. 4. 1
薬 師 〃	薬師二丁目41-10	70	10	1,921	680	〃 52. 4. 1
吉 野 〃	吉野町3074	60	10	1,405	372	〃 53. 4. 1
下伊敷 〃	下伊敷二丁目26-10	110	14	1,810	900	〃 54. 4. 1
武 〃	武二丁目28-7	90	13	940	550	〃 54. 4. 1
松 原 〃	松原町2-24	60	10	882	370	〃 55. 4. 1
やくし乳児院	薬師二丁目41-8	25	19	880	720	平成 25. 2. 1
母子生活支援施設	—	20世帯	4	487	1,411	昭和 23.10. 1

4 認可外保育施設（一般受け入れ）の届出の現況

届出数 48施設（平成30年4月1日現在）

5 児童館

施設名	施 設				平成30年度予算額	指 定 管 理 者
	所在地	開 所	敷地	建物		
城南児童センター	城南町4-19	昭和41. 4. 1	519m ²	397m ²	千円 37,630	社会事業協会
三和児童センター	三和町21-23	昭和43. 4. 1	546	400		社会事業協会
郡山児童センター	郡山町39-4	平成12. 6. 1	1,340	440		社会事業協会

6 すこやか子育て交流館（りぼんかん）

目 的 子育て家庭や子育て支援団体等の活動を様々な角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設で、「ひろがる笑顔、支え合う子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関連団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。

開館時間 午前9時から午後5時

休館日 毎月第1月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

所在地 与次郎一丁目10番17号

使用料 無料 但し、貸室と子ども一時預かりは有料

対象者 小学校3年生までの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

使用開始 平成22年10月9日

7 親子つどいの広場

目 的 子育て中の親とその子供が気軽に集い、相互に交流する場を提供することにより子育てに係る不安感の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

開館時間 午前9時から午後5時

休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

使用料 無料 但し、子ども一時預かりは有料

対象者 小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

名 称	所 在 地	使用開始	指定管理者
東部親子つどいの広場 (なかまっち)	中町4-13	平成20.4.1	社会福祉法人川上福祉会
南部親子つどいの広場 (たにっこりん)	西谷山一丁目3-2	平成25.12.24	社会福祉法人鹿児島県 社会福祉事業団
北部親子つどいの広場 (なかよしの)	吉野町3256-1	平成26.7.1	社会福祉法人鹿児島市 社会事業協会
西部親子つどいの広場 (いしきらら)	下伊敷一丁目10-3	平成29.4.1	同上

8 保育士・保育所支援センター運営事業

- 目 的 潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを運営するとともに、保育士確保対策の充実を図る。
- 場 所 鹿児島市福祉コミュニティセンター3階（祇園之洲町1-2）
- 運 営 一般社団法人鹿児島市保育園協会（委託）
- 開所時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の8時30分～17時
- 業務内容 (1) 保育所等に関する募集採用状況の把握
(2) 求職者のニーズに合った就職先の提案
(3) 求職者と雇用者双方のニーズ調整
(4) 保育所等に対する潜在保育士活用の助言
(5) 保育所等に勤務する保育士や保育士資格取得希望者からの相談

9 特別保育事業

- 目 的 延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と増進を図り、児童福祉の向上に努める。
- 事業内容 ① 延長保育事業
11時間の開所時間の前後の時間（午後6時以降等）及び短時間認定児童の利用時間を超える時間も保育を必要とする児童を引き続き保育する保育所等に対し、必要な経費を補助する。
- ② 保育所障害児受入促進事業
既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。
- ③ 保育所地域活動事業
地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。
- ④ 一時預かり事業
一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所等に対し、必要な経費を補助する。
幼稚園型：主に在籍園児（1号認定こども）を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、必要な経費を補助する。

10 実費徴収に係る補足給付事業

- 目 的 生活保護世帯の支給認定保護者が負担すべき費用等を軽減または減免することにより、当該世帯の児童の円滑な特定教育・保育の利用を図

る。

事業内容 ① 給食費（副食材料費） 4,500円×減免日数と実際の減免年額を比べて少ない額 * 1号認定に限る。

② 教材費・行事費 2,500円×減免月数と実際の減免年額を比べて少ない額

11 私立保育所等への補助事業

目 的 私立保育園等の職員の資質向上と保育内容の充実を図るため、研修費や運営費を補助する。

認可保育所 496,279千円

認可外保育施設 33カ所 37,140千円

認可保育所

(単位：千円)

項 目	年 度		
	平成 28 (予算)	平成 29 (予算)	平成 30 (予算)
保育園協会研修費補助	21,547	20,298	19,110
非常勤保育士雇用等補助	71,632	74,592	59,052
保育体制強化事業補助	—	—	81,810
週休二日制実施補助	72,111	84,517	74,642
保育材料等補助	55,804	55,219	61,675
障害児保育補助	39,888	49,674	53,381
軽度障害児保育補助	15,910	14,060	15,096
保育園協会運営費補助	4,956	4,915	4,963
こどもの心が育つ保育推進事業補助	14,480	16,693	17,262
幼児保育相談補助	6,930	6,300	7,020
障害児保育円滑化事業補助	3,825	3,060	3,060
療育支援児保育補助	66,526	90,650	96,126
保育園研修費補助	1,817	2,124	3,082
計	375,426	422,102	496,279

認可外保育施設

(単位：千円)

項 目	年 度		
	平成 28 (予算)	平成 29 (予算)	平成 30 (予算)
運営費等の補助	46カ所 46,229	39カ所 42,660	33カ所 37,140

12 多子世帯保育料等軽減事業

目 的 第3子以降の子どもを保育所等に入所させている多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養している世帯）の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。

対象児童 対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者

- ・保育所等に入所している児童
- ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童
- ・市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童

13 病児・病後児保育事業（国の制度 平成14年10月から実施）

目 的 保育所に入所中の児童等で、病気の回復期にあるために集団保育ができず、かつ、保護者がやむ得ない事由のため家庭で育児ができない場合にその児童を一時的に預かり、保育を行う。

事業内容 ① 対象児童 本市に住所を有する0歳児から小学校6年生までの児童

② 実施施設 （平成30年4月1日現在）

みなみクリニック ダーグ・ホーム

池田病院 チックタック童夢館

紫原たはら病院 グッドラック

ひだまりこどもクリニック ぱらんせ

谷山生協クリニック レインボーキッズ

中瀬小児科 マーミン

あおぞら小児科 あまやどり

かごしまたんぽぽ小児科 ぱふ

③ 利用定員 各4人

④ 利用日及び時間 平 日 午前8時30分から午後6時まで
土曜日 午前8時30分から午後1時まで

14 保育コーディネーター配置事業

保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結び付け、よりきめ細やかな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

配 置 保育幼稚園課3人、谷山福祉部福祉課2人、福祉部伊敷福祉課1人、福祉部吉野福祉課1人

15 認可外保育施設保育料補助金

保育を必要としている児童を認可外保育施設に預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。

16 地域子育て支援センター事業

目 的 子育て家庭を支援する活動の企画、調整、実施を担当する職員を拠点保育所に配置し、地域の保育所の協力を得て、育児不安などに対する相談・指導及び地域の子育てサークルなどの育成・支援等を図る。

事案内容 育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、親子ふれあいの催し、育児講座など

委 託 先 松青福祉会松青保育園、川上福祉会ふじヶ丘保育園、鹿児島県社会福祉事業団同胞保育園、伊敷福祉会伊敷保育園、紫原福祉会つくし保育園、吉田向陽会むれが岡保育園、笹桐福祉会郡山保育園、前之浜福祉会前之浜保育園、常盤会石谷の森保育園

17 ファミリー・サポート・センター事業（国の制度 平成 12 年度から実施）

目 的 育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

委 託 先 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

18 放課後児童健全育成事業（国の制度 昭和 52 年度から実施）

目 的 児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブを設置し適切な遊びと生活の場を提供することで、昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。

対象児童 放課後児童（小学校に就学している児童）

児童クラブ設置状況（平成 30.5.1 現在 151 クラブ）

19 児童クラブ施設整備事業（昭和 52 年度から実施）

目 的 待機児童の解消等を図るため児童クラブの施設を整備する。

20 放課後児童健全育成補助事業（平成 11 年度から実施）

目 的 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費及び市が運営を委託している児童クラブとの保護者負担金差額等について補助を

行い、当該法人の事業の促進を図ることにより、児童の健全な育成を図る。
補助対象者 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

21 ちびっこ広場管理・整備事業（市単独事業 昭和42年度から実施）

目的 小学校低学年以下の子どもの身体面の発育及び精神面の発達を助長するとともに、路上の遊びを防止することを趣旨として、近所の空き地等を利用して、安全で楽しく、明るく過ごすことができるために設置する。

施設 ① ブランコ ② 滑り台 ③ スプリング遊具 ④ ベンチ
⑤ 必要と認める外柵 ⑥ 市長が必要と認めるもの

設置状況 (単位：カ所)

	27年度	28年度	29年度	30年度
設置	1	0	0	0
廃止	0	2	1	0
年度末広場数	98	96	95	95

22 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（国の制度 平成6年度から実施）

内容 保護者の疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、事故等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童及び一時的保護を必要とする母子を児童福祉施設で一時的に養育・保護する。

費用 (平成30.4.1現在)

区分		1日当たりの費用	費用負担		
			保護者負担分	市負担分	
生活保護世帯	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円	
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円	
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円	1,500円	
非市町税村民世帯	母子・父子家庭	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円
		2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
		緊急一時保護の母親	1,500円	0円	1,500円
	母子・父子家庭以外	2歳未満の児童	10,700円	1,100円	9,600円
		2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
		緊急一時保護の母親	1,500円	300円	1,200円
その他の世帯	母子・父子養育者家庭	2歳未満の児童	10,700円	1,100円	9,600円
		2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
		緊急一時保護の母親	1,500円	300円	1,200円
	母子・父子養育者家庭以外	2歳未満の児童	10,700円	5,350円	5,350円
		2歳以上の児童	5,500円	2,750円	2,750円
		緊急一時保護の母親	1,500円	750円	750円

・夜間養護等（トワイライト）事業（国の制度 平成 16 年度から実施）

内 容 保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童福祉施設で保護し、生活指導や食事の提供等を行う。

利用時間 ① 夜間養護事業 夕方～午後 10 時まで（基本分）
（宿泊を伴った場合の午後 10 時以降翌朝までは宿泊分）

② 休日預かり事業 朝～夕方（おおむね午後 6 時）

費 用 (平成 30. 4. 1 現在)

区 分		1 日当たり の費用(円)	費用負担(円)			
			保護者負担分	市負担分		
生活保護世帯	夜間養護事業	基本分	1,500	0	1,500	
		宿泊分	1,500	0	1,500	
	休日預かり事業	2,700	0	2,700		
非市課町 税村 世帯税	母子・父子家庭	夜間養護事業	基本分	1,500	0	1,500
		宿泊分	1,500	0	1,500	
		休日預かり事業	2,700	0	2,700	
	母子・父子 家庭以外	夜間養護事業	基本分	1,500	300	1,200
		宿泊分	1,500	300	1,200	
		休日預かり事業	2,700	350	2,350	
その 他 の 世 帯	母子・父子 養育者家庭	夜間養護事業	基本分	1,500	300	1,200
		宿泊分	1,500	300	1,200	
		休日預かり事業	2,700	350	2,350	
	母子・父子 養育者家庭以外	夜間養護事業	基本分	1,500	750	750
		宿泊分	1,500	750	750	
		休日預かり事業	2,700	1,350	1,350	

23 にこにこ子育て応援隊支援事業（平成 19 年度から実施）

目 的 本市全体で子育てを応援する機運を高め、市と市民、市民活動団体、事業者等が協働し、安心して子どもを生き育てる環境づくりを進めることを目的とする。

概 要 さまざまな分野・地域で子育てを応援する市民活動団体や事業者等に「にこにこ子育て応援隊」に加入していただき、地域における子育て支援を推進するとともにそれらの活動の促進を図る。

にこにこ子育て応援隊の種類

- ① 地域みんな応援隊
- ② 職場のパパママ応援隊
- ③ お出かけラク！トク！応援隊（県子育て支援パスポート事業協賛店舗等）
買物時の割引など、子育て家庭に配慮する店舗や施設等

子育て支援パスポートの交付

お出かけラク！トク！応援隊が提供するサービスを受けるために必要な子育て支援パスポートを交付する。

対 象 満 18 歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠している方がいる世帯

24 子育てサポーター養成事業

目 的 地域における子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境の整備を図るため、市民の方々が、自らの経験等を活かして様々な子育て支援を行う「子育てサポーター」を市主催のイベントや子育て支援施設等に派遣するほか、スキル向上のため、国の子育て支援員研修制度に基づき「現任研修」を実施する。

事業内容 現任研修（机上講座 1 回）

募集人員 子育てサポーター等と市内在住の子育て支援員研修修了者

受講料 無料

25 子育て支援ネットワーク推進事業

目 的 すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、様々な主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

事業内容 ① 子育て支援ネットワーク会議の運営
② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用
③ かごしま市子育てガイドの発行（広告掲載による無料発行）

26 母親クラブ育成・支援事業（平成 13 年度から実施）

目 的 それぞれの地域において、児童の健全育成に関心のある母親等で構成し、子育て等に関して地域レベルの交流の活性化を図ることを目的とする母親クラブの組織化を行い、その活動を支援する。

27 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業（平成 13 年度から実施）

目 的 鹿児島市が設置運営する社会福祉施設（保育所、いしき園、喜入園）の利用者からの苦情を解決するにあたり、社会性或客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応並びに苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員（3 人）を設置する。

28 私立幼稚園等の運営に対する助成事業

私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の子供の教育及び保育を推進する

ため、私立幼稚園等及び私立幼稚園協会の運営費、教育・保育職員等の研修費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費等の助成を行う。

29 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業

私立幼稚園等の環境整備を図り、就学前教育をより一層充実するため、園舎の新・増改築、屋外教育環境の整備、大型遊具・大型備品を設置しようとする園に経費の一部を補助する。

30 私立幼稚園障害児教育補助事業

障害児に対し、就園の機会拡充や、障害の種類程度に応じた教育を図るため障害児が在園する私立幼稚園で県の補助対象になっていない園に補助する。

31 幼稚園就園奨励費補助事業

父母の経済的負担を軽減し、幼児教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園(3、4、5歳児)に就園させている世帯の所得状況に応じて施設型給付を受けない幼稚園が保育料を減免した場合、設置者に補助する。

本事業では、市民税の課税額により、次の段階に分けて補助する。(市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除適用前)

補助される額		補助限度額(年額) 平成30年4月1日現在					
		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
区分		(第1番目)	(第2子) (新第2子)	(第3子以降) (新第3子以降)	(第1子)	(第2子) (新第2子)	(第3子以降) (新第3子以降)
A	生活保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円			
B	平成30年度市民税非課税となる世帯及び市民税所得割非課税(均等割のみ)世帯	272,000円	308,000円				
C	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円		272,000円	308,000円	
D	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円		※ひとり親世帯等で、B区分・C区分に該当する世帯は補助額が上記の額となる。		
E	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が211,200円を超え241,300円以下の世帯	31,000円	154,000円				
F	上記以外の世帯で、市民税の所得割課税額が241,300円を超え271,300円以下の世帯	15,500円					
G	上記区分以外の世帯	-					

32 多子世帯保育料等軽減事業（私立幼稚園）

私立幼稚園に第3子以降の子どもを就園させている多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養している世帯）の経済的負担を軽減するため、保育料等から私立幼稚園就園奨励費により減免された部分を除く保護者負担分について一定の割合で幼稚園が減免した場合、設置者に補助する。

- 対象となる園児は以下の項目のいずれにも該当する者
 - ・私立幼稚園に就園し、私立幼稚園就園奨励費の受給対象となっている子
 - ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する子
 - ・市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する子

33 家庭児童相談員設置事業（昭和45年度から実施）

目 的 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉向上を図るための相談・助言・指導を行う。

相 談 員 3人

34 児童虐待対策事業（平成13年度から実施）

目 的 児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

事業内容 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が情報を共有しながら、適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、防止のための啓発活動を行う。

- ① 代表者会議の開催
 - ・年1回以上の開催
 - ・各機関の代表者が問題意識の共有や地域協議会の全体的な事項を協議する。
- ② 子ども相談連絡部会の運営
- ③ 児童虐待等の通告への対応
 - ・実務者会議の開催
 - ・個別ケース検討会議の開催
- ④ 児童虐待防止のための啓発活動
 - ・街頭キャンペーンの実施
 - ・啓発ポスター、チラシの作成等

35 愛の福祉基金（市単独事業、昭和56年度から実施）

篤志家からの寄附金を基金に積み立て、その運用利息等を市民福祉の増進のために役立てる。

基金総額 255,717,451 円（平成 31 年 3 月末現在）
事業内容 母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに図書カードを贈呈する。
児童数 約 700 人
贈呈額 1 人当たり 1 万円分の図書カード

36 婦人相談員設置事業（国の制度 昭和 33 年 1 月から実施）

目的 女性の身上や生活の相談、助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行い女性保護を図る。
相談員 3 人

37 母子・父子自立支援員設置事業

（平成 20 年度から国補助事業 昭和 62 年度から実施）

目的 ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図る。また、児童扶養手当受給者に対し、個々のニーズに対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を促進する。
対象者 母子家庭、父子家庭、寡婦等
相談員 6 人

38 ひとり親家庭等生活支援事業（国の制度 平成 8 年度から実施）

目的 ひとり親家庭等が生活の場で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り、地域での生活を支援する。
事業内容 ・一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護、保育等を行う。
・育児や健康管理などについての生活支援講習会の会を開催する。
・緊急・一時的に必要な小口資金の貸付を行う。（委託）
委託先 市母子寡婦福祉会

39 母子家庭等自立支援事業（国の制度 就業支援講習会 平成 8 年度から実施 自立支援給付金事業 平成 16 年度から実施）

目的 就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を支給することにより、母子家庭等の就労活動を支援し、自立の促進を図る。
事業内容 ・就業に結び付く可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会を実施する。

- ・自主的に行う職業能力の開発のための講座を受講した者に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給する。
- ・就職に有利な資格取得を促進するため、当該資格に係る養成講座の受講者に対し「高等職業訓練促進給付金」等を支給する。
- ・高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した者に対し給付金を支給する。

40 母子父子寡婦福祉資金の貸付（母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付制度）

目 的 ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉の増進を図る。（母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金）

貸付金の種類 修学資金、就学支度資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、事業開始資金、事業継続資金、転宅資金、結婚資金、医療介護資金、修業資金

41 育児支援家庭訪問事業（国の制度 平成17年度から実施）

目 的 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育を図る。

42 児童扶養手当（国の制度 昭和37年1月から実施）

目 的 離婚等により父または母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることにより、当該児童の福祉の増進を図る。

手 当 額

	1人	2人	3人
全部支給	月額42,910円	月額53,050円	月額59,130円
一部支給	所得に応じて 月額42,900円 ～10,120円ま で	所得に応じて 1人の手当額に 10,130円～ 5,070円までを 加算した金額	所得に応じて 2人の手当額に 6,070円～ 3,040円までを 加算した金額

対象児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3人目の加算額と同額を加算

実績

年度 区分	平成27	平成28	平成29	平成30
新規受付件数(件)	872	820	829	757
受給権者数(人)	7,115	7,008	6,909	6,845

43 市民福祉手当（遺児等修学手当）（市単独事業 昭和45年度から実施）

目的 遺児等を養育している者に市民福祉手当を支給することにより、当該児童の福祉の増進を図る。

遺児等（対象者 5,928人）（令和元年度予算）

4月1日現在で1年以上本市に住所を有し、父母の一方もしくは両方がいない児童又はこれに準じる状態があると市長が特に認める児童で義務教育中の者（父又は母がその児童の養育にあたることができる者と婚姻関係（事実上の婚姻を含む）にあり、かつ同一世帯に属する児童は除く）

平成25年度から所得制限（児童手当と同額）を設け、制限額以上の者は手当を半額とする。

支給額 1人につき 年額24,000円

44 児童手当（国の制度 昭和47年1月から実施 平成24年4月制度改正）

目的 中学校修了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

手当額 児童1人につき

3歳未満の児童 月額15,000円

3歳以上小学校修了前の児童（第1子・第2子）月額10,000円

〃 （第3子以降） 月額15,000円

中学生 月額10,000円

上記にかかわらず所得制限限度額以上の場合 月額 5,000円

実績

年度 区分	平成27	平成28	平成29	平成30
受給者数(人)	45,935	45,503	45,334	45,311
延児童数(人)	922,581	919,000	918,342	914,242

45 こども医療費助成制度(昭和48年7月から実施・昭和48年10月から県補助事業)

目的 子どもの健康とすこやかな育成を図るため、医療費の一部を助成する。

対象者 中学校3年生までの子ども(*15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

助成内容 ① 3歳未満 保険診療による一部負担金の額を助成
② 3歳～中学3年生まで 保険診療による一部負担金の額から、1カ月2,000円を差し引いた額を助成 ただし市町村民税非課税世帯については、3歳未満のこどもと同様に保険診療による一部負担金の額を助成

* 付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

* 平成30年10月から市町村民税非課税世帯の未就学児に対し、医療機関等における窓口負担をなくす制度を導入

46 母子・父子家庭等医療費助成制度(昭和56年10月から実施・平成7年8月から県補助事業)

目的 母子・父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

対象者 ① 現に児童を扶養している母子家庭の母
② 現に児童を扶養している父子家庭の父
③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童
④ 父母のいない児童

* 児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害の状態にある者をいう。

所得の制限額を超える者及び他の法令による医療費の助成を受けている者を除く。

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成する。ただし、付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

47 こんにちは赤ちゃん事業(平成20年度から実施)

事業内容 生後4カ月までの乳児のいる家庭に保健師などの訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの

提供に結びつける。(新生児訪問指導事業とこんにちは赤ちゃん事業を合わせて乳児家庭全戸訪問とする。)

48 妊婦健康診査・健康相談事業 (昭和24年度から実施)

事業内容 妊産婦やその配偶者(乳幼児の父親)への妊娠・出産・育児に対する保健指導を行い、また、健康診査を実施することにより、安全な分娩と健康な子供の出生を図る。特に、妊娠・出産の安全性の確保及び妊婦健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施する。

経過 平成20年度 公費負担回数を3回から5回へ、超音波検査の年齢制限をなくし、毎回実施
平成21年度 公費負担回数を5回から14回へ、県外里帰り中の健診に対する償還払いを開始

49 子どもすこやか安心ねっと事業 (平成13年度から実施)

事業内容 子どもの発達障害の早期発見、早期支援のため、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す。

経過 平成26年度 乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援開始

50 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (平成16年度から実施)

事業内容 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

経過 平成27年度 初回の助成上限額を20万円から30万円に拡充するとともに、新たに男性不妊治療の助成を行う。(平成28年1月20日以降治療終了分から)

51 小児慢性特定疾病医療費助成事業 (平成8年度から実施)

事業内容 小児慢性疾病のうち、特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も大となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することになるため、小児慢性特定疾病の医療費助成事業を行い、もってその研究を促進し、医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費の負担軽減にも資することを目的として実施する。

経過 平成27年1月 制度改正により対象疫病が514疫病から704疫病となる。
平成29年4月 対象疫病が722疫病となる。
平成30年4月 対象疫病が16群756疫病となる。

52 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成 26 年度から実施）

事業内容 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言を行うとともに、自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う自立支援員を設置する。

経 過 平成 26 年度 医療、保健、福祉の関係者と教育機関等が連携した協議会を新たに設置し、環境整備を行うとともに、子どもと家族のための療育生活ガイドブックを作成
平成 27 年度 協議会の運営、ガイドブックの配布に加え、自立支援員の設置、小児慢性特定疾病支援員を配置
平成 28 年度 自立支援事業研修会に加えガイドブックの作成・配布を行う。

53 妊娠・出産包括支援事業（平成 27 年度から実施）

- 事業内容
- ① 子育て世代包括支援センター運営（平成 27 年度）
5 保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけ、情報提供、関係機関との連携・相談支援等を行う。
 - ・母子保健支援員の配置（平成 28 年度）
 - ・母子保健サポーターによる地域母子保健活動強化（平成 28 年度）
 - ・地域連携協議会の開催
 - ② 産後ケア事業（平成 8 年度）
産後の身体の回復や育児に不安を持つ産婦を対象に、助産所への入所による保健指導を行う。
 - ・日帰り型を新設し、利用期間の延長を行う。（平成 28 年度）
 - ③ ママのほっとスペース事業（平成 18 年度）
育児に対する不安を抱える母親を対象に、心理相談員や保健師・助産師が個別相談をしたり、親同士の交流の場を持ち、母親への心の支援を行う。
 - ・ふれママのほっとスペース事業（平成 28 年度）

54 産婦健康診査事業（平成 30 年度から実施）

事業内容 産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産婦健康診査を実施し、産後の支援の強化を図る。

55 未来を守るミルク支給事業（平成 30 年度から実施）

事業内容 HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス I 型）の母子感染を予防するため、新たに乳児用ミルクを支給する。

56 不育症治療費助成事業（平成 30 年度から実施）

事業内容 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療に要する費用の助成を行う。

57 子どもの未来応援事業（平成 29 年度から実施）

目 的 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう子どもの貧困対策を推進する。

事業内容 (30 年度)

- ① ひとり親家庭等ガイドブック作成
ひとり親家庭向けの情報をまとめた冊子を作成し、配布する。
- ② 子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金
子ども食堂を実施する団体が、参加者等のためのボランティア行事用保険に加入した際の保険料に対し、助成を行う。
- ③ アドバイザー派遣
子ども食堂を始めたい方等を対象に、運営に詳しい方を派遣する。
- ④ 子どもの貧困問題について、市民を対象とした講演会を開催し、意識啓発を行う。

58 児童相談所設置検討事業（平成 30 年度から実施）

事業内容 児童虐待対策を強化するとともに、子育て支援として相談しやすい体制のさらなる充実を図るため、児童相談所の設置について、有識者等による検討を進める。

59 未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除みなし適用

（平成 28 年度から実施）

事業内容 未婚のひとり親家庭に対し、保育料などのひとり親家庭の子育て支援につながる事業において、寡婦（夫）控除のみなし適用を行う。（50 事業）

60 イクボス推進会議開催事業

目 的 仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進同盟への参加企業の増加を図る。

II 子育て支援施策に関する財務事業の執行等

上記 I の各種事業の予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定・交付基準及び過去 3 年間（平成 28 年度から平成 30 年度）の予算額及び実績は以下のとおりである。

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>1 市立保育所 ①11の保育園(所)に対する予算の配分基準及び実績について ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①人件費(正規職員・臨時職員の給与・賃金や共済費等)については、各園の配置人数及び必要人員の見込みに基づき算出し、物件費(需用費や備品購入費等)については各園からの要望及び過年度の実績等を考慮し、予算配分を行っている。また、施設整備・修繕については施設の保全計画に基づく工事・修繕等の実施計画を基本として各園に配分する。おおむね予算配分に応じた執行実績となっている。</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>保育所費総額 28年度 (予算額)1,090,519,000円、(決算額)1,071,160,929円 29年度 (予算額)1,093,932,000円、(決算額)1,050,918,919円 30年度 (予算額)1,123,299,000円、(決算額)1,079,428,978円</p>
<p>2 鹿児島市知的障害者福祉センター事業について ①市社会事業協会を指定管理者としている経緯、根拠。 他に適切な委託先候補の有無 ②委託料の算出根拠 ③委託料の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①市社会事業協会を指定管理者としている経緯、根拠。他に適切な委託先候補の有無 同協会は、知的障害者を対象とした地域活動支援センター事業や知的障害児等を対象とした児童発達支援事業を通じて、知的障害者等の福祉の向上に取り組んできていること、また、スポーツやレクリエーション、教養講座等の交流事業を実施するなど、指定管理者として適切な管理運営を行っていることから、当該施設の利便性の向上が期待できる。 また、知的障害者に対する各種取組については、経過把握・指導等において継続性が重要であることから、同協会が最も適した管理運営主体であると考え、同協会を指定管理者として指定している。</p> <p>②委託料の算出根拠 選定の際に社会事業協会から提案された積算資料を精査し、算出している。</p> <p>③委託料の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法 管理業務については、業務報告(毎月)、事業報告及び決算書(毎会計年度終了後)の外、利用者アンケート及びモニタリングの実施により適正になされているか確認を行うとともに、執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>委託料の執行実績 28年度 (予算額)74,359,823円、(決算額)74,359,823円 29年度 (予算額)75,267,190円、(決算額)74,836,499円 30年度 (予算額)77,319,522円、(決算額)77,318,824円</p>
<p>3 市社会事業協会が設置、運営している保育園等への補助金等の有無 ①補助金の算定・交付基準 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>社会事業協会が設置・運営している保育所については、「私立保育所等補助事業」において、他の社会福祉法人・学校法人等設置・運営の保育所と同様に補助金を交付している。</p>	<p>私立保育所等補助事業の中に含まれる</p>
<p>4 認可外保育施設(一般受入れ)への補助金等の有無 ①補助金の算定・交付基準 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①鹿児島市認可外保育施設補助金により助成 補助金の算定・交付基準については、補助金交付要綱による</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>認可外保育施設補助助成事業及び認可外保育施設保育料助成事業のうち施設に対する事務補助額の合算 28年度 (予算額)43,721,400円、(決算額)43,162,064円 29年度 (予算額)39,028,800円、(決算額)33,836,270円 30年度 (予算額)37,715,066円、(決算額)31,658,805円</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>5 児童館について</p> <p>①児童館事業を市社会事業協会へ委託している経緯、根拠</p> <p>②他に適切な委託先候補の有無</p> <p>③委託料の算出根拠</p> <p>④予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p> <p>⑤指定管理者が「鹿児島市児童館条例」を遵守していることの検証方法</p>	<p>①児童センターは指定管理者制度を導入しており、選定の結果議会の議決を経て委託。</p> <p>②選定の結果により、委託先として選定したため、候補はなし。</p> <p>③選定の際に提案された金額を基に精査を行った上で予算要求をしている。</p> <p>④予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p> <p>⑤実績報告書の提出や、外部を入れた運営委員会へ市が出席するなど、施設や法人と連絡を密にして実態の把握に努めている。</p>	<p>28年度 (予算額) 38,270,000円、(決算額) 38,179,600円</p> <p>29年度 (予算額) 36,324,000円、(決算額) 35,864,840円</p> <p>30年度 (予算額) 39,528,600円、(決算額) 39,336,938円</p>
<p>6 すこやか子育て交流館(りぼんかん)について</p> <p>①予算額の算出根拠について</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①業者見積、過去の実績により算出。</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額) 40,521,000円、(決算額) 39,320,679円</p> <p>29年度 (予算額) 40,359,000円、(決算額) 39,008,433円</p> <p>30年度 (予算額) 42,041,400円、(決算額) 39,939,850円</p>
<p>7 親子つどいの広場について</p> <p>①指定管理者の選定の経緯及び根拠</p> <p>②予算額の算出根拠について</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p> <p>④指定管理者が「鹿児島市親子つどいの広場条例」を遵守していることの検証方法</p>	<p>①募集要項及び業務指針を作成し、公募を実施。提出された事業計画書等を元に、選定委員会が審査し選定する。根拠は鹿児島市親子つどいの広場条例。</p> <p>②選定の際に提案いただいた金額を基に精査を行った上で予算要求をしている。</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p> <p>④管理運営業務報告書等により行っている。</p>	<p>28年度 (予算額) 114,686,000円、(決算額) 114,378,809円</p> <p>29年度 (予算額) 153,041,000円、(決算額) 153,015,065円</p> <p>30年度 (予算額) 162,937,000円、(決算額) 162,733,991円</p>
<p>8 保育士・保育所支援センター運営事業について</p> <p>①委託先選定の経緯及び根拠</p> <p>②予算額の算出根拠について</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>① 保育所等の求人情報を把握するにあたっては、各園と密に連携を図る必要があることから、市内の認可保育所が加入している鹿児島市保育園協会への委託を決定した。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約である。</p> <p>②委託先提出の見積額を基本とし、内容の適正性を審査の上、算出している。</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額) 5,960,000円、(決算額) 5,950,800円</p> <p>29年度 (予算額) 5,543,000円、(決算額) 5,540,000円</p> <p>30年度 (予算額) 7,802,000円、(決算額) 6,693,574円</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>9 特別保育事業について</p> <p>①予算額の算出根拠について</p> <p>②延長保育事業、保育所障害児受入促進事業、保育所地域活動事業、一時預かり事業、事業別の補助金額及びその算出根拠</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①特別保育事業の各事業について、過年度の補助対象実績人数及び新規開設予定施設を含めた施設数等から、補助対象児童数・施設数の見込み算出し、要綱の交付基準額に基づき予算額を算出している。</p> <p>②各事業について予算額/決算額の順に記載</p> <p>●延長保育事業 28年度: 175,310,000円/115,461,883円 29年度: 136,433,000円/118,633,266円 30年度: 133,333,000円/118,264,639円</p> <p>●保育所障害児受入促進事業 28年度: 1,000,000円/729,000円 29年度: 649,000円/203,472円 30年度: 1,162,000円/1,161,380円</p> <p>●保育所地域活動事業 28年度: 10,700,000円/9,603,705円 29年度: 11,076,000円/10,492,662円 30年度: 10,611,000円/10,344,701円</p> <p>●一時預かり事業 28年度: 308,434,000円/216,254,750円 29年度: 269,468,000円/248,353,245円 30年度: 311,614,000円/281,165,934円</p> <p>→算出根拠については、鹿児島市特別保育事業補助金交付要綱</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>特別保育事業費総額</p> <p>28年度 (予算額)495,444,000円、(決算額)342,049,338円</p> <p>29年度 (予算額)417,626,000円、(決算額)377,682,645円</p> <p>30年度 (予算額)456,720,000円、(決算額)410,936,654円</p>
<p>10 実費徴収に係る補足給付事業について</p> <p>①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①予算執行実績については、予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)846,000円、(決算額)845,223円</p> <p>29年度 (予算額)838,000円、(決算額)825,079円</p> <p>30年度 (予算額)974,000円、(決算額)924,267円</p>
<p>11 私立保育所等(認可保育所、認可外保育施設)への補助事業について</p> <p>①補助金の交付基準</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①認可保育所: 鹿児島市私立保育所等運営補助金交付要綱に基づく 認可外保育施設: 鹿児島市認可外保育施設補助金交付要綱に基づく</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>認可保育所等(認可保育所及び認定こども園)</p> <p>28年度 (予算額)419,695,000円、(決算額)397,449,945円</p> <p>29年度 (予算額)463,309,000円、(決算額)439,058,635円</p> <p>30年度 (予算額)496,279,000円、(決算額)471,545,323円</p> <p>認可外保育施設 問4回答のとおり</p>
<p>12 多子世帯保育料等軽減事業について</p>	<p>—</p>	<p>※歳入(保育料)の中での取り組みであるため、個別の予算・決算額なし</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>13 病児・病後児保育事業について</p> <p>①予算の配分基準</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①実施施設ごとに、下記の(ア)及び(イ)の合算額により算出する</p> <p>(ア)基本委託料：利用人員数にもとづき算出</p> <p>(イ)減免加算委託料：生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯について利用料を減免した場合に施設に加算</p> <p>→過年度の利用実績をもとに算出された利用見込み人数により、上記を算出する。</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)134,746,000円、(決算額)128,774,030円</p> <p>29年度 (予算額)143,592,000円、(決算額)136,561,628円</p> <p>30年度 (予算額)179,553,000円、(決算額)172,794,814円</p>
<p>14 保育コーディネーター配置事業について</p> <p>①予算額の算出根拠について</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①鹿児島市報酬及び費用弁償条例施行規則に規定する報酬額(月額：159,600円)及び職員課・財政課より提示される報償費をもとに共済費、旅費(通勤手当)を含めた保育コーディネーターの件費を算出する。</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)16,219,000円、(決算額)15,950,672円</p> <p>29年度 (予算額)18,838,000円、(決算額)17,860,856円</p> <p>30年度 (予算額)18,946,000円、(決算額)18,651,530円</p>
<p>15 認可外保育施設保育料補助金について</p> <p>①予算額の算出根拠について</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①過年度の補助実績人数及び新規開設予定施設を含めた施設数等から、補助対象児童数・施設数の見込み算出し、要綱の交付基準額に基づき予算額を算出している。</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>認可外保育施設保育料助成事業総額</p> <p>28年度 (予算額)17,952,000円、(決算額)17,939,400円</p> <p>29年度 (予算額)16,269,000円、(決算額)16,260,600円</p> <p>30年度 (予算額)19,202,000円、(決算額)16,912,000円</p>
<p>16 地域子育て支援センター事業について</p> <p>①委託先選定の経緯及び根拠</p> <p>②予算額の算出根拠について</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①市長が地域子育て支援センター事業の活動の中心となる保育所等を指定することになっており、地方自治法施行令167条の2第2号により随意契約としている。</p> <p>②子ども・子育て支援交付金「地域子育て支援拠点事業交付要綱」の基準額を予算額としている。</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)60,961,000円、(決算額)60,960,250円</p> <p>29年度 (予算額)62,911,000円、(決算額)62,803,000円</p> <p>30年度 (予算額)62,803,000円、(決算額)62,803,000円</p>
<p>17 ファミリー・サポート・センター事業について</p> <p>①委託先選定の経緯及び根拠</p> <p>②予算額の算出根拠について</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①設立当初は、運営業務は「(社会福祉協議会などの)公益法人又は公益法人に準じる団体」に委託することができることとされており、事前に厚生労働省と協議を行い、社会事業協会に委託することとなった。</p> <p>②委託先から提出された見積額を参考に、過去の実績額を踏まえて市で精査を行った上で予算要求をしている。</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)11,930,000円、(決算額)11,876,348円</p> <p>29年度 (予算額)11,890,000円、(決算額)11,880,000円</p> <p>30年度 (予算額)12,690,000円、(決算額)12,512,920円</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
18 放課後児童健全育成事業について ①予算額の算出根拠 ②各児童クラブへの予算の配分基準 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法 ④放課後児童健全育成事業者が「鹿児島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守していることの検証方法	①人件費は単価に開所時間を乗じて算出。その他は、過去の実績・業者見積等により算出。 ②実施要綱に基づき配分している。 ③予算執行実績については、予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。 ④実地検査等により行っている。	28年度 (予算額)734,880,000円、(決算額)728,801,568円 29年度 (予算額)943,707,000円、(決算額)939,056,885円 30年度 (予算額)1,056,257,000円、(決算額)1,049,136,617円
19 児童クラブ施設整備事業について ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①業者見積、過去の実績により算出 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)227,756,000円、(決算額)87,350,422円 29年度 (予算額)379,734,720円、(決算額)355,977,663円 30年度 (予算額)222,814,000円、(決算額)193,892,563円
20 放課後児童健全育成補助事業について ①補助対象者の選定基準 ②予算額の算出根拠 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①補助要件を満たす事業者を公募し選定委員会で、運営内容や収支計画等を審査のうえ選定。 ②対象施設から提出された予算書等を参考に、補助金交付要綱に基づき予算額を算出している。 ③実地検査等により行っている。	28年度 (予算額)64,750,000円、(決算額)62,815,146円 29年度 (予算額)108,833,000円、(決算額)108,833,000円 30年度 (予算額)147,569,000円、(決算額)138,359,788円
21 ちびっこ広場管理・整備事業について ①予算額の算出根拠 ②予算の配分基準 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①遊具設置・撤去等の各項目に応じた単価と各項目の実施予定件数により遊具の整備年次計画分の委託料・工事請負費を算出し、その他需用費(光熱水費)や年次計画外の遊具の整備等のための費用については過年度の実績等に基づき、予算額を算出する。 ②広場ごとの改修年次計画に基づき予算を配分する。 ③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	ちびっこ広場管理事業総額(保育幼稚園課分) 28年度 (予算額)7,434,000円、(決算額)7,185,167円 29年度 (予算額)7,408,000円、(決算額)6,744,006円 30年度 (予算額)7,460,000円、(決算額)6,983,598円
22 子育て短期支援事業 ①委託先及びその選定基準 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①【委託先】 【乳児院】やくし乳児院、鹿児島乳児院、【児童養護施設】三州原学園、桜島学園、仁風学園、たらちね学園、【母子生活支援施設】千草寮、第二千草寮、クラージュみなみ、【ファミリーホーム】富永さんち 【委託先選定の基準】乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)のいずれかのうち、受入可能な施設。 ②・委託費算定基準の根拠 鹿児島市子育て短期支援事業実施要項第14条別表に定める一日当たりの費用に利用日数を乗じて得た額。 ・委託要件 鹿児島市子育て短期支援事業実施要項第3条に定める児童福祉施設等 ・委託対象経費 一時的に養育、保護するための経費 ・委託費の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情 業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については、提出された書類により実施している。	28年度 (予算額)4,051,000円、(決算額)2,334,400円 29年度 (予算額)2,809,000円、(決算額)1,831,200円 30年度 (予算額)2,955,000円、(決算額)2,859,800円
23 にこにこ子育て応援隊支援事業について ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①新規応援隊へ配布する啓発用のタペストリー等の作成代や郵送費等 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)211,000円、(決算額)184,487円 29年度 (予算額)125,000円、(決算額)82,323円 30年度 (予算額)211,000円、(決算額)136,944円
24 子育てサポーター養成事業 ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①業者見積、過去の実績により算出。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)818,000円、(決算額)715,000円 29年度 (予算額)1,187,000円、(決算額)333,232円 30年度 (予算額)533,000円、(決算額)492,281円

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
25 子育て支援ネットワーク推進事業について ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①業者見積、過去の実績により算出。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)1,816,000円、(決算額)1,531,294円 29年度 (予算額)2,517,000円、(決算額)2,287,207円 30年度 (予算額)2,145,000円、(決算額)2,021,752円
26 母親クラブ育成・支援事業 ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①活動見込により算出。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)3,780,000円、(決算額)2,968,312円 29年度 (予算額)3,780,000円、(決算額)2,384,752円 30年度 (予算額)3,780,000円、(決算額)1,894,967円
27 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業	—	28年度 (予算額)18,000円、(決算額)0円 29年度 (予算額)18,000円、(決算額)0円 30年度 (予算額)18,000円、(決算額)0円
28 私立幼稚園の運営に対する助成事業 ①助成金の算出根拠 ②各私立幼稚園への助成金の配分基準 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①鹿児島市私立幼稚園等運営補助金交付要綱に基づく ②毎年度5月1日時点の園児数、教育・保育職員等数、学級数等に基づき各園への補助金の交付額を決定する。 ③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)19,934,000円、(決算額)198,843,600円 29年度 (予算額)194,262,000円、(決算額)194,261,200円 30年度 (予算額)198,210,000円、(決算額)198,209,600円
29 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業 ①予算額の算出根拠 ②補助金交付対象幼稚園の選択基準及び交付額の決定基準 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①②対象施設に対し、次年度の助成希望の意向調査を実施し、各園の施設整備予定項目に応じて、鹿児島市私立幼稚園施設等整備補助金交付要綱に規定した補助基準により予算額を算出するとともに、予算執行年度において交付決定を行う。 ③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)7,871,000円、(決算額)7,587,000円 29年度 (予算額)20,281,000円、(決算額)19,700,000円 30年度 (予算額)6,959,000円、(決算額)6,873,000円
30 私立幼稚園障害児教育補助事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)3,136,000円、(決算額)2,744,000円 29年度 (予算額)4,704,000円、(決算額)4,704,000円 30年度 (予算額)4,312,000円、(決算額)3,920,000円

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額																													
31 幼稚園就園奨励費補助事業	—	28年度 (予算額) 505,855,000円、(決算額) 504,176,103円 29年度 (予算額) 480,312,000円、(決算額) 476,121,340円 30年度 (予算額) 367,293,000円、(決算額) 365,438,130円																													
32 多子世帯保育料等軽減事業(私立幼稚園)について	—	28年度 (予算額) 2,353,000円、(決算額) 1,047,300円 29年度 (予算額) 1,417,000円、(決算額) 990,500円 30年度 (予算額) 1,147,000円、(決算額) 410,600円																													
33 家庭児童相談員設置事業について ①相談員の選任基準 ②予算額の算出根拠	①社会福祉士等の資格を有する者若しくは児童相談所、児童福祉施設等で10年以上の勤務経験を有する者で採用予定日において65歳に満たない者 ②鹿児島市婦人相談員、母子自立支援員及び家庭児童相談員設置要綱	28年度 (予算額) 5,004,000円、(決算額) 4,935,844円 29年度 (予算額) 5,447,000円、(決算額) 5,394,977円 30年度 (予算額) 5,470,000円、(決算額) 5,418,212円																													
34 児童虐待対策事業について ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法 ③当市における妊娠から乳幼児期の虐待予防に関する施策について イ社会的ハイリスク妊婦(望まない妊娠・出産等)に関する相談業務の有無 ロ相談事業を実施している場合はその実績(相談者の年齢、職業、相談方法、主な相談内容、相談窓口把握経路) ハ相談を受けること、相談窓口から関係機関へつなぐことにより児童虐待リスクが高まるとされる「飛び込み出産」や「出産時の0日死亡」等を防止できたと考えられるケースの有無 ニハイリスク妊婦支援に関する人材育成事業の有無。ある場合は、その予算額及び事業の実情 ホハイリスク妊婦に対する出産支援に関する施策の有無及び当該事業の予算額、事業の実情 ヘハイリスク妊婦に対する出産後の育児支援施策の有無及び当該事業の予算額、事業の実情 ト未受診妊婦の把握について調査事業を実施しているか否か。実施している場合は調査の内容、調査委託先、予算額 当市における未受診妊婦の発症率	①鹿児島市要保護児童対策地域協議会の運営に関する経費や児童虐待防止推進月間事業(街頭キャンペーン、啓発リーフレット等)必要経費を計上している。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。 ③ イ～ヘ。 現行の事業(妊婦健康診査・健康相談事業や産婦健康診査事業、ふれママ・ママのほっとスペース事業、婦人相談、関係機関との連携、訪問事業など)でハイリスク妊婦への相談支援を行っており、引き続き、現行の事業を丁寧に行ってまいりたい。 ト。こども福祉課においては、実施していないが、保健センター等においては、支援の必要な妊婦の妊婦健診の受診状況を確認し、状況に応じては、こども福祉課と情報共有を行っている。	28年度 (予算額) 1,263,000円、(決算額) 1,148,720円 29年度 (予算額) 1,416,000円、(決算額) 1,158,320円 30年度 (予算額) 1,361,000円、(決算額) 1,099,520円																													
要保護児童対策地域協議会について ①第1回回答によると、「個別ケース検討会議 347回」開催ということでした。個別ケースの具体的内容(対象者の年齢、性別、事業の内容)。 ②特定妊婦管理台帳の実情 ③当市における特定妊婦に関するガイドライン、状況の変化に関するアセスメントの実情	①下記参照 種類別認定件数 <table border="1" data-bbox="869 1225 1339 1359"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="5">虐待認定件数</th> <th rowspan="2">非該当</th> <th rowspan="2">相談件数</th> </tr> <tr> <th>ネグレクト</th> <th>身体的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>121</td> <td>24</td> <td>87</td> <td>1</td> <td>233</td> <td>50</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>78</td> <td>39</td> <td>73</td> <td>1</td> <td>191</td> <td>50</td> <td>241</td> </tr> </tbody> </table> ②保健センターが保有する要管理者リストに特定妊婦を含んでいる。 ③本市として特定妊婦に関するガイドラインはないが、国の指標を参考に対応している。個別ケースにおける状況の変化については、ケースごとに対応している。	年度	虐待認定件数					非該当	相談件数	ネグレクト	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	小計	30年度	121	24	87	1	233	50	283	29年度	78	39	73	1	191	50	241	なし
年度	虐待認定件数					非該当	相談件数																								
	ネグレクト	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	小計																										
30年度	121	24	87	1	233	50	283																								
29年度	78	39	73	1	191	50	241																								

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
35 愛の福祉基金について ①予算額の算出根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①・毎年度、寄付金額を150万円と見込み、同額を積立金として計上し、年度末で補正対応している。 ・図書カード交付対象者数の過去3年平均を当年度対象者数と見込み、図書カードの金額を乗じて算出し、計上している。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)20,732,000円、(決算額)20,316,458円 29年度 (予算額)12,773,000円、(決算額)12,485,975円 30年度 (予算額)12,115,000円、(決算額)11,887,999円
36 婦人相談員設置事業について ①相談員の選任基準 ②予算額の算出根拠	①社会福祉士等の資格を有する者若しくは婦人保護施設等で10年以上の勤務経験を有する者で採用予定日において65歳に満たない者 ②鹿児島市婦人相談員、母子自立支援員及び家庭児童相談員設置要綱	28年度 (予算額)5,613,000円、(決算額)5,231,184円 29年度 (予算額)5,787,000円、(決算額)5,293,529円 30年度 (予算額)5,654,000円、(決算額)5,360,302円
37 母子・父子自立支援員設置事業について ①相談員の選任基準 ②予算額の算出根拠	①社会福祉士等の資格を有する者若しくは母子生活支援施設等で10年以上の勤務経験を有する者で採用予定日において65歳に満たない者 ②鹿児島市婦人相談員、母子自立支援員及び家庭児童相談員設置要綱	28年度 (予算額)10,895,000円、(決算額)10,619,904円 29年度 (予算額)10,939,000円、(決算額)10,877,328円 30年度 (予算額)10,990,000円、(決算額)10,918,971円
38 ひとり親家庭等自立支援事業について ①委託先選定の経緯及び根拠 ②予算額の算出根拠 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①母子・福祉団体から役務を受ける契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約としている。 ②鹿児島市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱、鹿児島市ひとり親家庭等生活支援講習会事業実施要項 ③業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により実施している。	28年度 (予算額)2,478,000円、(決算額)2,578,080円 29年度 (予算額)2,478,000円、(決算額)2,571,545円 30年度 (予算額)2,657,000円、(決算額)2,402,620円
39 母子家庭等自立支援事業について ①給付金額及びその算定根拠 ②予算額の算出根拠 ③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①給付金額 ・自立支援教育訓練給付金 受講料の60%相当額を支給。 ただし雇用保険法による教育訓練給付の受給要件を有している場合は差額分を支給。 ・高等職業訓練促進給付金 月額100,000円(市民税非課税世帯)、月額70,500円(市民税課税世帯)、修了支援給付金は非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円 算定根拠 ・鹿児島市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、鹿児島市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 ② ・自立支援教育訓練給付金 前年度対象者に対前年度増加額の過去2年平均を加えた人数に各受講料を乗じて算出し、計上している。 ・高等職業訓練促進給付金 在学者に当年度入学者(過去4年平均)を加えた人数を当年度対象者数と見込み、支給額を乗じて算出し、計上している。 ③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)58,512,000円、(決算額)58,880,952円 29年度 (予算額)65,984,000円、(決算額)67,979,255円 30年度 (予算額)76,472,000円、(決算額)67,162,630円

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>40 母子父子寡婦福祉資金の貸付について</p> <p>①貸付基準及び貸付審査の実績</p> <p>②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p> <p>③貸付金の管理方法。返済遅延、返済不能者に対する処理の実情</p>	<p>①貸付基準:・資金計画が自立促進に役立つものであり、償還財源になる収入が確実に認められること・本制度の資金返済に滞納がない者・公共料金等の滞納が著しくない者・多額の負債により本制度資金を流用されるおそれのない者・自己破産申立中や免責確定後7年以上経過している者・住所が安定している者・暴力団員でない者を基準に貸付けを行う。</p> <p>貸付審査の実績:母子82件、35,986,000円、父子2件、509,000円、寡婦2件、1,392,000円 合計86件、37,887,000円(平成30年度)</p> <p>②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p> <p>③返済遅延、返済不能者に対しては、文書や架電による催告を実施している。</p>	<p>28年度 (予算額)71,998,000円、(決算額)42,200,000円</p> <p>29年度 (予算額)61,207,000円、(決算額)42,573,000円</p> <p>30年度 (予算額)62,616,000円、(決算額)37,887,000円</p>
<p>41 育児支援家庭訪問事業について</p> <p>①支援対象家庭の選択基準</p> <p>②予算額の算出根拠</p> <p>③予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①出産後間もない時期の養育者であって、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により子育てに対して不安、孤立感を抱える家庭。</p> <p>②訪問実績から算出。</p> <p>③予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)5,678,000円、(決算額)4,229,000円</p> <p>29年度 (予算額)5,111,000円、(決算額)4,070,000円</p> <p>30年度 (予算額)5,111,000円、(決算額)4,806,000円</p>
<p>42 児童扶養手当について</p> <p>①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p> <p>②不正受給者の有無、あった場合の対策の実情</p>	<p>①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p> <p>②故意による不正受給者はなし。過失による受給については、返納を求めている。</p>	<p>28年度 (予算額)3,265,777,000円、(決算額)3,260,809,300円</p> <p>29年度 (予算額)3,288,821,000円、(決算額)3,278,686,890円</p> <p>30年度 (予算額)3,225,724,000円、(決算額)3,214,922,150円</p>
<p>43 市民福祉手当(遺児等修学手当)について</p> <p>①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)147,691,000円、(決算額)145,174,595円</p> <p>29年度 (予算額)146,044,000円、(決算額)144,691,319円</p> <p>30年度 (予算額)143,888,000円、(決算額)143,804,795円</p>
<p>44 児童手当について</p> <p>①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p> <p>②不正受給者の有無、あった場合の対策の実情</p>	<p>①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。</p> <p>執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p> <p>②故意による不正受給者はなし。過失による受給については、返納を求めている。</p>	<p>28年度 (予算額)10,220,747,000円、(決算額)10,142,395,000円</p> <p>29年度 (予算額)10,135,610,000円、(決算額)10,131,080,000円</p> <p>30年度 (予算額)10,162,825,000円、(決算額)10,077,895,000円</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
<p>45 こども医療費助成制度について ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)1,398,679,000円、(決算額)1,356,869,024円 29年度 (予算額)1,397,592,000円、(決算額)1,395,610,111円 30年度 (予算額)1,415,496,000円、(決算額)1,386,358,038円</p>
<p>46 母子・父子家庭等医療費助成制度について ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)375,433,000円、(決算額)371,776,749円 29年度 (予算額)371,553,000円、(決算額)371,466,635円 30年度 (予算額)359,981,000円、(決算額)359,613,541円</p>
<p>47 こんにちは赤ちゃん事業について ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法 ② 訪問実績 ③ 訪問者に対する研修の実情 ④ 乳幼児虐待予防という観点から見た当該事業の有効性について</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。 ② 実人員 1,033人 延人員 1,043人 ③ 乳児及び保護者の健康管理の支援に関する知識や子育て支援に関する最新の情報を学び、適切な支援ができるようになり、また、親子の心身状況や養育環境の把握・助言を適切に行うための技術を学ぶため、事業従事者(保健師・助産師・看護師)に対して、毎年度、事業従事者基礎研修会として年2回実施している。内容は事業説明・産後の母のメンタルヘルス・子どもの健康について等。 ④ 研修で産後の母のメンタルヘルスについて支援の実際について学び、また、県における児童虐待の現状と課題について県中央児童相談所から講話を受けている。虐待が子どもに及ぼす影響や支援者として何をすべきか等について学びを深めている。また、訪問時は、児に直接会い、産婦から様々な不安や悩みを聞き、情報提供や必要なサービスにつなぐ等、虐待予防に有効な事業になっている。</p>	<p>28年度 (予算額)6,219,000円、(決算額)5,595,039円 29年度 (予算額)6,032,000円、(決算額)5,340,259円 30年度 (予算額)5,787,000円、(決算額)5,258,733円</p>
<p>48 妊婦健康診査・健康相談事業について ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)534,446,500円、(決算額)525,336,905円 29年度 (予算額)539,989,000円、(決算額)512,391,085円 30年度 (予算額)514,588,000円、(決算額)496,889,331円</p>
<p>49 子どもすこやか安心ねっと事業 ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)28,049,000円、(決算額)27,182,306円 29年度 (予算額)28,864,000円、(決算額)26,987,449円 30年度 (予算額)28,973,000円、(決算額)26,873,715円</p>
<p>50 不妊に悩む方への特定治療支援事業について ① 予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法</p>	<p>① 予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。</p>	<p>28年度 (予算額)129,764,000円、(決算額)117,456,323円 29年度 (予算額)114,820,000円、(決算額)113,658,390円 30年度 (予算額)134,467,000円、(決算額)134,417,963円</p>

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
51 小児慢性特定疾病医療費助成制度について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)150,560,500円、(決算額)145,215,868円 29年度 (予算額)174,929,000円、(決算額)174,591,067円 30年度 (予算額)177,639,000円、(決算額)177,278,162円
52 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)5,204,000円、(決算額)3,640,508円 29年度 (予算額)4,887,000円、(決算額)3,374,811円 30年度 (予算額)3,782,000円、(決算額)3,482,566円
53 妊娠・出産包括支援事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	28年度 (予算額)29,452,000円、(決算額)27,988,459円 29年度 (予算額)31,997,000円、(決算額)29,108,471円 30年度 (予算額)33,630,000円、(決算額)30,270,198円
54 産婦健康診査事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	30年度 事業開始 30年度 (予算額)21,067,000円、(決算額)18,494,827円
55 未来を守るミルク支給事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	30年度 事業開始 30年度 (予算額)3,475,000円、(決算額)3,396,910円
56 不育症治療費助成事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	30年度 事業開始 30年度 (予算額)499,000円、(決算額)498,024円
57 子どもの未来応援事業について ①補助金、助成金の交付基準 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①鹿児島市子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金交付要綱に基づく。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	29年度 (予算額)4,244,000円、(決算額)3,492,448円 30年度 (予算額)2,149,000円、(決算額)1,399,909円
58 児童相談所設置検討事業について ①予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	30年度 ※事業開始 (予算額)5,785,000円、(決算額)5,563,188円

各種事業名	予算の配分基準、委託料の算出根拠、補助金の算定交付基準	過去3年間の予算額及び決算額
59 未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除みなし適用について	—	—
60 イクボス推進会議開催事業について ①予算額の算定根拠 ②予算の執行実績及び執行の適正性に関する検証方法	①業者見積、前年度の実績により算定。 ②予算執行実績については予算額及び決算額のとおり。 執行の適正性については、市監査事務局による決算審査・定期監査により検証を行っている。	29年度 ※男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業として実施 (予算額)839,000円、(決算額)777,215円 30年度 (予算額)577,000円、(決算額)441,424円

「意見 3」

ハイリスク妊産婦に特化した相談事業の実施を検討すべきである。

本市においては、現行の事業を丁寧に行うことでハイリスク妊産婦への相談支援を行っており、ハイリスク妊産婦に特化した相談事業は実施していないところであるが、児童虐待防止の観点から早急に検討すべきである。

「意見 4」

後述のとおり母子保健課において実施している未受診妊婦の把握についての調査事業の結果をこども福祉課においても情報共有するに際して情報共有に漏れ等が発生しないよう一層の努力、工夫を求める。

本市においては、必要に応じて妊婦健診の受診状況を確認し、要支援の妊婦の状況によっては、こども福祉課と情報共有を行っているが、要支援の妊婦の状況の把握について一層の努力と工夫の余地があると思われる。

「意見 5」

特定妊婦管理台帳の整備をすすめるべきである。

本市においては、「各保健センター・保健福祉課が保有する母子から高齢者迄の要管理者リストに特定妊婦を含んで対処している」とのことであるが、児童虐待防止の観点から「特定妊婦管理台帳」の整備に早急に取り組むべきである。

「意見 6」

母子父子寡婦福祉資金の貸付金の管理に、さらに努力と工夫をすべきである。

上記貸付金の「返済遅延、返済不能者に対しては文書や架電による催促を実施している」との回答であったが、上記催告では効果のない者に対する措置をどうすべきかさらに努力と工夫が必要である。

「意見 7」

児童扶養手当、児童手当の「受給者の過誤による受給」を無くす為の努力と工夫をさらにすべきである。又、過誤による受給者に対する返納について一層の努力と工夫が必要である。

「過誤による受給」は本来あってはならないものであることは申す迄もないことであるが、過誤を限りなく0にする努力と工夫をする為には先ず過誤の具体的内容及び過誤の発生原因を類型化して把握することが必要である。さらに過誤受給者に対する返納措置の実情（返納措置の具体的内容及び返納実績・返納実績を上げるための工夫）及び同受給者に対する返納措置の実情が十分に明確とは言い難いところがある。一層の努力と工夫が必要と考える。

Ⅲ 本市の子育て支援施策に関して実施している委託事業の概要及び予算、決算の内容

本市の子育て支援施策に関して実施している委託事業の

- ① 委託事業名
 - ② 事業の概要
 - ③ 担当課
 - ④ 委託費（平成28年度から平成30年度の予算額、決算額）
 - ⑤ 委託先
 - ⑥ 委託先選定の基準
 - ⑦ 委託費算定基準の根拠
 - ⑧ 委託要件
 - ⑨ 委託対象経費
 - ⑩ 委託費の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証
- の実情は以下のとおりである。

	①委託事業名	②事業の概要	③担当課	④委託費	⑤委託先	⑥委託先選定の基準	⑦委託費算定基準の根拠	⑧委託要件	⑨委託対象経費	⑩委託費の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情
1	放課後児童健全育成事業	就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童の健全な育成を図るため、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供するもの。	こども政策課 谷山福祉課	28年度 (予算額)734,880,000円、(決算額)728,801,568円 29年度 (予算額)943,707,000円、(決算額)939,056,885円 30年度 (予算額)1,056,257,000円、(決算額)1,049,136,617円	運営委員会(66か所) 社会福祉法人(7か所)	「鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱」による	「鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱」による	「鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱」による	放課後児童健全育成事業に要する経費のうち、支援員等 person 費、各種保険料、光熱水費等	精算書(決算書)及び業務の実績報告書については、「鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に定めている「児童クラブ運営費決算書」及び「児童クラブ収支台帳」の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認及び、実地検査等により行っている。
2	親子つどいの広場運営事業	子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図るため、「親子つどいの広場」を運営する。	こども政策課	28年度 (予算額)114,686,000円、(決算額)114,378,809円 29年度 (予算額)153,041,000円、(決算額)153,015,065円 30年度 (予算額)162,937,000円、(決算額)162,733,991円	社会福祉法人(4か所)	鹿児島市親子つどいの広場募集要項によるもの	指定管理応募者より提出された収支予算書内容の適正性を審査の上、算出する。	「指定管理者の業務指針」の提出を求めていること	人件費、一般事務費、維持管理費等	精算書(決算書)及び業務の実績報告書については、「指定管理者の業務指針」に定めてある報告書の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により、精算書及び実績報告書とおりの委託費の費消がなされているか確認を行っている。
3	地域子育て支援センター事業	子育て家庭の抱える育児不安を解消するために、育児のノウハウを蓄積している保育所等に委託して子育て支援活動を行う職員を配置し、子育て親子の交流の促進や育児の相談指導、子育てサークル等への支援を実施して、地域の子育て支援を推進する。	こども政策課	28年度 (予算額)60,961,000円、(決算額)60,960,250円 29年度 (予算額)62,911,000円、(決算額)62,803,000円 30年度 (予算額)62,803,000円、(決算額)62,803,000円	社会福祉法人(9か所)	「鹿児島市地域子育て支援センター事業実施要綱」に基づき事業を実施する保育所等を市長が指定して、事業を委託。	国の子ども、子育て支援交付金の補助基準額と同額	市の地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき事業を遂行できること。	事業実施に係る人件費、講師謝金、消耗品等の物件費	市の地域子育て支援センター実施要綱において、業務の実績報告書の提出や事業完了後に収支決算書の提出を求めている。提出された書類により確認を行っている。
4	児童センター運営事業	18歳までの児童や保護者、子ども会等を対象に、児童に健全な遊び及び運動を通して、その健康及び体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童センターを運営する。	こども政策課	28年度 (予算額)38,270,000円、(決算額)38,179,600円 29年度 (予算額)36,324,000円、(決算額)35,864,840円 30年度 (予算額)39,528,600円、(決算額)39,336,938円	鹿児島市社会事業協会	鹿児島市児童センター募集要項	指定管理者から提出された収支予算書内容の適正性を審査の上、算出する。	「指定管理者の業務指針」で示した基準を満たしていること	人件費、一般事務費、維持管理費等	精算書(決算書)及び業務の実績報告書については、「指定管理者の業務指針」に定めてある報告書の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により、精算書及び実績報告書とおりの委託費の費消がなされているか確認を行っている。
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織され、会員同士による相互援助活動を実施することにより、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センターを運営。	こども政策課	28年度 (予算額)11,930,000円、(決算額)11,876,348円 29年度 (予算額)11,890,000円、(決算額)11,880,000円 30年度 (予算額)12,690,000円、(決算額)12,512,920円	鹿児島市社会事業協会	市が示した仕様書、会則に基づき事業を実施する事業者へ委託	委託先から提出された見積額を参考に、過去の実績額を踏まえて市で精査を行い予算額を算出。委託料については、業者との見積もり合わせにより予算の範囲内で委託額を決定	市が示した仕様書、会則に基づき事業を遂行できること。	人件費、消耗品費、印刷製本費等の物件費	業務の内容について、依頼会員、提供会員がお互いに確認した上でセンターを経由して市へ提出している。内容の検証については提出された書類や、法人の決算報告書により委託費の費消がなされているか確認を行っている。
6	子育てサポーター養成事業	子育てサポーターを公共施設での託児や各種イベント等に従事してもらうため派遣したほか、国の子育て支援員研修修了者と合同で、スキル向上のための現任研修を実施する	こども政策課	28年度 (予算額)818,000円、(決算額)715,000円 29年度 (予算額)1,187,000円、(決算額)333,232円 30年度 (予算額)533,000円、(決算額)492,281円	株式会社フォーエバー(現任研修 298,620円)	子育て支援員実施要綱に定める内容に従って適切に研修を実施できる事業者へ委託	仕様に基づいた委託料設計書を作成し算出した。	仕様書要件を満たしていること	人件費、一般事務費(教材費、郵送料)	研修会報告書の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。
7	保育士・保育所支援センター運営事業	保育士確保対策の充実を図るため、潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを運営する。	保育幼稚園課	28年度 (予算額)5,960,000円、(決算額)5,950,800円 29年度 (予算額)5,543,000円、(決算額)5,540,000円 30年度 (予算額)7,755,000円、(決算額)6,648,854円	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	保育所等の求人情報の把握をはじめ、各施設と密に連携をとりながらセンターの運営を行うことができること	委託先より提出された見積額を基本とし、内容の適正性を審査の上、算出する。	各保育所等の状況に精通し、各施設と密に連携を図りながら業務を的確に遂行することができること	保育士・保育所支援センターの運営に要する、給料・賃金、消耗品費・印刷製本費・光熱水費、通信運搬費・広告費等	精算書(決算書)及び業務の実績報告書については、「鹿児島市保育士・保育所支援センター運営事業委託契約書」に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。

	①委託事業名	②事業の概要	③担当課	④委託費	⑤委託先	⑥委託先選定の基準	⑦委託費算定基準の根拠	⑧委託要件	⑨委託対象経費	⑩委託費の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情
8	乳幼児健康診査事業	健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な措置を講じ、乳幼児の健康の保持増進を図る。	母子保健課	28年度 (予算額) 86,508,000円、(決算額) 86,507,403円 29年度 (予算額) 102,581,000円、(決算額) 98,814,869円 30年度 (予算額) 102,053,000円、(決算額) 97,837,316円	乳幼児健診:鹿児島市医師会、鹿児島市立病院、指宿医療センター、延寿堂クリニック、あいら小児科、こどもクリニック山崎、鹿児島こども病院、永浜小児科、みのりクリニック 精密:鹿児島県医師会、鹿児島市立病院、鹿児島医療センター、指宿医療センター、鹿児島大学病院、南九州病院 新生児聴覚:鹿児島県医師会、鹿児島市立病院、指宿医療センター、鹿児島大学病院、鹿児島県立大島病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、名瀬徳洲会病院、屋久島徳洲会病院、鹿児島中央助産院、マイ助産院、徳之島徳洲会病院(すべて30年度実績)	「鹿児島市乳幼児健康診査委託実施要項」、「鹿児島市乳幼児精密健康診査委託実施要項」、「鹿児島市新生児聴覚検査実施要項」による	乳幼児健診:市医師会との協議による 精密:診療報酬の算定方法により算定した額から、社会保険各法の規定による保険料が負担すべき額を控除した額 新生児聴覚:「鹿児島市新生児聴覚検査実施要項」による	「鹿児島市乳幼児健康診査委託実施要項」、「鹿児島市乳幼児精密健康診査委託実施要項」、「鹿児島市新生児聴覚検査実施要項」による	乳幼児健康診査に係る費用	実績報告書については、毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、実施報告書及び受診票の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。
9	妊婦健康診査・健康相談事業	市政概要記載の通り	母子保健課	28年度 (予算額) 514,200,000円、(決算額) 506,148,228円 29年度 (予算額) 519,898,000円、(決算額) 493,335,935円 30年度 (予算額) 493,441,000円、(決算額) 477,447,867円	・鹿児島県医師会 ・鹿児島市立病院、指宿医療センター、鹿児島大学病院、鹿児島県立大島病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、名瀬徳洲会病院、屋久島徳洲会病院、喜界徳洲会病院、沖永良部徳洲会病院、鹿児島中央助産院、マイ助産院、徳之島徳洲会病院、与論徳洲会病院、いちご助産院(30年度実績)	「鹿児島市妊婦健康診査事業実施要項」による	診療報酬点数を基に、医師会との協議により算定した額	「鹿児島市妊婦健康診査事業実施要項」による	妊婦健康診査に係る費用	実績報告書については、毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、実施報告書及び受診票の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。
10	新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児、妊産婦、未熟児に対して個別に家庭訪問し、適切な保健指導を行う	母子保健課	28年度 (予算額) 14,774,000円、(決算額) 14,749,640円 29年度 (予算額) 14,886,000円、(決算額) 14,660,000円 30年度 (予算額) 14,982,000円、(決算額) 14,982,000円	・助産師がごし十日会 ・鹿児島県助産師会	鹿児島市新生児・妊産婦訪問指導事業等実施要項による	鹿児島市新生児・妊産婦訪問指導事業等実施要項による	鹿児島市新生児・妊産婦訪問指導事業等実施要項による	新生児・妊産婦訪問指導に係る費用	毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、実施報告書の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により行っている。
11	妊娠・出産包括支援事業産後ケア事業	市政概要記載の通り	母子保健課	28年度 (予算額) 14,090,000円、(決算額) 14,088,868円 29年度 (予算額) 15,590,000円、(決算額) 14,507,924円 30年度 (予算額) 17,144,000円、(決算額) 15,219,761円	・鹿児島中央助産院 ・マイ助産院 ・ふるた助産院 サクララン	鹿児島市産後ケア事業実施要項による	鹿児島市産後ケア事業実施要項による	鹿児島市産後ケア事業実施要項による	産後ケア事業に係る費用	実績報告書については、毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、実施報告書、実施報告書内訳及び利用者毎の指導連絡票の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。
12	産婦健康診査事業	市政概要記載の通り	母子保健課	30年度 事業開始 30年度 (予算額) 17,813,000円、(決算額) 17,789,093円	・鹿児島県医師会 ・鹿児島市立病院、鹿児島大学病院、指宿医療センター、鹿児島県立大島病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、名瀬徳洲会病院、屋久島徳洲会病院、喜界徳洲会病院、沖永良部徳洲会病院、鹿児島中央助産院、マイ助産院、徳之島徳洲会病院、与論徳洲会病院、いちご助産院	鹿児島市産婦健康診査実施要項による	鹿児島市産婦健康診査実施要項による	鹿児島市産婦健康診査実施要項による	産婦健康診査にかかる費用	実績報告書については、毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、実施報告書及び受診票の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認等により行っている。
13	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	市政概要記載の通り	母子保健課	28年度 (予算額) 1,342,000円、(決算額) 0円 29年度 (予算額) 1,405,000円、(決算額) 39,500円 30年度 (予算額) 286,000円、(決算額) 88,000円	かがし難病小児慢性特定疾患を支援する会	鹿児島市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要項による	鹿児島市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要項による	鹿児島市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要項による	鹿児島市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用	毎月委託業務終了後、委託業務を履行した月の翌月末までに、対象者の自立支援計画書、相談記録及び実績報告書の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により確認等を行っている。
14	ひとり親家庭等生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定、向上を図るために、生活支援講習会を実施するとともに、緊急、一時的に必要なサービスをを行うことにより生活面から支援する。	こども福祉課	28年度 (予算額) 478,000円、(決算額) 578,080円 29年度 (予算額) 573,000円、(決算額) 571,545円 30年度 (予算額) 657,000円、(決算額) 402,820円	(一社)鹿児島市母子寡婦福祉会	母子・福祉団体から役員を受ける契約のため(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	過去の利用実績から利用見込みを算出。	母子・父子福祉団体	委託業務一式	業務の実績報告書については、市の規則等に基づき報告書等の提出を求めている。内容の検証については、提出された書類により実施している。

	①委託事業名	②事業の概要	③担当課	④委託費	⑤委託先	⑥委託先選定の基準	⑦委託費算定基準の根拠	⑧委託要件	⑨委託対象経費	⑩委託費の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情
15	子育て短期支援事業	<p>○短期入所生活援助(ショートステイ)事業 児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等(トワイライト)事業 児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>	こども福祉課	28年度 (予算額)4,051,000円、(決算額)2,334,400円 29年度 (予算額)2,809,000円、(決算額)1,831,200円 30年度 (予算額)2,955,000円、(決算額)2,859,800円	【乳児院】 やくし乳児院、鹿児島乳児院 【児童養護施設】 三州原学園 桜島学園 仁風学園 たらちね学園 【母子生活支援施設】 千草寮 第二千草寮 クラージュみなみ 【ファミリーホーム】 富永さんち	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)のいずれかのうち、受入可能な施設。	鹿児島市子育て短期支援事業実施要綱第14条別表に定める一日当たりの費用に利用日数を乗じて得た額。	鹿児島市子育て短期支援事業実施要綱第3条に定める児童福祉施設等	一時的に養育、保護するための経費	業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については、提出された書類により実施している。
16	育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育を図る。	こども福祉課	28年度 (予算額)5,678,000円、(決算額)4,229,000円 29年度 (予算額)5,111,000円、(決算額)4,070,000円 30年度 (予算額)5,111,000円、(決算額)4,806,000円	①助産師かごしま十日会 ②(公社)鹿児島県助産師会	国のガイドラインに基づき、複雑な問題を抱える家庭に対する育児支援について、専門性のある助産師等を派遣できること。	本市の類似職種の時単価を算出し、支援時間(2時間)を乗じて得た額。	保健指導について専門性を有する助産師が所属する団体で、本市にある助産師団体	委託業務一式	業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については、提出された書類により実施している。
17	母子家庭等自立支援事業	○母子家庭等就業支援講習会 母子家庭の母及び専業主婦に父子家庭の父に対し、就業に結び付く可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施し、母子家庭等の自立支援を図る。	こども福祉課	28年度 (予算額)2,387,000円、(決算額)2,369,599円 29年度 (予算額)2,387,000円、(決算額)2,386,000円 30年度 (予算額)2,390,000円、(決算額)2,388,999円	(株)日本教育クリエイト	プロポーザル方式による随意契約	事業費積算による	企画提案競技参加資格をすべて満たす者	委託業務一式	業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については、提出された書類により実施している。

IV 本市の子育て支援施策に関して実施している補助金事業の概要及び予算、決算

本市の子育て支援施策に関して実施している補助金事業の

- ① 事業名
 - ② 事業の概要
 - ③ 担当課
 - ④ 平成28年度から平成30年度の事業費（予算額、決算額）
 - ⑤ 補助金支給の算定基準の根拠
 - ⑥ 補助要件
 - ⑦ 補助対象経費
 - ⑧ 補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情
- は、以下のとおりである。

1	
①補助金事業名	児童福祉施設整備費等補助事業
②事業の概要	鹿児島市保育所等整備計画に基づき、保育環境の充実及び待機児童解消を図るため、保育所等の創設、増改築等の整備に必要な費用の一部を補助する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:708,674,000円 29年度:621,779,000円 30年度:850,449,000円 (決算)28年度:708,375,208円 29年度:613,804,054円 30年度:849,371,540円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市保育所等整備交付金施設整備費補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱(第3条関係)) 鹿児島市社会福祉施設整備資金に係る利子補助金交付要綱
⑥補助要件	厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱により、本市が厚生労働省から保育所等整備交付金の交付決定又は内示を受けた社会福祉法人等とする。
⑦補助対象経費	厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱に定める以下のとおり。 施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類の確認及び現地確認を行っている。

2	
①補助金事業名	児童福祉施設産休等代替職員費補助事業
②事業の概要	児童福祉施設等の職員が出産及び傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用し、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:4,485,000円 29年度:4,236,000円 30年度:4,378,000円 (決算)28年度:4,371,840円 29年度:2,506,680円 30年度:2,643,300円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市産休等代替職員費補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱第3(第9条関係))
⑥補助要件	●対象となる産休等職員 児童福祉施設の常勤職員(施設型給付の対象となる職員。保育士・保育教諭・調理員等)のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上の療養を要する者で、休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全部の支給を受ける者 ●産休等代替職員 産休等職員の職務を臨時的に行う者として、産休等代替職員と同じ職務内容(勤務時間等を含む。)で勤務する者(既に他の業務を行う者として勤務する者を産休等代替職員として任用することはできない) ※鹿児島市産休等代替職員登録名簿への登録が必要
⑦補助対象経費	産休等代替職員任用に係る職員費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

3	
①補助金事業名	私立保育所等補助事業
②事業の概要	職員に資質向上と保育内容の充実を図るため、私立保育所や認定こども園、保育園協会に対し助成を行う。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:419,695,000円 29年度:463,309,000円 30年度:496,279,000円 (決算)28年度:397,449,945円 29年度:439,058,635円 30年度:471,545,323円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市私立保育所等運営補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱(第4条関係))
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ●保育体制強化事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ①配置する保育支援者は保育士資格を有しない者であること。 ②保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること。 ③保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者(保育支援者含む)の数と、前年同月における保育士及び保育士以外の者(保育支援者含まない)数を比較し、保育士及び保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。 ●週休二日制実施補助金 <ul style="list-style-type: none"> 認可定員児童数により算出される児童福祉施設最低基準等に定める保育士定数のうち、8割以上は常勤保育士(教諭)であること。 ●障害児保育補助金 <ul style="list-style-type: none"> 次の①～④のいずれかに該当する児童であること。 ① 特別児童扶養手当支給対象児童 ② 身障者手帳1級、2級、3級、4級(一部)の交付を受けている児童 ③ 療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている児童 ④ ②又は③と同程度の障害があると市長が認めた児童 また、知識、経験等を有する保育士(教諭)がいること。 ●軽度障害児保育補助金 <ul style="list-style-type: none"> 次の①～③のいずれかに該当する児童(ただし、特別児童扶養手当支給対象児童を除く) ① 身障者手帳4級、5級、6級、7級の交付を受けている児童 ② 療育手帳B2の交付を受けている児童 ③ ①又は②と同程度の障害があると市長が認めた児童 ●療育支援児保育補助金 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援のうち、児童発達支援に係る給付を受けている児童であること。 ●障害児保育円滑化事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育補助金及び軽度障害児保育補助金の補助対象児童が4人以上入所している施設であること。 ●保育園研修費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市保育園協会に加入していない私立保育所等であること。 ※保育材料等補助金、非常勤保育士雇用等補助金、こどもの心が育つ保育推進事業補助金、幼児保育相談補助金、市保育園協会研修費補助金、市保育園協会運営費補助金について、補助対象経費、基準額の定めはあるが、要件はなし。
⑦補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●保育材料等補助金…保育所等の保育内容の向上に要する経費 ●非常勤保育士雇用等補助金…非常勤保育士の雇用等に要する経費 ●保育体制強化事業補助金…保育に係る周辺業務を担う保育支援者の雇用に要する経費 ●週休二日制実施補助金…週休二日制実施のための職員の雇用に要する経費 ●障害児保育補助金…障害児の保育のための職員の雇用等に要する経費 ●軽度障害児保育補助金…軽度障害児の保育に要する経費 ●療育支援児保育補助金…療育支援児の保育に要する経費 ●障害児保育円滑化事業補助金…対象障害児及び軽度障害児の保育等に要する経費 ●こどもの心が育つ保育推進事業補助金…保育所等における絵本に親しむ活動に要する経費、保育所等における読み聞かせ奨励に要する経費 ●幼児保育相談補助金…保育所等における相談員への謝金 ●保育園研修費補助金…私立保育所等が行う研修に要する経費、職員が研修に参加するのに要する経費 ●市保育園協会研修費補助金…市保育園協会が行う研修に要する経費、市保育園協会が必要と認める研修に私立保育所等の職員が参加するのに要する経費 ●市保育園協会運営費補助金…市保育園協会の事務局職員の人件費及び事務局の事務費に要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

4	
①補助金事業名	特別保育事業
②事業の概要	子育て家庭の多様化する保育ニーズに対応するとともに、利用者に対するサービス向上のため、延長保育、一時預かり事業等を実施する保育所や認定こども園、幼稚園に対し助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:495,444,000円 29年度:417,626,000円 30年度:456,720,000円 (決算)28年度:342,049,338円 29年度:377,682,645円 30年度:410,936,654円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市特別保育事業補助金交付要綱第2条 (具体的な算定:同要綱第2条関係)
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所障害児受入促進事業補助金 既存の保育所または保育所分園、幼保連携型認定こども園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う場合に補助。 ○対象となる施設 当該年度中または翌年度中に、次の要件を満たす障害児の受け入れをする保育所または保育所分園、幼保連携型認定こども園。 <ul style="list-style-type: none"> ①児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となる児童(2号・3号認定子ども) ②集団保育が可能で日々通所できる児童
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 保育認定を受けた児童について、通常の利用日および時間以外に保育を実施する場合に補助。 ○補助対象児童 実際に延長保育を利用した入所児童(2号・3号認定子どもに限る) ○職員配置 延長時間帯には、対象児童の年齢及び人数に応じて、常時2名以上の保育士を配置すること。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者負担額を設定すること。 ・対象児童に対し、適宜、間食及び給食等を提供すること。 ・日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて、弾力的に対応すること。 ・日々の利用児童数、各児童の登降園時間等の実施状況に関する書類、帳簿等、その他関係書類について整備すること。 ・原則として、すべての開所日において延長保育を実施すること。
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業(一般型) 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、保育所、認定こども園等で一時的に預かる場合に補助。 ○補助対象児童 主として保育所、認定こども園等に在籍しておらず、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児。 ○職員 本事業専任の保育従事者を2名以上配置すること(非常勤でも可) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号のロ、およびハに基づき、対象児童の年齢及び人数に応じた保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。ただし配置基準上の保育従事者が1名となる場合であって、施設内の保育士の支援を受けられる場合は、専任の保育従事者が1名でも可 保育士以外の保育従事者の配置は、「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者とする。 ○配置基準および保育の内容 児童福祉法施行規則第36条の35第1号のイ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。 ○その他 基幹型施設加算を受ける施設は、土曜日、日曜日、祝日等及び1日9時間以上開所すること

4	
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業(幼稚園型) 幼稚園等において、主に在籍園児(1号認定子ども)を、通常の教育時間外に預かる場合に補助 ○補助対象児童 主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に、当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。 ○職員 本事業専任の職員を2名以上配置すること。(非常勤でも可。)児童福祉法施行規則第36条の35第2号のロ、及び八に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じた職員を配置し、そのうち保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者を1/3以上とすること。ただし、基準上の職員数が1名となる場合であって、施設内の教員等の支援を受けられる場合は、専任職員は1名でも可。 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置については、以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者。 ・教育・保育に関して一定の知見を有する小学校教諭、養護教諭。 ・幼稚園教諭教職課程及び保育士養成課程を履修中で、教育・保育に関して一定の知見を有する学生。 ○配置基準および保育の内容 児童福祉法施行規則第36条の35第2号のイ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業(共通) ○届出 一時預かり事業を実施する際は、本市へ届出をすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業開始時 <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業開始届 ・定款その他基本的約款 ・主な職員の氏名、経歴等 ・建物その他設備の設置図及び平面図 ・事業計画書及び収支予算書 ② 事業開始時の届出事項に変更が生じたとき(1ヶ月以内に) <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業変更届 ③ 事業を廃止又は休止しようとするとき <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業廃止(休止)届 ○その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用時間、利用料金等を適宜設定すること ② 日々の利用児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類、帳簿等 その他、関係書類について整備すること
⑥補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所地域活動事業 保育所または認定こども園が、地域に開かれた社会資源としてその専門的機能を地域住民のために活用する事業を実施する場合に補助 ○要件 事業を実施するにあたっては、補助事業として実施する事業(①世代間交流等事業、②異年齢児交流等事業、③育児講座・育児と仕事両立支援事業)について、年3回以上(同事業3回以上、別事業3回以上等組み合わせは自由)の定期的、継続的内容で、かつ、効果的な事業内容のものとする。
⑦補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所障害児受入促進事業 保育所障害児受入促進事業に必要な経費 ・延長保育事業 賃金、給食費その他の延長保育事業に必要な経費 ・一時預かり事業(一般型) 賃金、給食費その他の一時預かり事業(一般型)に必要な経費 ・一時預かり事業(幼稚園型) 賃金、給食費その他の一時預かり事業(幼稚園型)に必要な経費 ・保育所地域活動事業 保育所地域活動事業に必要な経費のうち、賃金、謝金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	<p>精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。</p>

5	
①補助金事業名	認可外保育施設助成事業
②事業の概要	認可外保育施設に入所している児童の福祉の増進と健全な育成を図るため、認可外保育施設に対し助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:42,924,000円 29年度:38,464,000円 30年度:36,883,000円 (決算)28年度:42,566,464円 29年度:33,322,070円 30年度:31,201,005円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市認可外保育施設補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱(第4条関係))
⑥補助要件	補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす認可外保育施設の設置者等とする。 (1) 市内に所在し、法第59条の2第1項に定める届出がなされている施設で、引き続き6か月以上日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童の保育を行っていること。 (2) 1日の保育時間がおおむね8時間以上であること。 (3) 認可外保育施設を利用する児童の事故等に備えた保険に加入していること。 (4) 保育室のほか調理室及び便所があること。 (5) 消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (6) 前各号に定めるもののほか、厚生労働省の定める指導基準におおむね適合していること。
⑦補助対象経費	入所児童の給食に要する材料費、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、保育従事者の資質向上を目的とする研修参加費、健康診断を行うための医師又は歯科医師への委託料等
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

6	
①補助金事業名	認可外保育施設保育料助成事業
②事業の概要	保育を必要とする児童を認可外保育施設に預けている保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:17,952,000円 29年度:16,269,000円 30年度:19,202,000円 (決算)28年度:17,939,400円 29年度:16,260,600円 30年度:16,912,000円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市認可外保育施設保育料補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱第1(第4条関係))
⑥補助要件	補助の対象者は、次に掲げる保護者で、認可外保育施設保育料の支払が確認できる者とする。 (1) 鹿児島市内に住民登録を置き、在住している者 (2) 認可外保育施設を月単位で契約している者(月途中で契約または解約した者は、当該補助対象月において、1日4時間以上かつ、1月15日(障害児については、10日)以上認可外保育施設を利用する者) (3) 保護者が就労、就学、疾病等により家庭で保育ができない者(保護者が求職を事由とする場合、年度内1回に限り利用開始後3月以内の者) (4) 市税に滞納がない者
⑦補助対象経費	認可外保育施設と保護者との契約等により、保護者が支払うこととされている費用をいう。ただし、延長保育料、食事、おやつ代、教材費、冷暖房費、布団消毒代、おむつ代、保護者会費、寄附金その他基本的な月額保育料に含まれていない費用は除く。
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

7	
①補助金事業名	実費徴収に係る補足給付事業
②事業の概要	市が定める保育料とは別途に保育所等が徴収する日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について、生活保護世帯を対象に費用の一部を助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:846,000円 29年度:838,000円 30年度:974,000円 (決算)28年度:845,223円 29年度:825,079円 30年度:924,267円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱)
⑥補助要件	日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、生活保護世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。
⑦補助対象経費	実費徴収に係る補足給付事業の実施に必要な経費(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項に規定する費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。)
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

8	
①補助金事業名	幼稚園就園奨励費補助事業
②事業の概要	私立幼稚園の設置者が保育料等を軽減した場合に、設置者に対して助成を行う。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:504,830,000円 29年度:480,312,000円 30年度:367,293,000円 (決算)28年度:503,151,993円 29年度:476,121,340円 30年度:365,438,130円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (具体的な算定:同要綱第1～第4(第4条関係))
⑥補助要件	3(満3歳含む)・4・5歳児の保護者の所得に応じて、保護者から徴収する保育料又は入園料を減免していること。
⑦補助対象経費	保護者から徴収する保育料又は入園料を減免するために要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

9	
①補助金事業名	多子世帯保育料等軽減事業
②事業の概要	私立幼稚園に就園する3・4・5歳児の多子世帯の保護者で所得の低い者に対し、幼稚園の設置者が第3子以降の保育料等を軽減する場合、設置者に助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:2,353,000円 29年度:1,417,000円 30年度:1,147,000円 (決算)28年度:1,047,300円 29年度: 990,500円 30年度: 410,600円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱 第5条
⑥補助要件	3(満3歳含む)・4・5歳児の保護者の所得に応じて、保育料等を減免していること。
⑦補助対象経費	保護者から徴収する保育料等と減免するために要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

10	
①補助金事業名	私立幼稚園障害児教育補助事業
②事業の概要	障害児が在園する私立幼稚園で県の助成対象になっていない施設に対して補助を行う。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:3,136,000円 29年度:4,704,000円 30年度:4,312,000円 (決算)28年度:2,744,000円 29年度:4,704,000円 30年度:3,920,000円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市私立幼稚園障害児教育補助金交付要綱 第5条
⑥補助要件	当該年度の5月1日時点障害児が在園しており、県の補助金交付対象となっていないこと。
⑦補助対象経費	教材器具費、施設整備費、障害児教育研修費その他障害児教育に要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

11	
①補助金事業名	私立幼稚園等の運営に対する助成事業
②事業の概要	職員の資質向上と教育及び保育内容の充実を図るため、私立幼稚園や認定こども園、幼稚園協会に対し助成する。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:198,934,000円 29年度:194,262,000円 30年度:198,210,000円 (決算)28年度:198,843,600円 29年度:194,261,200円 30年度:198,209,600円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市私立幼稚園等運営補助金交付要綱 第5条 (具体的な算定:「市長が別に定める」)
⑥補助要件	鹿児島市内の私立幼稚園、認定こども園の代表者で、補助金の交付申請時までに納期の到来している市税を完納していること。
⑦補助対象経費	教材費、絵本に親しむ活動経費(謝金)、読み聞かせ奨励費(紙芝居や道具、材料等の購入費)、研修費、保健衛生充実事業費(謝金)、運営費、幼児教育相談助成費(謝金)、協会運営費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

12	
①補助金事業名	私立幼稚園施設・設備整備等助成事業
②事業の概要	市内の私立幼稚園教育の円滑な実施と就学前教育のより一層の充実を図ることを目的として、私立幼稚園の園舎の新築、増築ならびに改築など、屋外教育環境の整備又は大型遊具の設置を計画している私立幼稚園に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。
③担当課	保育幼稚園課
④事業費	(予算)28年度:7,871,000円 29年度:20,281,000円 30年度:6,959,000円 (決算)28年度:7,587,000円 29年度:19,700,000円 30年度:6,873,000円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	鹿児島市私立幼稚園施設等整備補助金交付要綱 第4条
⑥補助要件	補助金の交付対象者は、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園で、県知事(私立幼保連携型認定こども園にあっては市長)の認可を受けたものとする。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度から2年間は、補助金の交付対象経費として認められた経費については、補助金の交付の申請はできない。
⑦補助対象経費	補助金の交付対象経費は、幼稚園等の教育環境の整備を図るための事業に必要な次に掲げる経費とする。ただし、既存の園舎及び園地を売却して園舎を新設する場合において、売却金額が園舎の新設に要する経費(土地購入費を含む。)を上回るときは補助金の対象経費としない。 (1)園舎の新築に要する設計委託料、本体工事費及び附帯工事費等 (2)園舎の増築又は改築(補修等を含む。)に要する設計委託料、本体工事費及び附帯工事費等 (3)屋外教育環境の整備に要する経費 (4)大型遊具又は大型備品の購入及び設置に要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、補助要綱等に定めてある報告様式の提出を求めている。内容の検証については提出された書類による確認を行っている。

13	
①補助金事業名	子どもの未来応援事業(子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金)
②事業の概要	<p>◆事業概要 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。</p> <p>◆補助金概要平成30年4月1日～ 参加者が安心して子ども食堂を利用できる環境を整えるとともに、子ども食堂を実施する団体も安心して運営できる体制を支援するため、団体が参加者等のための保険に加入した場合の、保険料に係る費用を助成する。</p>
③担当課	こども福祉課
④事業費	H30 予算額:672,000円 決算額:147,040円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	1団体当たり月額2万円を上限として、交付対象経費の実支出額から当該経費に係る寄付金等その他の収入を控除した額と、参加予定人数に1人当たり28円を掛けて算出した保険料を比較し、いずれか少ない金額とする。
⑥補助要件	<p>補助対象となる団体が本市域内で実施する子ども食堂で、次の要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 営利を目的とした活動でないこと。 (2) 原則として月1回以上、定期的を実施すること。 (3) 実施時は、常駐できる責任者を配置すること。</p> <p>※社会福祉法人が社会福祉充実計画に基づき実施している子ども食堂は補助対象としない。</p>
⑦補助対象経費	実施団体が参加者等を対象とした保険に加入した際の保険料
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により行っている。

14	
①補助金事業名	児童福祉施設整備補助事業
②事業の概要	社会福祉事業の健全な発展と民間活力の促進を図るため、本市内における児童福祉施設の整備を行う社会福祉法人に対して、補助金を交付する。
③担当課	こども福祉課
④事業費	H28 予算額:190,668,000円 決算額:190,627,207円 H29 予算額:133,078,000円 決算額:133,077,182円 H30 予算額: 5,140,000円 決算額: 2,466,158円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	<p>①社会福祉施設建設費等補助 補助対象経費の4分の3(うち1/2は国庫補助、市負担1/4)</p> <p>②社会福祉施設整備資金に係る利子補助 補助対象利子額の2分の1以内</p>
⑥補助要件	<p>①国から次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により補助金の交付決定若しくは内示等を受けた社会福祉法人であること。</p> <p>②社会福祉施設整備のために福祉医療機構から社会福祉施設整備資金を借り入れた社会福祉法人であり、市税を滞納していないもの</p>
⑦補助対象経費	<p>①児童福祉施設等の新設・修繕等施設整備に係る経費</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構の定める社会福祉施設整備資金に係る利子払込計画に基づき、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に社会福祉法人が支払う利子の額</p>
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については提出された書類のよる確認及び実施検査等により行っている。

15	
①補助金事業名	母子寡婦福祉会補助事業
②事業の概要	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の健全な育成と福祉の増進を図るため、一般社団法人鹿児島市母子寡婦福祉会が行う事業並びに事務局運営に要する経費の一部に対して補助金を交付する。
③担当課	こども福祉課
④事業費	H28 予算額:2,112,000円 決算額:2,112,000円 H29 予算額:2,114,000円 決算額:2,113,851円 H30 予算額:2,115,000円 決算額:2,114,000円
⑤補助金支給の算定基準の根拠	予算額と対象経費を比較して少ない方の額
⑥補助要件	市税を滞納していないこと。
⑦補助対象経費	①事業費補助金 市母子会が実施する研修及び大会等に要する経費で市長が認めるもの ②事務局運営費補助金 市母子会の事務局人件費に要する経費
⑧補助金の精算書及び業務の実績報告書の作成、その内容の検証の実情	精算書及び業務の実績報告書については、市の規則等に基づく報告書等の提出を求めている。内容の検証については提出された書類により行っている。

V 本市における子ども施策に関する委託事業及び補助事業等に関する委託契約書、実績報告書、運営費決算書、管理運営費明細書、運営事業精算書、委託料の計算及び支出の正確性、補助金の申請から確定精算、戻入の適正性、実績報告書の適正性・正確性の検証およびこれに基く指摘、意見

番号	事業名	監査対象課
委01	放課後児童健全育成事業	こども政策課
委02	親子つどいの広場運営事業	こども政策課
委03	地域子育て支援センター事業	こども政策課
委04	児童センター運営事業(児童館)	こども政策課
委05	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課
委06	子育てサポーター養成事業	こども政策課
委07	保育士・保育所支援センター運営事業	保育幼稚園課
委08	乳幼児健康診査事業	母子保健課
委09	妊婦健康診査・健康相談事業	母子保健課
委10	新生児・妊産婦訪問指導事業	母子保健課
委11	妊娠・出産包括支援事業	母子保健課
委12	産婦健康診査事業	母子保健課
委13	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	母子保健課
委14	ひとり親家庭等生活支援事業	こども福祉課
委15	子育て短期支援事業	こども福祉課
委16	育児支援家庭訪問事業	こども福祉課
委17	母子家庭等自立支援事業	こども福祉課
委18	乳児ロタウイルス予防接種事業	保健予防課
委19	乳幼児歯の健康づくり事業	保健予防課
委20	定期予防接種事業	保健予防課
補01	放課後児童健全育成補助事業	こども政策課
補02	母親クラブ育成・支援事業	こども政策課
補03	児童福祉施設整備費等補助事業	保育幼稚園課
補04	児童福祉施設産休等代替職員費補助事業	保育幼稚園課
補05	私立保育所等補助事業	保育幼稚園課
補06	特別保育事業 その1, その2	保育幼稚園課
補07	認可外保育施設助成事業	保育幼稚園課
補08	認可外保育施設保育料助成事業	保育幼稚園課
補09	実費徴収に係る補足給付事業	保育幼稚園課
補10	幼稚園就園奨励費補助事業	保育幼稚園課
補11	多子世帯保育料等軽減事業	保育幼稚園課
補12	私立幼稚園障害児教育補助事業	保育幼稚園課
補13	私立幼稚園等の運営に対する助成事業	保育幼稚園課
補14	私立幼稚園・施設設備整備等助成事業	保育幼稚園課
補15	子どもの未来応援事業(子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金)	こども福祉課
補16	児童福祉施設整備補助事業	こども福祉課
補17	母子寡婦福祉会補助事業	こども福祉課

番 号	委 1
事 業 名	放課後児童健全育成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 24 日
監査事項	1.委託料は委託契約書の金額と一致しているか。 2.実績報告書は正しいか。 3.運営費決算書は正しいか。
監査手続	1.108 クラブの内、牟礼岡及び草牟田につき、実績報告書、決算書、収支台帳、委託契約書について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	<p>【指摘 1】</p> <p>1.牟礼岡児童クラブ収支台帳に計算誤りがあった。予算額 4,600,278 円、決算 4,600,533 円、比較△510 円と計算されていたが、正しくは△255 円である。</p> <p>2.草牟田児童クラブ実績報告書 支援員及び補助員 8 人と記載されていたが、正しくは 7 人である。</p> <p>3.草牟田児童クラブ運営費決算書は、監事の監査日が令和元年 5 月 8 日、鹿児島市への報告日が平成 31 年 4 月 15 日と記載されており、報告日が監査日の前となっているが、質問したところ明確な回答は得られなかった。</p>
	<p>【意見 8】</p> <p>鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱第 29 条において「運営委員会は…年度ごとに監査を行うこと」と定められている。監査を行った後、監査報告書は決算書に添付されて流通する。第 21 条により決算書は市長に提出される。決算書には監査報告書が殆ど添付されていなかった。今後監査報告書は決算書に添付して市長に提出するのが良いと思われる。</p>

番 号	委 2
事 業 名	親子つどいの広場運営事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.決算書に異常点はないか。
監査手続	1.東部親子つどいの広場(なかまっち) 南部親子つどいの広場(たにっこりん) 北部親子つどいの広場(なかよしの) 西部親子つどいの広場(いしきさらら) の活動内容報告、決算書について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 3
事 業 名	地域子育て支援センター事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.委託費は正しく受け入れられているか。 2.決算書に異常点はないか。
監査手続	1.次の 9 か所の事業所について決算書、債権内訳書と突合した。 ①社会福祉法人松青福祉会 松青保育園 (松青ひろば) ②社会福祉法人川上福祉会 ふじヶ丘保育園 (はらっぱ) ③社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 同胞保育園(上町わくわくランド) ④社会福祉法人伊敷福祉会 伊敷保育園 (いっぺこっぺ) ⑤社会福祉法人紫原福祉会 つくし保育園 (つくしびよびよ) ⑥社会福祉法人吉田向陽会 むれが岡保育園 (花) ⑦社会福祉法人笹桐福祉会 郡山保育園 (わくわくパンダ) ⑧社会福祉法人常盤会 石谷の森保育園 (ドリームキッズ) ⑨社会福祉法人前之浜福祉会 (どんぐり) 2.決算書を通査し、異常点がないか通査した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 4
事 業 名	児童センター運営事業(児童館)
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.管理等に関する年度協定書が管理運営費明細書に正しく記載されているか。
監査手続	1.城南児童センター、三和児童センター及び郡山児童センターの 3 児童センターについて管理運営費明細書、管理等に関する年度協定書、事業報告及び決算書を手し、クロスレファランス及び通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 5
事 業 名	ファミリー・サポート・センター事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.委託料が適切に授受されているかの検証を行った。
監査手続	1.社会福祉法人鹿児島市社会事業協会の事業報告、活動報告、業務委託契約書、委託料変更通知について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 6
事 業 名	子育てサポーター養成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.業務委託料に関する資料に基づいて異常点はないか。
監査手続	1.研修会见積書、子育て支援員研修実施業務委託契約書及び子育て支援員研修実施業務委託について(伺い) について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 7
事 業 名	保育士・保育所支援センター運営事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 9 月 30 日
監査事項	1.積算金額は正しいか。 2.運営事業委託契約書と落札価格は一致しているか。 3.運営事業精算書の金額は正しく計算され、返納額は正しく入金されているか。 4.運営事業精算書と運営事業精算書内訳は一致しているか。 5.運営事業精算内訳と人件費実績は一致しているか。 6.業務内容と精算書とは整合性がとれているか。
監査手続	1.予算執行伺書、積算内訳、見積合わせ執行調書、運営事業委託契約書、支出負担行為書、精算命令書、運営事業精算書、運営事業精算書内訳及び人件費実績について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 8
事 業 名	乳幼児健康診査事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	1.委託事業が正しく処理されているか。
監査手続	1.母子保健課で行なう業務一覧表を入手して、業務内容を把握した。 2.乳幼児健康診査委託実施要綱を入手して、委託業務の概要を把握した。 3.乳幼児健康診査事業 平成 30 年度決算額は 97,837,316 円であり、委託費算定基準の根拠は次のとおりである。 ①乳幼児健診：(市医師会との協議によって算定する。) 83,178,231 円 ②精密：(診療報酬の算定方法により算定した額から社会保険各法の規定による保険者が負担すべき額を控除して算定する。) 1,011,399 円 ③新生児聴覚：(「鹿児島市新生児聴覚検査実施要綱」によって算定する。) 13,647,686 円 4.金額的に全体の 98%を占める鹿児島市医師会について、実施報告書、支出命令書、請求書等を突合し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 9
事 業 名	妊婦健康診査・健康相談事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	<p>1.妊娠中に定期的に健康診査を実施し、またその費用を助成することで安全な分娩と健康な子どもの出生を図り、母子の順調な経過と異常の早期発見を目的とする事業</p> <p>対象者は母子健康手帳の交付を受けた市内に在住する妊婦</p> <p>2.妊婦健康診査・健康相談事業に係る委託料の計算及び支出が正確に処理されているかを確認。</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市妊婦健康診査事業実施要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、妊婦健康診査・健康相談事業に係る月毎の委託料の集計資料と、支出負担行為兼支出命令書及び妊婦健康診査実施報告書と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック</p> <p>5.平成 31 年 2 月診療分のうち、1 回目の受診について、各医療機関からの実績件数と照合</p>
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。

番 号	委 10
事 業 名	新生児・妊産婦訪問指導事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	1.実施要領により事業概要を把握し、実績が実施報告書と合致しているか。
監査手続	<p>1.事業実施要領を入手し、概要を把握した。</p> <p>2.新生児・妊産婦訪問委託料支払実績を支払命令書、支払管理表、実施報告書と突合した。</p> <p>3.新生児・妊産婦訪問委託料支払実績については平成 29 年度、平成 28 年度についても入手した。</p> <p>4.担当者から聴取した。</p>
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 11
事 業 名	妊娠・出産包括支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	<p>1.出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子を助産所に入所させて母体の保護・保健指導等のサービスを提供することにより、子どもを産み育てやすい体制の整備を図ることが目的</p> <p>対象者は産後 3 か月以内でかつ、家族等から十分な家事育児などの援助が受けられない等の条件に該当する産婦</p> <p>2.妊娠・出産包括支援事業に係る委託料の計算及び支出が正確に処理されているかを確認。</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市産後ケア事業実施要領を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、妊娠・出産包括支援事業に係る月毎の委託料の集計資料と、支出負担行為兼支出命令書及び産後ケア事業実施報告書と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック</p>
監査結果	<p>1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。</p> <p>2.なお、平成 30 年度で委託先 3 か所のうち 1 か所が廃業。委託料を含めた利用総額が一般的な産後ケア料金と比較して低く、その結果赤字が拡大し事業継続が困難になったため撤退。令和元年度は従来からの市内 2 か所に加えて市外 2 か所を含めた 4 拠点体制となっている。市内の委託先が 2 か所に減少したことから、利用希望者が利用できないといった状況になっていないかを質問したが、現状では市内の 2 か所の施設で特に問題はないとのことだった。</p> <p>3.また委託料を含めた利用料金を令和元年度から値上げしている (21,600 円→32,400 円)。これにより委託先施設の赤字幅が大幅に減少することが期待できるため、今後連鎖的な委託先の撤退はないものと考えられる。</p>

番 号	委 12
事 業 名	産婦健康診査事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	<p>1.産後うつ予防、新生児への虐待防止等を図るため、産婦に対する健康診査を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援の強化及び支援体制を整備することが目的</p> <p>対象者は鹿児島市に居住し、平成 30 年 10 月 1 日以降に出産した出産後 8 週間以内の産婦</p> <p>平成 30 年 10 月から開始した事業である。</p> <p>2.産婦健康診査事業に係る委託料の計算及び支出が正確に処理されているかを確認。</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市産婦健康診査実施要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、産婦健康診査事業に係る月毎の委託料の集計資料と、支出負担行為兼支出命令書及び産婦健康診査事業実施報告書と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック</p> <p>5.平成 30 年 11 月受診分の一部について、受診表を集計し、件数が一致しているかを検証</p>
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。

番 号	委 13
事 業 名	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 母子保健課
監 査 日	令和元年 9 月 27 日
監査事項	1.委託事業が実施報告書に基づいて適正に精算されているか。
監査手続	<p>1.小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱を入手して、事業の概要を把握した。</p> <p>2.実績報告書について通査し、担当者から聴取した。</p>
監査結果	<p>1.事業実績は、7 件であった。</p> <p>2.監査した範囲においては、正しく処理されていた。</p>

番 号	委 14
事 業 名	ひとり親家庭等生活支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 2 日
監査事項	1.実績報告が適正に行われているか。
監査手続	1.事業内容としては次の3つがある。 ①日常生活支援事業の委託 ②講習会事業の委託 ③一時的小口資金貸付の委託 2.実績報告、予算執行伺書、委託契約書、精算命令書、報告書、資金消費貸借契約書について通査し、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 15
事 業 名	子育て短期支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 2 日
監査事項	1.委託費が契約書に従って支出されているか。
監査手続	1.子育て短期支援事業委託契約書を閲覧し、支出管理表の事業所と突合した。 2.契約書記載の単価を基に積算された金額が子育て短期支援事業申請状況と合致するかを7月分について確認した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	子育て短期支援事業委託契約書(鹿児島市が発注者、社会福祉法人千草会が受注者)がファイルに綴じられていなくて、探してもらうように依頼し、後刻原本の提出があった。書類の保管状況に不備があるように思われた。この点についてのこども福祉課の見解は「委託料の支出のため、一時的に契約書を別のファイルに綴ってあったもの。通常は書類の保管は適正にされている」ということであった。

番 号	委 16
事 業 名	育児支援家庭訪問事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 2 日
監査事項	1.実績報告が適正になされているか。
監査手続	1.実績一覧表をもとに、事業報告書、債権内訳書、支払命令書を突合した。 2.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 17
事 業 名	母子家庭等自立支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 2 日
監査事項	1.母子家庭の母親等の自立支援及び生活の安定を図るため、就業支援講習会事業を実施することが目的 対象者は鹿児島市に住所を有し、就業を希望する母子家庭の母等 2.母子家庭等自立支援事業に係る委託契約等を確認。
監査手続	1.担当者へ事業の概要等を質問 2.鹿児島市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱を閲覧、内容等について質問 3.平成 30 年度について、鹿児島市母子家庭等就業支援講習会業務契約書を閲覧 4.平成 30 年度委託業務契約完了届、講習会報告書を閲覧 5.平成 30 年度母子家庭等就業支援講習会業務の概要報告を閲覧
監査結果	1.監査の結果、特に問題なしと判断する。 【意見 9】 平成 28 年度から 3 期連続して医療事務講座を開講し、応募人数、試験合格者ともに増加傾向にあったことから、令和元年度も同じく医療事務講座を同一業者の下で開催したが、定員 40 名に対して応募者数が 20 名となっている（平成 30 年度は定員 40 名に対して応募 39 名、修了者 28 名、試験合格者 21 名）。そのため市は来年度以降の講座について医療事務以外の講座も開講することを検討している。早急な工夫の実施を望むところである。

番 号	委 18
事 業 名	乳児ロタウイルス予防接種事業
部 署	健康福祉局 保健所 保健予防課
監 査 日	令和元年 10 月 3 日
監査事項	1.委託事業が適正に実施され、実施報告がなされているか。
監査手続	1.予防接種実施要綱、予防接種費用助成金交付要綱を入手し、内容を検討した。 2.支出管理票を基に実施報告書、債権者名簿等と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 19
事 業 名	乳幼児歯の健康づくり事業
部 署	健康福祉局 保健所 保健予防課
監 査 日	令和元年 10 月 3 日
監査事項	1.委託料の支払が適正になされているか。
監査手続	1.乳幼児歯の健康づくり事業実施要領及び乳幼児歯の健康づくり事業について、を入手し、事業の概要を把握した。 2.乳幼児歯の健康づくり事業業務委託契約書により委託料の単価を把握した。 3.予算執行伺書により、予算金額を把握した。 4.支出管理票を基に乳幼児歯の健康づくり事業業務委託一覧表と突合した。 5.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	委 20
事 業 名	定期予防接種事業
部 署	健康福祉局 保健所 保健予防課
監 査 日	令和元年 10 月 3 日
監査事項	1.委託事業が適正に実施され、実績報告が適正になされているか。
監査手続	1.「支出管理票 定期予防接種事業 業務委託料」一覧表を入手し内容を検討した。同表には大人、こども両方が含まれているので、備考欄に子供と記載されている行について、①市医師会 ②県医師会 ③医師会に入会していない医療機関から報告される実施報告書と突合した。 2.執行何額の列に記載されているマイナス金額については予算執行変更伺書と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 1
事 業 名	放課後児童健全育成補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.補助金が正しく処理されているか。
監査手続	1.補助金一覧表を基に実績報告書、実績調書、加算額内訳書及び収支決算書とクロスレファランス、通査を行い、担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 2
事 業 名	母親クラブ育成・支援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども政策課
監 査 日	令和元年 9 月 25 日
監査事項	1.補助金収入が決算報告書に正しく受け入れられているか。
監査手続	1.補助金内訳を入手し、決算報告書と突合した。 2.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 3
事 業 名	児童福祉施設整備費等補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	1.補助金の申請から確定、精算が適正に行われているか。
監査手続	1.補助金交付要綱を入手し、内容を検討した。 ①施設整備分 ②ブロック塀等の安全対策整備分 ③利子補助金分の 3事業がある。 2.一覧表を精算額一覧表、実績報告書、決算書と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 4
事 業 名	児童福祉施設産休等代替職員費補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 9 月 30 日
監査事項	1.補助金の実績に基づいて正しく支出されているか。
監査手続	1.8か所の保育園について補助金等財政援助等に関する調書を基に、それを 補助金確定通知書及び実績報告書と突合した。 2.鹿児島市産休等代替職員費補助金交付要綱を入手して検討した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 5
事 業 名	私立保育所等補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 9 月 30 日
監査事項	1.補助金の申請から精算までが正しく処理されているか。
監査手続	1.私立保育所等運営補助金交付要綱を入手して検討した。 2.補助金の交付決定から戻入額までの一覧表を基礎に ①収支決算書と突合した。 ②精算命令書が正しく戻入されているかを検討した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 6 その 1
事 業 名	特別保育事業のうち①~③の事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 9 月 30 日
監査事項	1.補助金の申請、確定、戻入が正しく処理されているか。
監査手続	1 特別保育事業補助金交付要綱を入手して内容を検討した。 2.事業には①延長保育事業 ②保育所障害児受入促進事業 ③保育所地域活動事業 ④一時預かり事業の 4 つがある。 3.補助金の申請から戻入までの一覧表を入手して内容を検討(延長の標準時間認定分、短時間認定分、減免加算分)し、①債権内訳書 ②決算書、実績報告書 ③精算命令書 ④戻入済通知書と突合した。 4.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 6 その 2
事 業 名	特別保育事業のうち一時預かり事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	1.補助金返納額が正しく返納されているか。 2.確定金額が正しく実績報告されているか。
監査手続	1.特別保育事業補助金交付要綱を入手して内容を検討した。 2.一般型、幼稚園型の一覧表を基に戻入済通知書、実績報告書、決算書、補助金等確定通知書と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 7
事 業 名	認可外保育施設助成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	1.補助金の額が実績報告書、決算書と合っているか。
監査手続	1.認可外保育施設補助金交付要綱を入手して内容を検討した。 2.補助金交付一覧表を入手して、決算書、補助金等確定通知書と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	【指摘 2】 1.やくしよいこの家表題 1 は「決算(見込)書」が正しいが「予算(見込)書」となっていた。 2.おひさまこども園の決算書は殆ど全ての項目が端数を処理したきりの良い数字であった。はたして精算したのか疑問であった。平成 31 年 3 月 31 日廃園となった。

番 号	補 8
事 業 名	認可外保育施設保育料助成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	1.補助金確定額が関係書類と合致するか。
監査手続	1.認可外保育施設保育料補助金交付要綱を入手して内容を検討した。 2.補助金交付申請一覧表の中から抽出して、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書と突合した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番 号	補 9
事 業 名	実費徴収に係る補足給付事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.特定・教育費保育等の提供を受ける際に実費徴収額を負担した生活保護世帯である支給認定保護者及び実費徴収に係る補足給付事業を実施する特定・教育保育施設等に対して補助金を交付</p> <p>2.実費徴収額を負担した生活保護世帯である支給認定保護者及び実費徴収額を軽減免除した特定教育・保育施設等 実費徴収に係る補足給付事業に関する補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、実費徴収に係る補足給付事業に係る月毎の交付した補助金の集計資料と、補助金等確定通知書等と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック</p>
監査結果	<p>1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。</p> <p>2.なお、令和元年 10 月から制度改正に伴い、実費徴収に係る補足給付の対象項目が変更されている。</p>

番 号	補 10
事 業 名	幼稚園就園奨励費補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担の軽減のため、私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付 対象者は私立幼稚園に在園する園児の保護者から徴収する保育料又は入園料を減免した設置者 認定こども園、新制度移行園は対象外となっている。保育料無償化に伴い令和元年 9 月で事業終了</p> <p>2.幼稚園就園奨励費補助事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、就園奨励費補助事業に係る交付した補助金の集計資料と、補助金等確定通知書等と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック及び一部につき申請書の確認及び補助金額の計算の正確性を確認</p>
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。

番 号	補 11
事 業 名	多子世帯保育料等軽減事業（私立幼稚園）
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.幼稚園教育の振興と多子世帯の経済的負担の軽減のため、私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付 対象者は対象園児の保護者から徴収する保育料等を減免した私立幼稚園の設置者 認定こども園、新制度移行園は対象外となっている。保育料無償化に伴い令和元年 9 月で事業終了</p> <p>2.多子世帯保育料等軽減事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、多子世帯保育料等軽減事業の交付した補助金の集計資料と、補助金等確定通知書等と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック及び一部につき申請書の確認及び補助金額の計算の正確性を確認</p>
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。

番 号	補 12
事 業 名	私立幼稚園障害児教育補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.障害児の就園の機会を拡充することによって、障害児の健全な発達を助長するため、私立幼稚園の設置者が行う障害児教育に要する経費に対して補助金を交付 対象者は対象園児を入園させている私立幼稚園の設置者</p> <p>2.私立幼稚園障害児教育補助事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市私立幼稚園障害児教育補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、鹿児島市障害児教育補助事業の交付した補助金の集計資料と、補助金等確定通知書等と照合</p> <p>4 補助事業一覧と補助金等交付申請書、補助金等実績報告書と照合</p> <p>5.集計資料の計算チェック</p>
監査結果	<p>1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。</p> <p>【意見 10】 鹿児島県の実施する障害児教育補助事業でカバーできない範囲を市が受け持つ形をとっている。制度として非常に有意義と考える。 しかし、当該制度を利用して、テレビ、ワイヤレスマイク、アンプを購入している設置者がいた。「対象園児が複雑な障害を持っており、就園の機会を確保するために必要な機材である」と説明を受けたため市は補助金を交付している。通常の教育用機器備品等を購入するための抜け道的な利用が疑われるが、実績報告のみで事後的な監査を行っていないため、使用状況の確認等を行っていない。 内容的に踏み込んだ調査が困難であることは理解できるが、より慎重な運用が求められると考える。</p>

番 号	補 13
事 業 名	私立幼稚園等の運営に対する助成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.鹿児島市内の私立幼稚園等及び私立幼稚園協会の円滑な運営を図り、適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進するために要する経費に対して補助金を交付 対象者は私立幼稚園等の代表者及び協会の代表者</p> <p>2.私立幼稚園等の運営に対する助成事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市私立幼稚園等運営補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、鹿児島市私立幼稚園等運営補助事業の交付した補助金の配分内訳資料と、支出負担行為書、支出命令書等と照合</p> <p>4.補助金の配分内訳資料と鹿児島市私立幼稚園等運営補助金、事業計画書、実績報告書と照合</p> <p>5.集計資料の計算チェック及び一部園については補助金上限額の計算チェック</p>
監査結果	<p>1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。</p> <p>【指摘 3】 幼稚園協会が取りまとめて申請。一部の幼稚園の研修費に関して、園内で研修を行っているが、実績報告書に支出の詳細の記載がなされていない。他園同様支出内容について記載する必要があるのではないかと。また市から領収証等の提出を依頼することもできるので、支出内容について確認するとともに、園内研修が実施された際の研修資料の写し、議事録等の研修が実際に行われた記録の確認をすべきであるとする。</p>

番 号	補 14
事 業 名	私立幼稚園施設・設備整備等助成事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 保育幼稚園課
監 査 日	令和元年 10 月 1 日
監査事項	<p>1.鹿児島市内の私立幼稚園等における教育の円滑な実施と就学前教育のより一層の充実を図るために、園舎新築等を予定している幼稚園等に対して補助金を交付 対象者は私立幼稚園等</p> <p>2.私立幼稚園・施設設備整備費等助成事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市私立幼稚園施設等整備補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、私立幼稚園施設・設備整備等助成事業の交付した補助金の集計資料と、補助金等確定通知書等と照合</p> <p>4.集計資料の計算チェック及び一部園については補助金額算定の計算チェック</p>
監査結果	<p>1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。</p> <p>【指摘 4】 車両購入の際に返還されるリサイクル預託金を収入金額ととらえ、補助金額算定の際に減額処理されているが、リサイクル預託金は収入というより預託金の返還という性質のものなので、減額処理をするのは適切ではないと考える。</p>

番 号	補 15
事 業 名	子どもの未来応援事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 3 日
監査事項	<p>1.子ども食堂を実施する団体が安心して運営できるようにするため、団体が加入するボランティア行事用保険料に対して補助金を交付 対象者は子ども食堂実施団体で一定の要件を全て満たすもの</p> <p>2.子どもの未来応援事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認</p>
監査手続	<p>1.担当者へ事業の概要等を質問</p> <p>2.鹿児島市子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問</p> <p>3.平成 30 年度について、子ども未来応援事業の交付した補助金について、原議書等を閲覧及び保険料領収証等と照合</p> <p>4.補助金額算定が要件通りに正確に行われているかを計算チェック</p>
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。

番 号	補 16
事 業 名	児童福祉施設整備補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 3 日
監査事項	1.鹿児島市における民間社会福祉施設の整備を促進するために、社会福祉法人等が行う施設の建設等の事業に要する経費に対して補助金を交付対象者は一定の要件を満たした社会福祉法人等 2.児童福祉施設整備補助事業に係る補助金の計算及び支出が正確に処理されているかを確認
監査手続	1.担当者へ事業の概要等を質問 2.鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱を閲覧、内容等について質問 3.平成 30 年度について、児童福祉施設整備補助事業に係る補助金について、交付申請書、事業計画書、事業実施報告を閲覧 4.補助金額算定が要件通りに正確に行われているかを計算チェック
監査結果	1.監査の結果、正確に処理されていることを確認した。 【指摘 5】 鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱第 5 条(7)で、鹿児島市介護老人福祉施設等整備費補助事業について、消費税地方消費税の申告により補助金に係る消費税地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に市長への報告を求めているが、他の事業についても同様の手続が必要ではないか。

番 号	補 17
事 業 名	母子寡婦福祉会補助事業
部 署	健康福祉局 こども未来部 こども福祉課
監 査 日	令和元年 10 月 2 日
監査事項	1.補助金が正しく受け入れられているか。
監査手続	1.事業内容及び決算額は次の 2 つである。 ①事業費補助金 600,000 円 ②事務局運営費補助分 1,514,000 円(757,000+757,000) 計 2,114,000 円 2.実績報告書、決算書の内容を検討した。 3.担当者から聴取した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

第4 本市における児童虐待防止施策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について

1 全国の児童虐待の傾向

厚生労働省によると、児童虐待に関する全国の児童相談所の相談件数は、平成30年度で159,850件（速報値）となっており、過去最多であった。またこの相談件数は統計を取り始めた平成2年度以降、毎年増加している。

また、相談が増えた理由として、心理的虐待に係る相談対応件数の増加（対前年度比+16,192件）や警察等からの通告の増加（対前年度比+13,095件）が主な原因であるとされている。

2 本市の児童虐待の傾向

(1) 本市においても、児童虐待の通告件数は増加傾向にある。

本市では、市独自の児童相談所がないため、市独自の虐待相談受付窓口は、本市こども福祉課、もしくは谷山福祉部福祉課の2か所となっている。

平成30年度に本市こども福祉課及び谷山福祉部福祉課において、児童虐待の相談受付をした件数は、283件となっており、平成26年度と比較すると約1.6倍に増加していることがわかる。

【年度別相談受付件数（本市）】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	170	198	201	241	283
うち虐待認定件数	98	121	163	191	233

(2) 平成30年度、本市独自の虐待相談受付窓口に対しては、283件のみの相談であったものの、鹿児島県中央児童相談所での虐待相談受付件数（本市におけるもの）は、600件にも及んでいる。なお、そのうち虐待として認定された件数は372件である。

【児童虐待の本市の現状（過去5年間）】

* 本市独自の受付分と鹿児島県中央児童相談所受付分のうち本市分の合計

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	287	392	403	580	883
うち虐待認定件数	148	204	260	372	605

(3) そして、平成30年度分においてみれば、上記(2)の相談受付件数及び虐待認定件数からもわかるとおり、相談件数のうち、実にその68%以上もの件数が、虐待であると認定されている。

3 本市の人口について

- (1) 本市の推計人口は平成30年1月1日時点で598,090人であり、そのうち未成年者の人数は以下の通りとなっている。

【本市の未成年者の人数】（「かごしま市の保健と福祉—令和元年度—」）

0～4歳	26,985人
5～9歳	28,880人
10～14歳	28,692人
15～19歳	29,678人
総計	113,152人

- (2) このように本市の人口の約2割が未成年者で占められている中、児童らを虐待から守ることは喫緊の課題となっており、そのための施策が本市でどのように立ち上げられ、実行されているのか、経済性・効率性・有効性【3E】の観点から監査をしていく次第である。

4 本市における児童虐待防止に対する取り組み

- (1) 児童虐待防止施策に関する担当課

健康福祉局こども未来部こども福祉課

健康福祉局こども未来部母子保健課

健康福祉局保健所北部保健センター

健康福祉局保健所東部保健センター

健康福祉局保健所西部保健センター

健康福祉局保健所中央保健センター

健康福祉局保健所南部保健センター

健康福祉局福祉部障害福祉課

健康福祉局福祉部吉田保健福祉課

健康福祉局福祉部桜島保健福祉課

健康福祉局福祉部松元保健福祉課

健康福祉局福祉部郡山保健福祉課

健康福祉局谷山福祉部福祉課

健康福祉局谷山福祉部喜入保健福祉課

(2) こども未来部における児童虐待対策事業の概要及び実績

<p>児童虐待対策事業について (事業の概要及び実績)</p>	<p>【事業の概要】 児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を実施する。</p> <p>【事業費】</p> <table border="1" data-bbox="630 609 1082 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度決算</td> <td>1,159千円</td> </tr> <tr> <td>H30年度予算</td> <td>1,361千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実績】(H29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の運営 児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 (H29.6.8) 26機関 36名出席 ・実務者会議 市内5地区で開催 ・個別ケース検討会議 347回 ○児童虐待防止推進月間での街頭キャンペーンの実施 ○各種団体への児童虐待に関する研修の実施 		事業費	H29年度決算	1,159千円	H30年度予算	1,361千円
	事業費						
H29年度決算	1,159千円						
H30年度予算	1,361千円						

(3) こども未来部における児童虐待対策の概要及び施策について

- (1) 虐待事例に対応する職員の対応力の向上に関する施策
- (2) 虐待事例に対応する職員へのサポート体制の強化に関する施策
- (3) 児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策、特に望まない妊娠の相談窓口体制
- (4)① 未受診や飛び込み出産対策
- (4)② 上記特定妊婦の早期把握及び支援施策
- (4)③ 要保護児童対策協議会における特定妊婦の管理システム

上記各施策の実情、実績、事業費、担当課は、次項のとおりである。

	確認事項	実情、実績	事業費	(参考) 回答作成課
(1)	虐待事例に対応する職員の対応力の向上に関する施策	<p>毎年度、訪問指導員や保健センター職員等を中心に、こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行う）従事者基礎研修を行い、親子の心身状況や養育環境の把握・助言を適切に行うための知識・技術を学んでいる。研修の一部に「鹿児島県における児童虐待の現状と課題」という内容で県中央児童相談所からの講義もある。</p> <p><実績> 研修参加人数（延べ人数） 28年度 65人 29年度 66人 30年度 68人</p>	<p>「こんにちは赤ちゃん事業」新規従事者（非常勤職員）の研修受講に要する費用を含む</p> <p>28年度 （予算額）6,219,000円、（決算額）5,595,039円 29年度 （予算額）6,032,000円、（決算額）5,340,259円 30年度 （予算額）5,787,000円、（決算額）5,258,733円</p>	母子保健課
(2)	虐待事例に対応する職員へのサポート体制の強化に関する施策	無し	—	母子保健課
(3)	児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策、特に望まない妊娠の相談窓口体制	<p>婦人相談や保健センター等で相談があった場合には、関係機関で情報を共有し、対応支援をしていく。</p> <p>妊娠・出産に関する相談件数（全体） 28年度 42件、29年度 34件、30年度 59件</p>		こども福祉課
(4)	① 未受診や飛び込み出産対策	<p>広報紙により、早期の母子健康手帳交付、定期的な妊婦健診の受診勧奨、マタニティマーク等の記事を掲載している。</p>	—	母子保健課
	② 上記特定妊婦の早期把握及び支援施策	<p>母子健康手帳交付時に、専門職が面接を行い、集団・個別指導を行っている。また、ハイリスク妊産婦については、医療機関との情報連携を密に行っている。必要時、地区保健師や常勤助産師、母子保健支援員、開業助産師等が電話・訪問を実施。</p>	—	母子保健課
	③ 要保護児童対策協議会における特定妊婦の管理システム	<p>要保護児童対策地域協議会には特定妊婦の管理システムはないが、保健センターが保有している管理者リストにより特定妊婦の情報提供を受け対応している。</p>	—	こども福祉課

(4) 保健所・福祉部・谷山福祉部における虐待防止施策について

- (1) 乳幼児健康診査未受診児対策
- (2) 乳児家庭全戸訪問事業
- (3) 保健師を対象とした子ども虐待予防に関する研修
- (4) 医療機関から保健機関への情報提供システムの構築及び運用
- (5) 障がい、難病児の療育システム
- (6) 小児在宅移行支援体制の整備

上記各施策の実情、実績、事業費、担当課は、次項のとおりである。

	確認事項	実情、実績	事業費	(参考) 回答作成課
(1)	乳幼児健康診査未受診児対応	保健センターの職員が電話・訪問・文書等で未受診者へ受診勧奨を行うほか、1歳6か月児の乳幼児健康診査未受診者へは、母子保健推進員による訪問で受診勧奨を行っている。居所不明の場合は、こども福祉課と情報共有を行い、未受診者の追跡を行っている。 <実績> 母子保健推進員訪問件数 28年度 112件 29年度 72件 30年度 84件	「育児支援事業」(母子保健推進活動分含む) 28年度 (予算額) 5,682,700円、(決算額) 4,876,625円 29年度 (予算額) 6,463,000円、(決算額) 5,827,229円 30年度 (予算額) 5,041,000円、(決算額) 4,635,228円	母子保健課
(2)	乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法第21条の10の2第1項)	「新生児・妊産婦訪問指導事業」により、新生児や未熟児の家庭を地域の開業助産師や保健センター等の保健師・助産師が個別に訪問し、母子保健の指導を行っている。また、「こんにちは赤ちゃん事業」により、新生児訪問指導による訪問家庭を除き、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師等の訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行っている。 <訪問実績(延べ人数)> 28年度 5,392件 29年度 5,194件 30年度 5,365件	「新生児・妊産婦訪問指導事業」 「こんにちは赤ちゃん事業」の合計 28年度 (予算額) 21,756,000円、(決算額) 21,090,746円 29年度 (予算額) 21,768,000円、(決算額) 20,822,661円 30年度 (予算額) 21,686,000円、(決算額) 21,046,834円	母子保健課
(3)	保健師を対象とした子ども虐待予防に関する研修	こんにちは赤ちゃん事業従事者基礎研修で実施。	—	母子保健課
(4)	医療機関から保健機関への情報提供システムの構築及び運用(妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭にかかわる保健、医療の連携)	母子保健事業関係者連絡会や地域連携協議会、ケース会議等により、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築に努めている。また、医療機関から提出される健診の受診票や情報提供書を活用し、連携を図っている。	—	母子保健課

	確認事項	実情、実績	事業費	(参考) 回答作成課
(5)	障がい、難病児の療育システム（児童福祉法第19条第1項及び第2項）	慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対し相談支援を行う小児慢性特定疾病児童等自立支援員と小児慢性特定疾病支援員を設置 成人期の自立に向けて、地域の支援体制を協議するため、慢性疾病児童等地域支援協議会を開催(年2回) 小児慢性特定疾病児童等と保護者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため「にじの会」（小児慢性特定疾病児童等と保護者の交流会並びに相談会）を開催(年2回)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 28年度 (予算額) 5,204,000円、(決算額) 3,640,508円 29年度 (予算額) 4,887,000円、(決算額) 3,374,811円 30年度 (予算額) 3,782,000円、(決算額) 3,482,566円	母子保健課
(6)	小児在宅移行支援体制の整備（病院のNICUや小児病棟等における長期入院時対策）	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（こども未来部継続事業）や医療的ケアを必要とする障害児支援事業（福祉部令和元年度新規事業）等を通じ、医療、保健、福祉等の支援機関の連携を図っている。	28年度 (予算額) 5,400,000円、(決算額) 3,640,508円 29年度 (予算額) 4,977,000円、(決算額) 3,374,811円 30年度 (予算額) 3,903,000円、(決算額) 3,482,566円	障害福祉課

5 こども福祉課における児童虐待防止に対する取り組みについての検討

5-1 要保護児童対策地域協議会

(1) 現在、本市には、市独自の児童相談所は存在しない。

このため、本市桜ヶ丘六丁目にある鹿児島県中央児童相談所が、本市への児童虐待への相談対応や一時保護などの措置を行っている。

平成27年時点で鹿児島県中央児童相談所が管轄している地域における児童（18歳未満）人口は213,306人であり、前掲したとおり、本市の未成年者（20歳未満）数は113,152人であることから、その約半数が本市内の児童で占められていることが推測される。

そして、平成29年度の鹿児島県中央児童相談所に対する養護（虐待事案を含む）相談受付件数1,317件のうち、本市からの養護相談受付件数が647件となっており、その半数を占めていることがわかる。

(2) このように、鹿児島県中央児童相談所で担当している案件の約半数が本市からの相談で占められており、本市内で相当数、相談・援助・支援を必要としている児童が存在していることは明らかである。

しかしながら、現時点で、本市には市独自の児童相談所は存在しない。

本市独自の児童相談所が存在しないため、本市内の児童に関する虐待相談は、県中央児童相談所に直接相談がなされるか、市の相談先であると市民に提示している本市こども福祉課、市谷山福祉部福祉課に相談がなされることとなっている。

(3) 本市に対して児童虐待の相談がなされた場合、本市が保有している情報との照らし合わせが行われ、対応が必要と判断された場合、本市が児童虐待対策事業として行っている要保護児童対策地域協議会での対応がなされることとなる。

要保護児童対策地域協議会とは、関係機関が情報を共有しながら、適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、虐待防止のための啓発活動を行うものであり、①代表者会議 ②実務者会議 ③個別ケース検討会議が置かれている。

なお、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関は以下のとおりである。

- 鹿児島県中央児童相談所
- 鹿児島地方法務局人権擁護課
- 鹿児島中央警察署生活安全課
- 鹿児島西警察署生活安全課
- 鹿児島南警察署生活安全課
- 本市立小学校の構成員
- 本市立中学校の構成員
- 鹿児島人権擁護委員協議会の構成員
- 本市民生委員児童委員協議会の構成員
- 鹿児島県弁護士会

- 公益社団法人 本市医師会
- 公益社団法人 本市歯科医師会
- 一般社団法人 本市保育園協会
- 本市私立幼稚園協会の構成員
- 社会福祉法人 鶴陽会 鹿児島乳児院
- 社会福祉法人 本市社会事業協会 やくし乳児院
- 本市児童養護施設協議会の構成員
- 鹿児島県知的障害者福祉協会のうち本市域の構成員
- 本市市民局市民文化部
- 本市危機管理局
- 本市健康福祉局こども未来部
- 本市健康福祉局福祉部
- 本市健康福祉局谷山福祉部
- 本市健康福祉局保健所
- 本市立病院
- 本市教育委員会事務局教育部

(4) 上記(3)記載の①ないし③の会議は以下のとおり、運営されている。

- ① 代表者会議は、年に1回開かれており、年間の活動方針等が決められている。
- ② 実務者会議は、地区ごとに各機関の係長が出席するものであり、当該開催地区に該当するすべてのケースが見直されている。市内を5地区に分け、各地区で各1～2回開かれており、平成30年度は合計5回開かれた。
- ③ 個別ケース検討会議は、個別のケースについて情報共有を行い、今後の支援方針や役割分担を決定するために随時開かれており、平成30年度は399回開かれている。

(5) このように本市においても、児童虐待に対応するため、個別ケース検討会議が開かれ、相談を受け付けた児童虐待の問題に対応し、定期的に関係機関の役割分担が確認され、被虐待児童に対する対応がなされている。

要保護児童対策地域協議会の主たる運営は、こども福祉課においてなされており、虐待案件、要保護・要支援案件の個別ケースの情報集約は、こども福祉課にて管理されている。

具体的には、こども福祉課において、虐待・要保護・要支援ケースの相談票が作成され、関係機関による対応がなされると、関係機関より同報告を受けたこども福祉課の担当者が(その対応内容について)相談票に記載をしていく。そして、各関係機関の担当者が虐待・要保護・要支援ケースの現状を確認する場合には、こども福祉課に対して連絡をし、現状を問い合わせることとなる。

これらの対応は、こども福祉課一局に情報を集約させるという点では、非常に有効

であり、関係機関としては、こども福祉課に問い合わせれば状況がわかる仕組みとなっていることから、有効性はあるといえるものの、こども福祉課の業務量が多量となるという弊害もあり、効率性が損なわれていると感じられる。

なお、現在、こども福祉課において対応している虐待・要保護・要支援ケースは累計約700件に及んでいるのに対し、こども福祉課における情報集約のための対応職員は、2名のみである。

このため、各関係機関が個別の虐待・要保護・要支援ケースの相談票にインターネット上でアクセスし、当該ケースの現状を確認でき、対応状況を記入できる仕組みを取り入れることが、効率性・経済性の観点から、対策として望ましいであろう。

「意見 11」

児童虐待問題に関与する関係機関が個別案件毎の「虐待・要保護・要支援ケースの相談票」にインターネット上でアクセスし、当該ケースの現状を確認でき、対応状況を記入できる仕組みを構築することが、情報の共有、有効な活用又行政事務の効率性・経済性の観点から、児童虐待防止対策として必要である。

5-2 児童相談所設置検討事業

- (1) 前述したとおり、本市に対して児童虐待の相談がなされた場合、本市が保有している情報との照らし合わせがおこなわれ、対応が必要と判断された場合には、要保護児童対策地域協議会に個別対応ケースとして挙げられ、個別対策ケース会議が開かれ、同ケース会議において今後の対応の協議がなされる。

しかしながら、一時保護などの決定権限は、児童相談所長と都道府県知事にしか与えられておらず、本市には決定根拠がないため、一時保護等の対応が必要と判断された場合には、本市から県中央児童相談所に対して連絡をし、県中央児童相談所に動いてもらう必要がある。

- (2) 本市から児童虐待の対応を求められた場合、県中央児童相談所は、一時保護等の対応が必要か否か、県中央児童相談所において改めて判断をするために、同児童の家庭から事情聴取を行うなどした上で、県中央児童相談所としての判断を行う。

なお、その後、虐待のリスクが低下して家庭再統合を行う場合には、県中央児童相談所から、こども福祉課へバトンタッチがなされ、本市の各種サービスを利用しながら、要保護児童対策地域協議会の関係機関による見守り等をおこなうこととなる。

- (3) また本市に対して児童虐待の相談がなされず、直接、県中央児童相談所に対して本市内の児童虐待の相談が行われた場合、県中央児童相談所は住民基本情報、母子保健情報、生活保護受給情報など、被虐待児童や家庭の情報を保有していないため、同情報を得るために、県中央児童相談所は本市に対して照会をした上で、初動を行う必要がある。

- (4) このように、現状では県において被虐待児童の情報収集が必要であったり、個別の

ケースが虐待リスクの変動によって本市による対応となったり、児童相談所による対応へと移行するなど、対応先が変化することとなる。

しかしながら、本市に独自の児童相談所が設置され、児童虐待の通告先が本市児童相談所に統一されることとなり、本市自らが保有する情報を元に、迅速な対応をすることが可能となるなど、要保護児童対策地域協議会を中心に取り組む虐待予防から児童相談所がおこなう虐待発生時の対応、また、虐待リスクが低減した後の対応まで、市が一貫した切れ目のない支援をおこなうことができる。

- (5) このような現状を受け、本市は平成30年度より、「児童相談所設置検討事業」を立ち上げ、具体的に本市独自の児童相談所を設置すべく動き始めているほか、本市職員（事務、社会福祉士資格所有）を1名、県中央児童相談所に対して派遣し、児童相談所の実務経験を積ませている。

また、令和元年度より県中央児童相談所に派遣する人数をさらに1名（保健師）増やし、職員の育成・確保に努めている。

なお、本市から県中央児童相談所に派遣された職員は、将来的に市の業務に戻る予定となっているが、本市の業務に戻った後も児童相談所における経験を活かせるように、現在は県中央児童相談所において本市内の案件を実際に担当している。

- (6) 本市独自の児童相談所の必要性は、上記(4)で示したとおりであり、早期の児童相談所設置が求められるところ、本市としても、児童相談所設置のために具体的対策に乗り出していることは評価できる。

しかしながら、候補地についても今後選定を行うほか、児童相談所設置のための要件となっている児童福祉司等の専門職の育成・確保もこれから段階的に行う状況にあることなどから、早急な児童相談所の設置には時間がかかる状況にあることは否めない。

また、児童相談所設置検討事業は、こども福祉課が担当しているが、現在、実際に虐待案件を扱い、その対応を日々おこなっているこども福祉課にその任を担わせるのは加重であると考えられることから、別途、児童相談所設置のための課や人員を置くなどし、対応をしていくことが効率性・有効性の観点から望まれる。

「意見 12」

本市独自の児童相談所の設置を強力に推進すべきである。

なお、本市における児童虐待対策において児童相談所が存在しないことによる不都合に対する担当部局の認識及び本市児童相談所設置に向けた取組の実情について当監査人の質問に対し以下の回答が得られた。

当監査人の質問事項	回答
・現時点における児童虐待対策において、鹿児島	・本市で児童虐待が発生した場合、県中央児童相談所もしくは本市のこども福祉課へ通報が寄せられ、通報を受け

<p>市児童相談所が存在しないことによる不都合の実態（3Eの視点から回答）</p>	<p>た組織が、まずは児童の安全確認と、状況に応じて必要な対応を連携しながら行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県児相が通報を受理した場合、住基情報、母子保健情報、生保受給情報など、対象者に関する基本情報を持ち合わせていない為、これらを本市に照会を行った上で初動を行う必要がある。 ・ 一方、本市が通報を受理した場合、児童の安全確認等を行った結果、一時保護等の措置が必要な場合には、県児相に通報し、改めて県児相が、必要な措置等について判断を行うことになる。また、その後虐待のリスクが低下して家庭再統合を行う際には、市の各種サービスを活用しながら、要対協の関係機関による見守り等を行うことになる。 ・ 本市に児童相談所があれば、通報先が本市児童相談所に統一されることにより、自らが保有する情報を基に、迅速な対応が可能となるなど、要対協を中心に取り組む虐待予防から児相が行う虐待発生時の対応まで、市が一貫した切れ目のない支援を行うことができ、これまで以上に児童虐待対策に向けた関係機関の連携の強化が期待できるものと考えている。
<p>・ 鹿児島市児童相談所設置に向けた取組の実情</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29年度は児童相談所設置市の調査や、関係各課長を委員とする連絡会議を設置し、情報共有や課題抽出等の議論を行ったほか、県とも複数回協議を行った。 ・ 30年度は学識経験者や関係団体代表者等で構成する外部の検討委員会を設置し、児童相談所設置の必要性や、必要な機能、関係機関との連携のあり方等について協議をいただき、31年1月に提言書を提出いただいた。 <p>また、児童虐待対策の体制強化と将来的な児童相談所設置を見据えた職員体制の強化の為、30年度は県中央児童相談所に職員1人（事務、社会福祉士資格所有）を派遣した。元年度は同職員に加え、さらに保健師1人を追加で派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元年度は提言書を踏まえ、本市児童相談所設置に関する基本的な考え方を庁内でとりまとめた「(仮称)鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画」を策定することとしている。

6 各保健センター・保健福祉課、母子保健課による児童虐待防止に対する取り組みについての検討

(1) 本市における虐待相談件数が、平成30年度では283件（うち虐待認定件数は233件）であったことは、前述のとおりである。

そして、その被虐待児の年齢内訳は以下の通りとなっており、0歳から就学前までの児童で約6割が占められている。

また特に0歳児の被虐待児は平成30年度で合計35名おり、全体の15%を占め、全年齢の中で最も多い割合となっている。

このように、生まれたばかりである0歳児への虐待件数が多くなっていることから鑑みれば、早期からの児童虐待に対する予防として妊婦への妊娠時からの手厚い支援が求められているといえよう。

【被虐待児年齢内訳】

	0歳～ 3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生・他	合計
H30年度	78	61	71	18	5	233
H29年度	54	58	52	22	5	191

【平成30年度被虐待児の年齢別・性別比】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
男	16	16	4	10	6	7	12	9	10	7	5	6	6	2	5	2	1	0	0	124
女	19	11	12	9	5	5	7	5	4	2	6	7	4	1	6	2	3	1	0	109
計	35	27	16	19	11	12	19	14	14	9	11	13	10	3	11	4	4	1	0	233

(2) 具体的な虐待防止に向けた本市における妊産婦への対策として前述の①特定妊婦への対応 ②妊婦健診未受診者の把握・対応 ③飛び込み出産への対応 ④こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問事業 ⑤乳幼児健診未受診者の把握・対応 ⑥子どもすこやか安心ねっと事業・育児支援家庭訪問事業などが挙げられ、いずれも本監査の視点からは適切かつ有効な施策と評価できるものである。

7-1 特定妊婦への対応施策についての検討

(1) 特定妊婦とは、児童福祉法第6条の3第5項において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されている。本市においては、いわゆるハイリスク妊産婦、若年妊産婦、未婚妊産婦、他子との年齢差が少ない妊産婦等を支援している。

ハイリスク妊産婦とは、医療的なハイリスク妊産婦を示すこともあるが、児童虐待防止の観点からみれば、社会的なハイリスク妊産婦への対応が求められる。

ただし、本市において、ハイリスク妊産婦の定義は特にない。

- (2) 本市において、ハイリスク妊産婦の定義付けはおこなっていないものの、支援が必要な妊産婦の目安については「ハイリスク妊産婦支援情報提供書を活用した医療機関への情報提供の目安」を作成しており、同目安に基づき、ハイリスク妊産婦であると判断をした場合には、担当地域の保健師・助産師が訪問などの支援を継続的に行っている。

同目安には、下記項目が掲げられている。

- 分娩時が初診
- 精神疾患がある（産後うつを含む）
- 知的障害がある・虐待歴・被虐待歴がある
- アルコール又は薬物依存が現在または過去にある
- 長期入院による子どもとの分離
- 妊娠・中絶を繰り返している
- 望まない妊娠（産みたくない、産みたいが育てる自信がない等）
- 若年（10代）妊娠
- 初回健診時期が妊娠中期以降
- 多子かつ経済的困窮
- 多胎
- 妊娠・出産・育児に関する経済的不安
- ひとり親・未婚・連れ子がある再婚
- 産後、出産が原因の身体的不調が続いている
- 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある
- 夫や祖父母等家族や身近な支援がない
- 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる

- (3) 平成29年度における本市の19歳未満の妊婦の出産数は49人おり、母子健康手帳交付時の未婚妊婦は134人存在している。

これらの妊産婦については、母子保健課で把握ができており、上記(2)記載の項目にも含まれているように、いわゆるハイリスク妊産婦として、支援対象となっていることがわかる。

当然のことながら、若年であったり、ひとり親であったからといって、虐待が発生するものではないが、虐待リスクが上昇する傾向にあるため、今後も今まで同様の支援が求められる。

- (4) 各保健センター・保健福祉課、母子保健課からこども福祉課に対する要支援ケースとしての通知

ア ハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが上がっていると判断された場合、母子保健課からこども福祉課に対して要支援ケースとして通知がなされる。

通知がなされるケースとしては、今後、妊娠出産を通じて母体や胎児・新生児に危険が及ぶ可能性がある判断された場合（例えば、妊婦の精神面が非常に不安定であるが医療にかかっていない、子どもを産みたくない・育てたくないという訴えがある、確実に妊娠しているが母子健康手帳の交付を受けてない等）である。

ただし、いかなる場合に各保健センター・保健福祉課、母子保健課からこども福祉課に対して要支援ケースとして通知をするかについてのガイドラインは作成されていない。

イ しかしながら、妊産婦の現状について、最も早く把握ができるのが各保健センター・保健福祉課、母子保健課である。

各保健センター・保健福祉課は、前記のとおり、母子健康手帳交付時に妊婦の年齢や婚姻の有無について確認をすることができ、またその後、妊婦健診を継続して受診しているかなどについて確認をすることができる。

たとえば、墮胎ができなくなる21週以降で妊婦健診を受けていない人や、出産間近になっているにも関わらず妊婦健診を受けていないケースなどでは、行政の支援を必要としている確率が高いと考えられる。

実際に、そのようなケースでは、状況に応じて虐待のリスクが高いと判断した場合には、こども福祉課に対して要支援ケースとして通知を行うことがあるとのことであるが、ガイドラインが作成されていない以上、あくまで担当者の判断ということとなり、個々の対応に差が生じる可能性が十分にある。

ウ 前述したとおり、早期からの児童虐待に対する予防・対策として妊婦への妊娠時からの手厚い支援が求められているわけであるが、いかなるケースを要支援ケースと認定するかについて、ガイドラインが作成されていないと、個々の職員の経験則や感覚に頼る部分が大きくなってしまう。

統一的な対応を取るためには、具体的な項目を挙げ、危険度を数値化して一定の数値に達すれば、要支援ケースとしてこども福祉課に連絡をするなど、ガイドラインが作成されることが望ましい。

もちろん、一定指数に達しなければ、一切の対応が不要というものではなく、一定指数に達していなくとも、対応職員の判断で要支援ケースと認定することを阻害する趣旨ではない。

しかしながら、漏れがないように対応するためには、経験値の少ない職員でも判断ができるようにガイドラインを作成することが大切である。

「意見 13」

社会的なハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが高まっていると判断された場合に各保健センター・保健福祉課、母子保健課からこども福祉課へ要支援ケースとして通知するに際してのガイドラインを作成すべきである。

7-2 妊婦健診未受診者の把握・対応についての検討

- (1) 各保健センター・保健福祉課では、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健診の受診票も一緒に交付をしており、母子健康手帳交付時や産婦人科医療機関との連携によって、支援の必要な妊婦の把握に努めており、必要に応じて当該妊婦が妊婦健診を受診しているか否かについても、確認し、支援している。

ただし、県外への里帰り出産の場合や保険診療による治療中の場合は、受診票が使用されないが、他市町村や医療機関との連携により、把握に努めている。

- (2) 妊婦健診未受診者については、状況に応じて虐待のリスクが高いと判断した場合には、担当地域の保健師や助産師が訪問をする、こども福祉課に要支援ケースとして通知をするなどの対応が取られている。

個々の妊婦の妊婦健診受診状況について把握をするのは非常に大変であり、手間がかかることであるが、妊婦の心身の状況が反映される部分でもあるので、是非今後とも継続していただきたい。

7-3 飛び込み出産への対応についての検討

- (1) 妊娠後、母子健康手帳の交付を受けず、妊婦健診も受けないままに出産を迎えるのが、いわゆる「飛び込み出産」である。

本市においては、平成30年度に6件、平成29年度に2件、平成28年度に6件の、母子健康手帳の産後交付がなされており、同件数、飛び込み出産が存在したことがわかる。

- (2) 飛び込み出産の場合、出産の際のリスクが高まるため、基本的には鹿児島市立病院への搬送がなされ、その後、同病院において出産がなされる。

出産後、同病院から母子保健課や地区の担当保健師へ連絡がなされ、情報共有後、支援の方向性の検討がなされることとなる。

- (3) 飛び込み出産については、出産の際のリスクが高いことのみならず、一般的に、その後の生まれた子どもに対する虐待のリスクも高い傾向にある。

このため、出産をした医療機関だけでなく、行政における見守り、支援が重要となるが、本市においては産科医療機関等と行政間において協議が重ねられており、連絡先や情報共有方法等についての共通理解を得たうえで、連携が取られており、評価することができる。

7-4 こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導事業についての検討

- (1) こんにちは赤ちゃん事業と新生児訪問指導事業を合わせて乳児家庭全戸訪問ができるよう努力されている。

本市での平成30年度の訪問実施率は98%と高率になっており、担当者らの努力がうかがえる。

なお、面接ができていない乳児に関しては、乳幼児健診や医療機関の受診歴、予防

接種歴や保育園・幼稚園への就園状況の確認など、関係部署間で情報共有が行われ、情報が得られなかった場合には、再度、地区担当保健師が家庭訪問をしている。

- (2) 乳児家庭全戸訪問の実施には多数の人員が必要であり、一定の費用も必要であるが、自ら支援を求められない産婦や乳児が児童虐待の加害者・被害者になってしまう傾向があるため、非常に有意義な事業であり、評価することが出来る。

7-5 乳幼児健診未受診者の把握・対応についての検討

- (1) 乳幼児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施状況は以下のとおりである。

(単位：人、%)

年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
3か月児	対象者数	5,394	5,420	5,401	5,166	5,227
	受診者数	5,324	5,343	5,341	5,119	5,181
	受診率	98.7	98.6	98.9	99.1	99.1
7か月児	対象者数	5,312	5,448	5,357	5,290	5,163
	受診者数	5,075	5,155	5,069	5,096	4,946
	受診率	95.5	94.6	94.6	96.3	95.8
1歳児	対象者数	5,297	5,444	5,366	5,388	5,181
	受診者数	4,985	5,059	4,952	4,994	4,840
	受診率	94.1	92.9	92.3	92.7	93.4
1歳 6か月児	対象者数	5,772	5,401	5,532	5,419	5,371
	受診者数	5,544	5,281	5,440	5,223	5,298
	受診率	96.0	97.8	98.3	96.4	98.6
3歳児	対象者数	5,791	5,839	5,475	5,581	5,450
	受診者数	5,653	5,619	5,336	5,349	5,353
	受診率	97.6	96.2	97.5	95.8	98.2

- (2) 非常に高い割合での受診がなされており、乳幼児の現状確認の場としての役割を十分に果たしているものと感じられる。

1歳6か月児健診や3歳児健診の未受診者に対しては、各保健センター・保健福祉課より電話や文書での連絡や、母子保健推進員や保健師の訪問などによって、受診推奨が図られている。

なお、出産直後の乳児家庭全戸訪問の際にも、健診の受診推奨がなされており、それが3か月児健診の高受診率につながっているものと考えられる。

電話や文書での連絡や、母子保健推進員や保健師の訪問によっても、1歳6か月健診や3歳児健診を受診しないケースでは、こども福祉課と連携を取り、こども医療の利用状況や保育園・幼稚園等の入所状況を把握し、同乳幼児がかかっている病院や通っている保育園・幼稚園に訪問し、面談等に繋げる努力がなされている。

- (3) 乳幼児健診の未受診者への対応について、ガイドラインは作成されていないとのこ

とであるが、取り決め事項は作成されており、実際に高受診率が維持されていることから、十分な役割を果たしているものと感じられる。

7-6 子どもすこやか安心ねっと事業についての検討

(1) 子どもすこやか安心ねっと事業として、下記の事業が実施されている。

- 乳幼児相談窓口：発育・発達の気かりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に個別に対応する。また平成26年度から乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援を行う。
- 事業調整会議：乳幼児の発達支援にかかわる機関や団体の関係者による連絡会議を行う。
- すくすく親子教室：1歳6か月児健診等で言葉の発達の遅れや育児不安等を持つ母子を対象に、親子の遊びや仲間づくりを通して、子どもの発達を促し健全な母子関係を育てる。
- わくわく親子教室：3歳児健診等で経過観察の必要な幼児（3歳以上）とその保護者を対象に、親子の遊びや保護者同士の情報交換の場を持ち、子どもの発達を促し、健全な母子関係を育てる。
- すくすく親子教室学習会：親子教室に参加中や卒業した保護者同士の意見交換会や専門家による講演会を実施する。(H28年度終了)
- るんるんクラブ：親子教室等の経過観察により療育が必要と判断された子どもの保護者を対象に、保健師や保育士による療育に関する情報提供や親同士の意見交換会を行う。(H28年度終了)
- 親支援教室(子育てワークショップはれ晴れクラブ)：子育ての不安や発達に気かりのある子を持つ保護者を対象に、子どもへの関わり方を学ぶ教室を実施する。(H29年度開始)
- 総合発達相談会
- 総合発達相談会フォローアップ学習会
- 親子ひだまり発達相談：発達や育児不安をもつ親を対象に、保健師、心理発達相談員等による個別相談を実施する。
- 訪問による個別支援：すくすく親子教室の未参加者や中断した児童、親子ひだまり発達相談等に来所した児童の家庭や保育園等を地区保健師と心理発達相談員の2人1組体制で訪問を実施する。

(2) このように、子どもすこやか安心ねっと事業では、多数の事業が実施されているが、特にすくすく親子教室の未参加者や中断した児童に対しても、訪問による個別指導が実施されており、丁寧なフォローアップ体制が組み立てられていることが評価できる。

虐待防止のためには、自ら周囲に助けを求めることができない親子に対して、どのように行政が手を差し伸べることができるかということが重要である。

実際に保健師らが個別訪問をした際に、親が子どもに対して「しつけ」と称して叩

いたり怒鳴ったりしている場面に遭遇したケースもある。このような場合には、子どもの特性やかかわり方の工夫を伝え、虐待につながらないように支援を行っているということであるが、今後も、継続的に、行政から手を差し伸べることができるよう支援を行っていくことを望む次第である。

8 その他の検討

なお、希なことではあるが、全国レベルでみると保育士、幼稚園教諭等が児童の心身に悪影響を与える行為の加害者となる事例もあるにも拘らず、本市では上記観点からの施策の検討が充分でないように思われる。上記観点からの保育士、幼稚園教諭等への研修の実施や相談窓口の設置を検討する必要がある。

「意見 14」

日常的に子どもに接する保育士、幼稚園教諭等が児童の心身に悪影響を与える行為の加害者となる場合を想定して、防止策の検討が必要である。

上記の点についての保育幼稚園課の見解は、以下のとおりである。

「確認監査」において、職員が児童の心身に悪影響を与える行為の防止について指導するとともに、児童虐待防止を含めた児童の人権保護のための研修実施について、保育関係団体や各施設へ時機を捉えて要請している。また、保護者からの連絡や、保育所等における不適切な事案が疑われる情報が寄せられた場合は、現場を訪問し、実態を確認するよう努めているが、引き続き取り組んでまいりたい。

第5 本市におけるいじめ防止対策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について

1 いじめ防止のために本市・教育委員会が実施する施策

I いじめ防止等における組織の活用
1 鹿児島市青少年問題協議会の活用
<p>(1) 内容</p> <p>ア 25人以内の委員で年2回協議会を開き、青少年の健全育成に関する総合的施策や実践活動について審議する。</p> <p>イ 関係機関・団体に対して意見・具申等を行う。</p> <p>ウ 専門委員会を設置し、青少年の健全育成に関する事項を専門的に調査・研究し、テーマをもとに研究を進め、課題解決に向けた具体的な取組について協議する。</p> <p>(2) 実施状況</p> <p>ア 第1回鹿児島市青少年問題協議会 平成29年6月27日(火) 13:30～15:00 出席者：青少年問題協議会委員：18人 幹事：9人 事務局4人 主な協議事項： 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等 ○ <u>いじめ問題を含む、青少年の健全育成に必要な施策について協議</u> 平成29年度協議テーマ設定、専門委員会の設置 平成29年度青少年問題協議会の会議計画 〔平成28・29年度のテーマ〕 学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進 ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域は どのような取組を行えばよいのか～ * 平成28年度、29年度の2年間で、<u>ネットいじめを含め、生まれた時からインターネットが身の回りにある青少年に必要な人間関係力をどのように連携して、高めていけばよいのかを協議する。</u>平成29年度は、2年目にあたり、提言をまとめていく時期にあたる。</p> <p>イ 第1回市青少年問題協議会 専門委員会 平成29年8月22日(火) 10:00～11:30 出席者：青少年問題協議会専門委員：7人 事務局：3人 協議内容：専門委員会の設置及び平成28年度青少年問題協議会専門委員会報告 専門委員会からの提言に関する還元方法</p> <p>ウ 第2回市青少年問題協議会 専門委員会 平成29年11月14日(火) 10:00～11:30 出席者：青少年問題協議会専門委員：6人 事務局：3人 協議内容：第1回専門委員会の報告、提言用のリーフレットの検討 ○ <u>リーフレット中に、児童生徒の「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」の標語とポスターの掲載を検討</u></p>

エ 第 2 回鹿児島市青少年問題協議会

平成 30 年 1 月 31 日 (水) 9:30~11:00

出席者: 青少年問題協議会委員: 21 人 幹事: 7 人 事務局 4 人

主な協議事項:

平成 29 年度青少年問題協議会の会議経過

平成 29 年度青少年健全育成事業等の実施状況

平成 29 年度青少年問題協議会専門委員会の報告

平成 30 年度青少年問題協議会の活動計画

(3) 協議結果の活用

ア 青少年問題協議会及び専門委員会での協議内容を市ホームページにアップ

イ 市立小・中・高等学校の児童生徒 (保護者)、教職員向けのリーフレット作成

ウ 各学校におけるリーフレットの活用 (授業や家庭教育学級等での紹介)

- ネット世代における青少年の人間関係力として、必要なことは、根底に「自分を大切にする力」があり、「関係をつくる力」、「関係を修正する力」、「助けを求める力」、「関係を調整する力」が重要となる。これらの力は、いじめ問題を解決していくために必要な人間関係力と、関連している。

エ 地域公民館やコミュニティー協議会等への資料提供

【平成 29 年度事業費 (決算)、平成 30 年度事業費 (予算)】

(青少年問題協議会)

単位: 円

平成 29 年度 (決算)	362,240	平成 30 年度 (予算)	493,000
---------------	---------	---------------	---------

【関係法令等】

鹿児島市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会条例第 1 条の規定に基づき、設置された協議会である。本協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能も果たすものとして、活用する。

○ 地方青少年問題協議会法 (設置)

第 1 条 都道府県及び市町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができる。

○ 鹿児島市青少年問題協議会条例 (設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会を置く。

○ いじめ防止対策推進法 (いじめ問題対策連絡協議会)

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○ いじめの防止等のための基本的な方針 (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日) 文科省

法に定める「いじめ問題対策連絡協議会」は条例で設置されるものであるが機動的な運営に必要な場合などは 条例を設置根拠としない会議体であっても法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能であ

る。

2 鹿児島市いじめ問題等調査委員会の活用

(1) 内容

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、児童生徒のいじめその他の問題行動による重大な事故に係る事実関係の調査等を行うことにより、いじめ問題等に対する取組を推進する。

(2) 実施状況

ア 委嘱した委員（6人）

臨床心理士：1人、大学教授：2人、医師：1人、警察OB：1人、弁護士：1人

イ 第1回いじめ問題等調査委員会

(ア) 日 時：平成29年7月7日（金）10：00～11：30

(イ) 場 所：鹿児島市教育総合センター 女性会館研修室3

(ウ) 出席者：委員6人、青少年課5人

(エ) 内 容：

- ・ 市いじめ問題等調査委員会設置の経緯について
- ・ 平成28年度本市におけるいじめの現状と課題
- ・ 「鹿児島市いじめ防止基本方針」（改定）案について

ウ 第2回いじめ問題等調査委員会

(ア) 日 時：平成30年1月25日（木）10：00～11：30

(イ) 場 所：鹿児島市教育総合センター 青年会館 第1・2・3研修室

(ウ) 出席者：委員6人、青少年課5人、いじめ対策検討委員会委員6人

(エ) 内 容：

- ・ 第1回いじめ問題等調査委員会の協議内容等について（報告）
- ・ 2学期のいじめの現状と課題
- ・ 各課（所）の取組状況等（市いじめ問題対策検討委員会）
- ・ 事例検討

(3) 協議結果の活用

ア 「鹿児島市いじめ防止基本方針」の改定

イ いじめ問題に関する事例から、未然防止・組織的な対応等の在り方の協議

ウ 管理職研修会及び生徒指導主任担当者会等での活用

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（市いじめ問題等調査委員会）

単位：円

平成29年度（決算）	124,400	平成30年度（予算）	126,000
------------	---------	------------	---------

II 市教育委員会が実施する施策

1 いじめ防止等のための教育活動の推進

(1) 道徳教育・心の教育の一層の充実

【「こころの言の葉」コンクール事業】

ア 事業の目的

中学生とその保護者に対し、中学生には保護者宛て、保護者には中学生宛ての短い手紙を葉書形式で募集し（中学生部門・保護者部門）、互いの存在について考えさせる契機とする。提出された手紙の中から優秀な作品を適切に編集して一冊の本にし、市内の各中学校の生徒に配布（公民館等にも配置）することによって、保護者と生徒に、相手の存在の意義と自分の在り方・生き方について考える契機とする。

イ 内 容

- (ア) 募集内容 中学生の子から親、または親から中学生の子に対するメッセージ
- (イ) 募集様式 はがき、もしくは、はがき大の学校一括応募用紙
- (ウ) 募集方法 学校への通知、リーフレット、鹿児島市ホームページ
- (エ) 募集期間 平成29年7月3日～9月6日
- (オ) 応募総数 17,335点（中学生の部15,351点、親の部1,984点）
- (カ) 審 査 審査委員長（1人）：大学教授 審査委員（4人）：有識者
1次審査会 9月13日（水） 2次審査会 9月25日（月）
- (キ) 賞 大賞 各部門1点、準大賞 各部門2点、
優秀賞 各部門7点
入選 中学生の部13点 親の部11点
団体特別賞 1校
- (ク) 表 彰 平成29年10月21日（土）「明るく楽しい学校づくり市民大会」
の中で、作品発表会を兼ねて実施
- (ケ) 作 品 集 入賞作品を中心とした作品集を作成し、中学生・市民に配布すると
ともに、ホームページにも掲載（22,000部印刷）

ウ 結果の検証

- (ア) 過去最高の応募総数を記録し、親と子が互いの存在について考える契機となった。
- (イ) 「こころの言の葉」への応募作品を基に学校独自の作品集を作成して保護者に配布したり、学校便りや学級通信などに相互の作品を紹介してお互いの気持ちを紹介したりするなど、学校単位での親子の交流が見られた。
- (ウ) 作品集を読んだ市民から、「感動した。過去の作品集も欲しい。」という問合せを複数いただくなど、好評である。
- (エ) 保護者からの応募数は増加傾向にあるものの、さらに、幅広く応募を呼び掛ける必要がある。

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（「こころの言の葉」コンクール）

単位：円

平成29年度（決算）	1,367,251	平成30年度（予算）	1,375,000
------------	-----------	------------	-----------

【平成29年度鹿児島市道徳教育研究会】

- ア 趣 旨 道徳の時間の授業を通して、その意義の理解と指導法の工夫・改善を図るとともに、学校や家庭、地域の方々の協力による開かれた道徳教育の充実に資する。
- イ 日 時 平成29年10月24日（火） 13：50～16：40
- ウ 会 場 鹿児島市立星峯中学校

エ 出席者	市立小・中学校の道徳主任・担当者等	127人
	市立幼稚園教諭、市立高等学校教諭	6人
	星峯中学校校区の保護者及び地域住民等	34人
	会場校職員、教育委員会職員	40人
合 計		207人

オ 内 容

(7) 研究授業及び分科会（3学年で研究授業を公開し、その後、分科会を実施。）

分科会	授業学級	主題名	資料名
1年部会	1年4組	思いやり	「手のひらの小さな世界」 出典：千葉県道徳教育資料
2年部会	2年3組	差別や偏見のない社会の実現	「気持ちを伝えたい」 出典：キラリ☆道徳2年
3年部会	3年1組	集団生活の向上	「野球が僕にくれたもの」 出典：テレビ朝日ゲットスポーツ
家庭・地域 連携部会	テーマ「PTA活動や地域活動の中で考える道徳教育について」		

(イ) 全体会

- a 市教育委員会挨拶
- b 指導講話
- c 会場校長挨拶

カ 結果の検証

(7) 成果

- 研究授業では、動画教材の活用や役割演技、グループでの対話活動の設定等の工夫により、生徒が道徳的価値の理解を深め、生活に生かしていこうという実践意欲を高める姿が見られた。

(3年生のワークシートの記述から)

- ・ 自分のことも大事だけど、誰かのために頑張ることも大事だと思った。誰かのために何かをすると最後にはよい意味で自分に帰ってくるんだなということも感じた。これからは、今どうするべきなのか一つ一つよく考えて行動しようと思う。

- 研究授業後に実施した学年別の分科会では、研究授業を踏まえた意見交換が活発に行われ、教科化に向けた道徳授業の在り方について、参加者が考えを深める姿が見られた。

(参加者の意見から)

- ・ 市の「こころの言の葉コンクール」にPTAとして積極的に参加するなど、学校と保護者の連携がよくなされている。

(イ) 課題

道徳の教科化に向けて、評価の在り方について学びたいといった意見が聞かれた。

今後の研修会等において、評価の基本的な考え方や事例を提供していく必要がある。

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

(市道徳教育研究会)

単位：円

平成29年度（決算）	13,000	平成30年度（予算）	13,000
------------	--------	------------	--------

【「郷土の偉人に学ぶ鹿兒島の心」推進事業】

ア 事業目的

郷土の偉人の業績を学ばせ、次代を担う児童生徒に伝承するとともに、郷土を愛する心を育む。

イ 事業内容

郷土の偉人を題材にしたマンガ教材を作成し、市内全ての小学校5年生や鶴岡市との交流事業に参加する生徒等に配布する。

- 平成21～25年 マンガ教材「薩摩義士伝」作成・配布（市内全小学5年生）
- 平成26～29年 マンガ教材「徳の交わり」作成・配布（市内全小学5年生）

(29年度 配布冊数)

年 度	児童数（小5）	学級数（小5）	鶴岡交流	合 計
H29	5,599	177	30	5,806

ウ 各学校の活用実績

- 道徳の授業（郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度）（我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度）において、教材として活用
- 小学校社会科「明治の国づくりを進めた人々」等の補助資料として活用
- 総合的な学習の時間の郷土資料として活用
- 朝読書の読み物として活用
- 文化祭の演劇の台本づくりに活用
- 西郷ゆかりの地を巡る学校行事（開校記念遠行）の事前学習として活用
- 鶴岡市との交流活動の際、本交流が始まったきっかけや西郷南洲翁と菅臥牛翁の交流についての事前学習教材として活用
- おやじの会で郷土学習の際の資料として活用
- 西郷公園での秋祭り（地域の行事）で活用

エ 結果の検証

- 子供たちが、マンガ教材の内容（西郷隆盛と庄内藩の菅実秀との魂の触れ合い）を学ぶことで、礼儀、相互理解、寛容な心などの大切さに気付き、これからの生き方を考える契機となった。

- ・ 様々な教育活動でマンガ教材を活用する学校もあれば、配布して読ませるだけで終わらせる学校もあるなど、学校間で活用状況に差が見られる。

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（「郷土の偉人に学ぶ鹿児島的心」推進事業）

単位：円

H29年度（決算）	1,134,000	H30年度（予算）	1,214,000
-----------	-----------	-----------	-----------

（2） いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）の実施

ア 目的

いじめは、人権にかかわる重要な問題であり、絶対に起きてはならないことである。そこで、児童生徒がいじめのない楽しく思いやりのある学校生活を送れるように、また、児童生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図る必要がある。そのために、5月25（ニコ）日から6月25（ニコ）日までの1か月間を「いじめ防止啓発強調月間」として設定し、学校、家庭、地域を挙げていじめをなくす取組を行う。

イ ニコニコ月間における各学校の取組

（市いじめ防止啓発強調月間の取組に関する調査）

※ 評価平均値は、各学校がニコニコ月間の取組を「1：不十分な取組 2：やや不十分な取組 3：おおむね十分な取組 4：十分な取組」で評価したものを市立小・中・高等学校ごとに平均した値である。（次表参照）

平成29年度 いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)の取組状況評価

項 目	具体的な取組	小学校		中学校		高等学校	
		実施数	評価平均	実施数	評価平均	実施数	評価平均
1 児童生徒に対する啓発活動	全校朝会での講話等の実施	70	3.6	38	3.3	3	3.3
	児童生徒向けの講演会の実施	6	4.0	11	3.6	1	3.0
	いじめ等に関する授業の実施	78	3.4	35	3.5	3	3.7
	弁論大会・意見発表会等の実施	5	3.2	15	3.5	1	3.0
	ポスター・標語作成の取組	78	3.6	39	3.6	3	3.7
	児童生徒の自主活動の推進	44	3.4	26	3.2	0	0.0
	その他	16	3.6	4	3.3	1	3.0
2 児童生徒のいじめ等の実態把握	実態把握のためのアンケート等の実施	76	3.8	37	3.6	2	3.5
	教育相談等の実施	75	3.4	38	3.5	3	3.0
	その他	10	3.5	1	3.0	0	0.0
3 いじめ問題についての教職員の指導態勢づくり	職員への趣旨徹底と共通理解	78	3.4	39	3.2	3	2.7
	校内いじめ対策委員会等の開催	62	3.6	34	3.3	1	0.0
	いじめ等に関する職員研修の実施	35	3.4	17	3.3	1	3.0
	いじめに関する諸資料の活用	59	3.0	24	2.8	3	3.0
	いじめ問題への取組状況総点検の実施	42	3.2	19	3.1	1	0.0
	その他	14	3.4	1	3.0	0	0.0
4 保護者に対する啓発活動	学校だより等を通じた啓発	70	3.3	33	3.4	1	3.0
	保護者向け講演会の実施	17	3.5	7	3.4	0	0.0
	PTA等の会合での話し合い	41	3.1	18	2.9	3	3.3
	PTAによる自主的な活動	11	3.4	15	3.3	0	0.0
	その他	13	3.3	4	2.8	1	3.0
5 地域と連携した活動の推進	地域への広報	46	3.2	19	2.9	1	3.0
	地域の会合等における情報交換	49	3.2	30	3.0	2	3.0
	その他	7	3.1	1	4.0	0	0.0

ウ ニコニコ月間における教育委員会の取組

(ア) 目的

「いじめ防止啓発強調月間」に、市立の小・中・高校生から「いじめ防止」をテーマとするポスター及び標語を募集し、作品作成を通して、「いじめ」に対する理解と認識を深めるとともに、実践への意欲を喚起する。また、作品展を開催することで、広く市民への啓発に資する。

(イ) 実績

- a 「いじめ防止啓発に関する作品」は、市立小・中・高等学校より、ポスター 9,505点、標語 48,973点の応募
- b ポスター・標語作品展を7月22日から8月5日まで、鹿児島中央駅地下通路（つばめロード市民ギャラリー）で開催
- c 表彰式の実施：平成29年7月28日（金） 10：45～11：30

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（「ニコニコ月間作品コンクール」）

単位：円

H29年度（決算）	190,978	H30年度（予算）	256,000
-----------	---------	-----------	---------

(3) 明るく楽しい学校づくり市民大会の実施

ア 目的

子どもたちが、楽しく学び、明るく生活できる学校づくりを市民運動にまで発展・展開させるために、児童生徒の代表と教職員やPTA関係者など青少年の健全育成に携わる関係者が一堂に集い、学校の実践活動等の成果を確認する大会とする。また、この大会を「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」や「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』を育てる運動強調月間」の実践と位置付け、市民こぞって青少年の健全育成を考える機会とする。

イ 内容

- (ア) 期日：平成29年10月21日（土） 9：10～12：00
- (イ) 場所：市民文化ホール（第2ホール）
- (ウ) 参加者数：958人（次頁参照）

(内訳)

単位：(人)

	学校職員・ 行政等	P T A ・ 地域関係者	児童生徒	合 計
小 学 校	1 3 1	2 5 6	2 8	4 1 5
中 学 校	7 7	1 0 0	1 2 4	3 0 1
高 等 学 校	7	1 9	2	2 8
実践発表者	9		7 1	8 0
こころの言の葉受賞者	2	8	9	1 9
こころの言の葉朗読者			2	2
市民会議委員	1 3			1 3
市 長	1			1
議 長	1			1
環境文教委員	2			2
ジュニアリーダークラブ (コアラ)			1 5	1 5
九州都市交流事業事後研修			3 4	3 4
そ の 他		1 3		1 3
教育委員会	3 4			3 4
計	2 7 7	3 9 6	2 8 5	9 5 8

ウ 日程

- (ア) オープニング (和田小学校合唱部)
- (イ) 開会行事
 - a 開会宣言
 - b 開会のあいさつ (「さつまっ子」育成市民会議副会長)
 - c 来賓あいさつ (副市長、議長)
- (ウ) 学校づくり実践発表
 - a 地域と学校をつなぐ2つの伝統芸能 広木虚無僧踊り・中間踊り (向陽小)
 - b 地域とつながるボランティア活動 (明和中)
 - c 「男子校 挙式プロデュース『つながり』 挙式から地域活性化と産学官連携の実現を目指して」 (鹿児島商業高等学校)
- (エ) 「こころの言の葉」コンクール入賞者表彰式・発表会・審査講評

エ 実施の結果に対する児童生徒、職員、保護者の反応などの検証結果

市民会議の中で、提出された資料 (「明るく楽しい学校づくり市民大会」事業報告) から、成果と課題として記載する。

- このリーフレットは、子どもの作品が入っているので、すうっと入りやすい。一面の中学生のポスターも素晴らしい。これが思春期の中学生が描いたのだと思うと、さらにいい。ぴったりのポスターだと思う。また、子どもたちの標語がどれもいい。私の住んでいる地域も毎年、あいさつの標語をしているが、子どもたちの想像力にいつも驚かされる。
- 学校、家庭、地域で、「こんな風に活用できますよ。」という使い方の発信もあるといいのではないか。このリーフレットを使って、職員研修にも活用できるこんな風に同じ資料があると、同じ意識がつくりやすくていい。校区の青少年育成にも活用ができると思う。

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

(いじめ問題等のリーフレット)

単位：円

平成29年度（決算）	314,820	平成30年度（予算）	416,000
------------	---------	------------	---------

(2) 実態把握と報告に関する指導

ア いじめの早期発見のためのアンケート、相談、実態調査の集計結果

(ア) 各学校で実施した「いじめの早期発見のためのアンケート」(例)

平成29年度「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート

学年() 男・女

- 1 あなたは、今の学年になってから今日まで、いじめられたことはありますか。それはだれからどのようなことをされましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。(学校以外の場所も含みます。)

	いじめの内容	もし 選んでいる	あつたら、 *はたか	だれから	ない
(1)	冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(2)	仲間はずれ、集団による無視をされる。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(3)	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(4)	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(5)	一方的に、お金や品物を持ってこいとと言われる。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(6)	お金や品物をかくされたり、めすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(7)	いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(8)	パソコンや携帯電話で、悪口を書かれたりいやなことをされる。			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	
(9)	(1)~(8)以外のことで、いじめられていると感じていること。* 誰かに入社して(どおし、内容()			同級生・上級生・部活動生など 他の学校の児童生徒 その他()	

- 2 全員回答してください。

- (1) あなたは、1のようなことをされて、今どのように感じていますか。されたことがない人は、もしされたらどう感じると思いますか。最も近いものに1つ○を付けてください。

ア だれにも相談できず、どうしていいかわからない。

イ だれにも相談しないで、自分で解決していこうと思う。

ウ 相談できる人や、一緒に考えてくれる人がいるので、何とかなると思う。

エ 何とも思わない。気にしない。

- (2) あなたは、今の学年になってから今日まであなたのまわりで、いじめを見たり聞いたりしたことがありますか。

はい

いいえ

(イ) 実態調査の集約結果

a いじめの認知件数といじめの態様

平成29年度のいじめの認知件数は、「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小学校が、381件、中学校が271件、合計で652件である。

内訳は、小・中学校とも「冷やかしや からかい」が最も多く、それぞれ48.9%、51.6%である。次いで、小・中学校とも、「軽くぶつかられたり、たたかれる」であり、それぞれ17.9%、15.3%である。

b いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけは、小・中学校とも「アンケート調査による発見」が最も多く、それぞれ37%、45%である。次いで、小学校は、「当該児童生徒（本人）の保護者から訴え」で、19.4%、中学校は、「本人からの訴え」で、20.3%である。

(ウ) 効果的ないじめの早期発見方法等が工夫できる可能性について

- 前述のとおり、いじめ発見のきっかけとしては、「アンケート調査など学校の取組により発見した」割合が高い。そのためにも、各学校で実施するアンケートの実施方法（実施時期も含む）やアンケートの質問内容について、発達段階を考慮した形式にするなど、常に見直しをしていくことが、いじめの早期発見のために重要であると捉える。
- 学級担任や養護教諭等、教職員による発見は、アンケートによるいじめの発見と比べて、割合としては高くはない。アンケート実施は、学期1回の実施の学校が多いことを考えると、日常的に、児童生徒のいじめを発見できる力を育成していく必要があると考える。

3 いじめの早期対応のための指導・助言

(1) 各種研修会での指導・助言、実績

ア 管理職研修会（校長研修会）

[平成29年度第1回市小・中・高等学校長研修会]

平成29年4月14日（金） 場所：市民福祉プラザ 対象人数：123人

（幼稚園：2、小学校：78、中学校：37、高校：3、附属幼・小・中：3）

* 錫山中校長は、小学校でカウント、玉龍中校長は、高校でカウント

内容：① いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

② いじめの認知に関する考え方 ③ 不登校重大事態への対応について

④ 「いじめ問題を考える週間」の具体的な実施計画の作成と取組

⑤ 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルによる見直し

[平成29年度市転入・新任校長研修会]

平成29年5月11日(木) 場所:市教育総合センター 対象人数:43人
(小学校:30、中学校:12、高校:1)

内容:① 生徒指導関係研修会 ② 教育相談事業等の概要
③ 「いじめ防止強調月間(ニコニコ月間)の取組」

[平成29年度小・中学校ブロック別校長研修会]

平成29年5月17日(水) 場所:各ブロックの4会場 対象人数:118人
(小学校:78、中学校38、附属小・中:2)

* 錫山中学校長は、小学校でカウント

内容:① いじめの認知件数の推移 ② 不登校重大事態への対応について
③ 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について

[夏季小・中・高等学校合同校長研修会]

平成29年7月26日(水) 場所:市民福祉プラザ 対象人数:120人
(小学校:78、中学校:37、高校:3、附属小・中:2)

* 錫山中校長は、小学校でカウント、玉龍中校長は、高校でカウント

内容:① 生徒指導上の問題行動への対応 ② 関係法令
③ 未然防止の取組 ④ 事故発生後の留意点

[平成29年度第2回小・中学校ブロック別校長研修会]

平成29年10月10日(火) 場所:各ブロックの4会場 対象人数:118人
(小学校:78、中学校38、附属小・中:2)

* 錫山中学校長は、小学校でカウント

内容:① いじめ問題への対応 ② 教育相談事業の活用(事例研修)

[平成29年度第2回市小・中・高等学校長研修会]

平成29年11月24日(金) 場所:市民文化ホール 対象人数:127人
(小学校:78、中学校:37、高校:3、附属小・中:2、市内特別支援:7)

* 錫山中校長は、小学校でカウント、玉龍中校長は、高校でカウント

特別支援学校は、鹿児島盲・鹿児島聾・武岡台養護・鹿児島養護・皆与志養護
桜丘養護・鹿児島高等特別支援学校の7校

内容:① 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定(文部科学省)
② 鹿児島市いじめ防止基本方針の改定について

[平成29年度第3回市幼・小・中・高等学校校長(園長)研修会]

平成30年1月30日(火) 場所:市民福祉プラザ 対象人数:123人
(幼稚園:2、小学校:78、中学校:37、高校:3、附属幼・小・中:3)

* 錫山中校長は、小学校でカウント、玉龍中校長は、高校でカウント

内容:① いじめの重大事態への対応 ② 不登校重大事態への対応

イ 管理職研修会（教頭研修会）

〔小・中・高等学校合同教頭研修会〕

平成29年4月20日（木） 場所：かごしま近代文学館 対象人数：135人

（小学校：78+9、中学校：38+3、高校：3+2、附属小・中：2）

* 錫山中教頭は、小学校でカウント

教頭の複数配置（2人）の学校は、小学校：9、中学校：3、高校：2

内容：① いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

② いじめの認知に関する考え方 ③ 不登校重大事態への対応について

④ 「いじめ問題を考える週間」の具体的な実施計画の作成と取組

⑤ 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルによる見直し

〔平成29年度転入・新任教頭研修会〕

平成29年5月16日（火） 場所：市教育総合センター 対象人数：26人

（小学校：16、中学校：10、高校：0）

内容：① 生徒指導関係研修会 ② 教育相談事業等の概要

③ 「いじめ防止強調月間（ニコニコ月間）の取組」

〔小・中学校ブロック別教頭研修会〕

平成29年10月17日（火） 場所：各ブロックの3会場 対象人数：130人

（小学校：78+9、中学校：38+3、附属小・中：2）

* 錫山中教頭は、小学校でカウント

教頭の複数配置（2人）の学校は、小学校：9、中学校：3

内容：① いじめ問題への対応 ② 教育相談事業の活用（事例研修）

〔小・中学校合同教頭研修会〕

平成29年11月29日（水） 場所：鹿児島アリーナ 対象人数：130人

（小学校：78+9、中学校：38+3、附属小・中：2）

* 錫山中教頭は、小学校でカウント

教頭の複数配置（2人）の学校は、小学校：9、中学校：3

内容：① 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（文部科学省）

② 鹿児島市いじめ防止基本方針の改定について

〔小・中学校合同教頭研修会〕

平成30年2月7日（水） 場所：鹿児島アリーナ 対象人数：130人

（小学校：78+9、中学校：38+3、附属小・中：2）

* 錫山中教頭は、小学校でカウント

教頭の複数配置（2人）の学校は、小学校：9、中学校：3

内容：① いじめの重大事態への対応 ② 不登校重大事態への対応

ウ 生徒指導主任・担当者会（研修会）

〔第1回小学校生徒指導主任・担当者会〕

平成29年6月1日（木） 場所：武・田上公民館 対象人数：82人

（小学校：78、附属小：1、鹿児島聾学校小学部：1、事務局：2）

内容：① いじめの認知に関する考え方

② 不登校重大事態への対応について

③ 「いじめ問題を考える週間」の具体的な実施計画の作成と取組

④ 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルによる見直し

〔第1回中・高等学校生徒指導主任・担当者会〕

平成29年6月8日（木） 場所：武・田上公民館 対象人数：50人

（中学校：39、私立中：5、附属中：1、鹿児島聾学校中等部：1、

高校：3、事務局：1）

内容：① いじめの認知に関する考え方

② 不登校重大事態への対応について

③ 「いじめ問題を考える週間」の具体的な実施計画の作成と取組

④ 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルによる見直し

〔第2回小・中学校生徒指導主任・担当者会〕

平成29年11月9日（木） 場所：武・田上公民館 対象人数：129人

（小学校：78、附属小：1、鹿児島聾学校小学部：1

中学校：39、私立中：5、附属中：1、鹿児島聾学校中学部：1、事務局3）

内容：① いじめ認知件数の推移

② いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検

③ いじめの解消

〔小学校・中学校生徒指導主任・担当者研修会〕

平成29年8月10日（木） 場所：中央公民館 対象人数：129人

（小学校：78、附属小：1、鹿児島聾学校小学部：1

中学校：39、私立中：5、附属中：1、鹿児島聾学校中学部：1、事務局3）

内容：① いじめ認知件数の推移

② いじめの特質を踏まえた対応

③ 「いじめ防止対策推進法」への対応

④ いじめの解消定義と取扱い

⑤ 講演：「子どもたちのスマートフォン利用の現状から」

⑥ 研究協議：「児童生徒理解の在り方」

〔第3回小・中学校生徒指導主任・担当者会〕

平成30年1月24日（水） 場所：武・田上公民館 対象人数：129人

（小学校：78、附属小：1、鹿児島聾学校小学部：1

中学校：39、私立中：5、附属中：1、鹿児島聾学校中学部：1、事務局3）
内容：① いじめの重大事態への対応 ② 不登校の重大事態への対応

(2) 各機関・団体との連携、実績、効果

ア 警察との連携

[第1回中央・西・南地区中学校生徒指導連絡会]

平成29年6月23日(金) 場所：市教育総合センター 対象人数：85人
(中学校：39+39、附属中：1、私立中：5、鹿児島聾学校中学部：1)

※ 中学校は、管理職も出席

内容：① 1学期の問題行動

② 夏季休業中及びその前後の生徒指導

[第2回中央・西・南地区中学校生徒指導連絡会]

平成29年9月5日(火) 場所：市教育総合センター 対象人数：85人
(中学校：39+39、附属中：1、私立中：5、鹿児島聾学校中学部：1)

※ 中学校は、管理職も出席

内容：① いじめのアンケートや教育相談等の実施

② いじめに対する学校の指導方針・対応方針の保護者への説明

③ 2学期始めの「いじめ問題を考える週間」への積極的な取組

[第3回中央・西・南地区中学校生徒指導連絡会]

平成30年1月12日(金) 場所：市教育総合センター 対象人数：85人
(中学校：39+39、附属中：1、私立中：5、鹿児島聾学校中学部：1)

※ 中学校は、管理職も出席

内容：① 年度末の生徒指導

② 携帯電話に関する問題について

③ 2学期の問題行動の状況等

[三署・県少年サポートセンター訪問]

毎月1回、市立青少年補導センター職員が、三警察署及び県少年サポートセンターを訪問し、市内の補導状況等について情報共有

イ 警察、PTA、公民館、民生委員、社会福祉協議会、保護司会等との連携

[鹿児島市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議]

① 市民会議の開催(年3回)

② 校区青少年健全育成担当者研修会(各校区で年1回)

③ 関係機関団体が実施する活動との連携(環境浄化・愛の声かけ関係)

[効果]

- ・ 警察等と日頃から直接、連携を図ることで、事故等が起きた際に、学校が取るべき対応の留意点について相談できる。

(3) 支援チームの派遣

ア 支援チームの派遣の実績

実績はなし（ただし、状況に応じて、学校に対して、指導主事や臨床心理相談員、スクールソーシャルワーカー等を派遣するなどして対応し、問題の解決に当たった。）

4 教育相談体制の整備

(1) 相談窓口の周知

ア 教育相談に関する相談窓口

相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号等
教育相談	学習、進路、不登校、いじめ、子育てなど教育全般に関すること	月～金曜日 面接相談 9時30分～17時 電話相談 9時30分～20時 土曜日 9時～12時	教育委員会青少年課 ○ 教育相談室 TEL：226-1345 ○ 心のダイヤル TEL：224-1179

イ 教育相談カードの配布実績

- 配布期日：平成29年5月
- 配布数： 小学校：33,665枚 中学校：16,155枚
 高等学校：2,400枚 PTA・地域等：100枚
 計 52,320枚

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（教育相談カード）

単位：円

平成29年度（決算）	78,732	平成30年度（予算）	88,000
------------	--------	------------	--------

(2) 教育相談機能の向上

ア 文部科学省スクールカウンセラーの全中学校配置の実績

- 〔配置〕 18人（市立中学校：39校、小学校：2校 配置）
※ 1人が1～3校程度を担当し、1校当たり月1～4回程度訪問
〔相談回数〕 2,046回

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（文科省スクールカウンセラー）

単位：円

H29年度（決算）	8,680,820	H30年度（予算）	9,992,400
-----------	-----------	-----------	-----------

イ 市スクールカウンセラーの拠点校配置の実績、拠点校選定の基準

〔配置〕 14人（市立小学校：33校、中学校：39校、高校：3校 配置）

※ 1人が5、6校程度を担当し、1校当たり週2、3回程度訪問
配置校以外の小学校については、要請により派遣

〔相談回数〕 14,445回

〔拠点校〕 拠点校：2校区内（A、B）の学校

拠点中学校にスクールカウンセラーを常駐させるとともに、校区内の各小学校を週1回程度訪問し、相談活動を行う。

（A 鴨池中、鴨池小、中郡小 B 伊敷台中、伊敷台小、伊敷小、花野小）

〔拠点校選定の基準〕

ア 複数の小学校から中学校へ通う校区

イ 小学校、中学校から拠点校方式派遣の希望のある校区

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（「市スクールカウンセラー」）

単位：円

H29年度（決算）	25,007,531	H30年度（予算）	26,778,240
-----------	------------	-----------	------------

※ ただし、共済費は除く

（3）関係機関等の連携

各関係機関等の連携の実績

- ・ 市内3警察署との連携（再掲 p128参照）
- ・ 県少年サポートセンター（再掲 p128参照）
- ・ 県中央児童相談所（児童虐待と関連して連携）
- ・ 県総合教育センター
（児童生徒の相談、「かごしま教育ホットライン24」との連携）
- ・ 県精神保健福祉センター（相談場所として情報提供、当主催研修会への参加）
- ・ 市生涯学習課、地域公民館（公民館における相談をつなぐ）
- ・ 市こども福祉課（児童虐待と関連して連携）
- ・ 民生委員、主任児童委員（再掲 p128参照）
- ・ 市立青少年補導センター（市教育委員会青少年課に設置）

5 教職員研修の充実

（1）各種委員会が主催する研修会の充実

ア 市教育委員会主催の夏季研修会

〔各研修会の参加人数〕

- (7) 生徒指導人間関係づくりセミナー：平成29年8月3日（木）～8月4日（金）
（小：21人、中：10人、計：31人）
- (4) 生徒指導カウンセリング研修会：平成29年7月26日（水）
（小：44人、中：16人、計：60人）

(ウ) ストレスマネジメント教育研修会：平成29年8月2日（水）

（小：49人、中：16人、高：1人、計：66人）

(エ) 生徒指導事例検討研修会：平成29年8月8日（火）

（小：19人、中：10人、計：29人）

[参加教職員の生徒指導とのかかわり]

研修会の参加者は、担任、副担任、生徒指導主任、特別支援学級担任、養護教諭等であり、いずれも生徒指導に係る内容に従事している。

[参加しない学校の有無]

小学校24校、中学校17校、高等学校2校からの参加者はいなかった。その他の学校からは、参加者があった。

[参加しない学校があった場合の対処方法]

上記研修は、希望研修であり、悉皆（必ず参加しなくてはならない）研修ではない。参加案内は、全ての学校に発出しており、参加希望の無かった学校については、再度、参加希望がないか等、確認の電話を行っている。

[研修参加者の評価]

生徒指導人間関係づくりセミナー	
1 よい	83%
2 だいたいよい	17%
3 あまり十分ではない	0%
4 不十分	0%

生徒指導カウンセリング研修会	
1 よい	74%
2 だいたいよい	24%
3 あまり十分ではない	2%
4 不十分	0%

ストレスマネジメント教育研修会	
1 よい	90%
2 だいたいよい	10%
3 あまり十分ではない	0%
4 不十分	0%

生徒指導事例検討研修会	
1 よい	93%
2 だいたいよい	7%
3 あまり十分ではない	0%
4 不十分	0%

[研修結果を学校現場でどのように生かしているかの調査の有無]

研修内容については、各学校において職員朝会や職員研修等を通して他の職員へ報告するよう指導している。把握のための調査は実施していない。

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（「市の生徒指導夏季研修会」）

単位：円

H29年度（決算）	255,540	H30年度（予算）	260,980
-----------	---------	-----------	---------

イ 生徒指導主任・担当者研修会

[小・中学校生徒指導主任・担当者研修会] 平成29年8月10日(木)

(小:80人 中:48人 高(特別支援学校):2人 計:130人)

[参加教職員の生徒指導とのかかわり]

研修会の参加者は、生徒指導主任、生徒指導担当者等であり、いずれも各学校における生徒指導に係る内容に従事している。

[参加しない学校の有無]

該当する全ての学校から参加者があった。

[研修参加者の評価]

参加者の感想によると、「豊富なデータをもとに、児童生徒のネットトラブルの現状や必要とされる指導・支援のあり方について事例を示しながらの指導であり、大変、有意義な研修であった。」等があった。

[研修結果を学校現場でどのように生かしているかの調査の有無]

研修内容については、各学校において職員朝会や職員研修等を通して他の職員へ、報告するよう指導している。把握のための調査自体は実施していない。

ウ 県総合教育センター実施の短期研修講座「生徒指導実践力プログラム」受講について

※ 県総合教育センターで実施された平成29年度の生徒指導に関する希望研修である。

[各研修会の鹿児島市からの参加人数]

(ア) 不登校対策推進講座 : 平成29年6月28日(水)～29日(木)

(小:2人、中:4人、計:6人)

(イ) いじめ防止・ネット問題対策研修会: 平成29年8月22日(火)～23日(水)

(小:18人、中:3人、計:21人)

(ウ) いじめ対策推進講座: 平成29年6月22日(木)～23日(金)

(小:1人 計:1人)

(エ) 生徒指導管理職講座: 平成29年8月28日(月)

(小:4人、中:5人、計:9人)

(オ) 生徒指導主任講座: 平成29年7月4日(火)～5日(水)

(小:4人、中:3人、高:2人、計:9人)

[参加教職員の生徒指導とのかかわり]

研修会の参加者は、内容によって、管理職、生徒指導主任、養護教諭、担任等である。いずれも生徒指導に係る内容に従事している。

[参加しない学校の有無]

市教育委員会では、各学校からの参加希望を募り、県総合教育センターに報告するが、参加者決定については、制限がある。

〔参加しない学校があった場合の対処方法〕

上記研修は、希望研修であり、悉皆（必ず参加しなくてはならない）研修ではない。参加案内は、全ての学校に発出しており、参加希望の無かった学校については、再度、参加希望がないか等、確認の電話を行っている。

〔研修参加者の評価〕

県総合教育センターにて把握しており、市教育委員会では把握できない。

〔研修結果を学校現場でどのように生かしているかの調査の有無〕

県総合教育センターにて把握しており、市教育委員会では把握できない。

（２）生徒指導に関する校内研修への講師派遣事業

ア 目的

いじめや不登校など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、心理学や精神医学等の専門的な知識や経験を有する臨床心理士、大学教授、スクールソーシャルワーカー等を教職員の研修会の講師として学校に派遣する。

イ 実績 平成29年4月1日～平成30年3月31日

平成29年度	校種	校数	活用率	活用校数	活用回数
	小学校	78校	100%	78校	80回
	中学校	39校	100%	39校	40回
	高等学校	3校	100%	3校	3回
	計	120校	100%	120校	123回

【平成29年度事業費（決算）、平成30年度事業費（予算）】

（生徒指導の講師派遣事業）

単位：円

平成29年度（決算）	1,283,460	平成30年度（予算）	1,408,800
------------	-----------	------------	-----------

（３）関係各課との連携

【いじめ対策検討委員会の実施（実績）】

児童生徒のいじめ問題等に関する対策を総合的に推進するため、教育委員会内にいじめ対策検討委員会を設置している。委員長は、教育部長、副委員長は、管理部長とし、委員は、学務課長、学校教育課長、保健体育課長、青少年課長、生涯学習課長、少年自然の家所長をもってあてる。

〔第1回いじめ防止対策検討委員会〕 平成29年4月26日（水）

ア 平成28年度いじめの現状

イ いじめ問題の課題と対応

ウ 本年度の取組の重点

エ 平成29年度の各課（所）の事業計画（案）

オ 平成29年度会議計画（案）

〔第2回いじめ防止対策検討委員会〕 平成29年10月31日（火）

ア 平成29年度1学期のいじめの現状と課題

- イ 「いじめ防止啓発強調月間」の取組状況
- ウ いじめ問題に関する各課（所）の事業実施状況
- エ 市いじめ防止基本方針の改定（案）
- [第3回いじめ防止対策検討委員会] 平成30年1月25日（木）
- ※ 第2回鹿児島市いじめ問題等調査委員会との合同開催
（委員：平成29年度鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員6人）
- ア 第1回「いじめ問題等調査委員会」の協議内容について
- イ いじめ対策検討委員会について
- ウ 2学期のいじめの現状と課題
- エ 各課（所）の今年度の実施状況、成果と課題
- オ 事例検討

（4）保護者・地域等への啓発、家庭への支援

ア 市PTA連合会との連携

[いじめ防止に関する特別委員会]（市PTA連合会主催の委員会）

本会では、青少年課指導主事が毎回、参加し、いじめ問題等に関する学校での取組や市の施策等について講話や話題提供をしている。

第1回：平成29年8月23日（水）

- ・ 学校現場での取組
- ・ PTAでの取組

第2回：平成29年11月30日（木）

- ・ 今後の取組
- ・ PTAにおける「いじめ問題」を取り上げ、話題にする。

[中学校PTA会長と生徒指導運営委員の会]（市PTA連合会主催の会）

本会では、青少年課指導主事が毎回、参加し、市内の生徒指導上の現状等について指導助言や話題提供をしている。

第1回：平成29年11月29日（水）

- ・ 本市の生徒指導の現状について

第2回：平成30年2月21日（水）

- ・ 本市の生徒指導の現状について

イ あいご会との連携

[あいご主事研修会]（青少年課主催の研修会）

本会では、青少年課指導主事が、あいご主事の役割についての指導の中で、「子どもたちの人間関係づくり」についても指導している。

第1回：平成29年5月2日（火）

- ・ あいご会活動における人間関係づくり

第2回：平成29年10月26日（木）

- ・ あいご会活動における人間関係づくり

ウ 家庭への支援

[家庭教育学級での取組]

各学校に設置している家庭教育学級において、「人権」、「情報モラル」に関する学習を実施している。

[リーフレットの配布実績] (再掲 p 1 2 1)

- 配布期日：平成30年4月 (平成29年度作成)
- 配布数： 小学校：31,140枚 中学校：17,060枚
 高等学校：2,870枚 PTA・地域等：300枚
 計 51,370枚

(5) 適切な学校評価に向けた指導・助言

ア 校長研修会での指導・助言

[第2回市小・中学校合同学校長研修会] (参照 p 1 2 5)

平成29年11月24日 (金) 場所：市民文化ホール 対象人数：127人

(小学校：78、中学校：37、高校：3、附属小・中：2、市内特別支援：7)

* 錫山中校長は、小学校でカウント、玉龍中校長は、高校でカウント

特別支援学校は、鹿児島盲・鹿児島聾・武岡台養護・鹿児島養護・皆与志養護・桜丘養護・鹿児島高等特別支援学校の7校

- 評価項目例を示し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を学校の評価項目に位置付ける指導を行った。

(学校の評価項目例)

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 早期発見、事案対処のマニュアルの実行
- ・ 定期的、必要に応じたアンケート
- ・ 個人面談、保護者面談の実施
- ・ 校内研修の実施 等

イ 教頭研修会での指導・助言

[小・中学校合同教頭研修会] (参照 p 1 2 6)

平成29年11月29日 (水) 場所：鹿児島アリーナ 対象人数：130人

(小学校：78+9、中学校：38+3、附属小・中：2)

* 錫山中教頭は、小学校でカウント

教頭の複数配置(2人)の学校は、小学校：9、中学校：3

- 評価項目例を示し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を学校の評価項目に位置付ける指導を行った。

(学校の評価項目例)

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 早期発見、事案対処のマニュアルの実行
- ・ 定期的、必要に応じたアンケート
- ・ 個人面談、保護者面談の実施
- ・ 校内研修の実施 等

2 学校が実施する施策

II 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 全市立小学校・中学校・高等学校 120校、策定済

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- 全市立小学校・中学校・高等学校 120校、設置済

3 学校におけるいじめ防止等の組織における外部専門家の活用

平成29年度に、県教育委員会が実施した「いじめ問題を考える週間」の取組状況の調査において、「各学校におけるいじめ防止等の組織」で実施された委員会の委員構成について記す。

(県教育委員会による「いじめ問題を考える週間」の取組状況調査)

校種	校内職員	SC、SSWの活用	その他外部委員
小学校	42校	28校	24校
中学校	16校	23校	8校
高等学校	1校	2校	0校
計	59校	53校	32校

4 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(次表参照)にて、学校における未然防止、早期発見、早期対応の取組を示す。

(平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査)

(単位：校)

区 分	小学校	中学校	高等学校	計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	78	39	3	120
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	78	39	3	120
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	78	39	3	120
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	72	35	2	109
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	67	38	2	107
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	78	39	3	120
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	78	39	3	120
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	49	16	0	65
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	25	11	0	36
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	71	35	2	108
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	78	39	3	120
⑪ 学校いじめ防止基本方針に定められているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	78	39	3	120
計	830	408	27	1,265

(2) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的方法
 (平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査)

区 分		小 学 校		中 学 校		高等学校		計	
		いじめ を認知 した学 校 (A)	いじめ を認知 してい ない学 校 (B)	いじめ を認知 した学 校 (A)	いじめ を認知 してい ない学 校 (B)	いじめ を認知 した学 校 (A)	いじめ を認知 してい ない学 校 (B)	いじめ を認知 した学 校 (A)	いじめ を認知 してい ない学 校 (B)
(1) アンケート調査の実施		50	28	32	7	3	0	85	35
① 実 施頻度	ア 年1回	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ 年2～3回	36	22	23	5	2	0	61	27
	ウ 年4回以上	14	6	9	2	1	0	24	8
② 調 査方法	ア 記名式	22	12	11	2	1	0	34	14
	イ 無記名式	32	21	26	4	2	0	60	25
	ウ 記名・無記名 の選択式	8	2	3	1	0	0	11	3
③ 回 答方法	ア 選択式(学校 で記入)	46	24	25	6	3	0	74	30
	イ 選択式(持ち帰 って記入)	2	0	0	0	0	0	2	0
	ウ 記述式(学校 で記入)	25	15	20	4	0	0	45	19
	エ 記述式(持ち帰 って記入)	1	0	0	0	0	0	1	0
(2) 個別面談の実施		50	28	32	7	3	0	85	35
(3) 「個人ノート」や「生活 ノート」といったような教職員 と児童生徒との間で日常的に行 われている日記等		50	28	32	7	1	0	83	35
(4) 家庭訪問		43	23	28	5	0	0	71	28
(5) その他		7	0	1	0	0	0	8	0
(6) 計		386	209	242	50	16	0	644	259

3 重大事態への対処

Ⅲ 重大事態への対処

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、いじめの重大事態として、市いじめ問題等調査委員会で調査した事例はない。

しかしながら、平成30年度から市いじめ問題等調査委員会で調査した事例は2件あり、調査対象となった事例は、いずれも平成29年度内に発生した事例であった。

なお、本調査委員会で調査した結果は、いずれも、「いじめの重大事態とはいえない」とのことであった。

学校が、重大事態を認知した場合には、直ちに市教育委員会を通じて、市長へ報告するようになっている。その際には、市教育委員会は、指導主事を学校に緊急派遣するなどして、学校と緊密な情報連携を図るとともに、情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導を行い、臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援や県教育委員会や警察などとの連携に係る支援などを行うようにしている。

そのような「いじめの重大事態の発生」に繋がらないためにも、市教育委員会では、日頃から、市立小・中・高等学校が認知した全てのいじめについて把握に努めている。具体的には、学校が、認知した全てのいじめについて、「認知日、被害者の学年、名前、いじめの態様、学校が行った支援や指導、現在の児童生徒の状況、解消等」について、学期ごとに報告してもらい、各年度毎に「いじめに関する実態調査基礎資料」によって、管理、指導をしている。その中で、「解消にまで至っていない事例」については、学校の対応で見落とされている点がないか、事例ごとに学校と連絡を取り合い、確認、指導してきている。また、市教育委員会が直接、保護者からいじめの相談を受けた際には、学校に保護者の思いを伝えるとともに、事実確認を行い、今後の学校の対応について、指導を行っている。

「意見 15」

「いじめの重大事態」の定義は、その性格上一義的に明確でない面があることは止むを得ないところではある。一方いじめ問題等調査委員会は、常設の委員会であるが、同調査委員会において調査を実施すると判断された場合に対応するものである。重大事態として、同調査委員会での調査の対象と迄はならない或いは調査の対象の一步手前の段階にある深刻な事態の存在も否定できないところである。そのような「重大事態の一步手前のいじめの事態」の発生を学校が把握した場合の重大事態発生防止施策を検討すべきである¹⁾。

1) 鹿児島市いじめ防止基本方針 III重大事態への対処 2学校又は市教育委員会の調査

(1) 調査の主体及び調査を行うための組織として

イ ○学校主体の場合→「いじめの防止等の対策のための組織」が予定されている。

「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」を設置する程迄の重大事態ではないと市教育委員会が判断した場合は、同組織が機能するという枠組みとも理解される。

4 市教育委員会の実施するいじめ防止対策に関する施策についての検討

市教育委員会が実施しているいじめ防止対策に関する各施策は、総合的にみると、良い評価が与えられるとみてよい(本市の独自の試み、管理職研修等に見られる教育委員会のいじめに対する対応)。

(1) いじめの認知件数と施策との関係

【いじめの認知件数】

単位：件

		市	県	国
小学校	26年度	268	2,183	121,648
	27年度	258	3,228	150,038
	28年度	382	3,935	233,668
	29年度	381	3,509	311,322
	30年度	554	5,436	421,116
中学校	26年度	261	2,034	51,200
	27年度	241	1,855	57,032
	28年度	216	1,345	68,291
	29年度	271	1,214	77,137
	30年度	228	1,540	93,921

平成26年度から平成30年度にかけて、全国的には、小学校は121,648件から421,116件と3.46倍に、中学校は51,200件から93,921件と1.83倍に件数が増加しているが、本市では小学校は2.06倍の増加にとどまり、中学校は0.87倍に減少している。これは、本市の施策の効果の現れとみるか、あるいは本市ではいじめを認知しにくい要素があるのかは判断できない。宮崎県教育委員会では、子供へのアンケートや教育研修を通じていじめの把握に努め、認知件数の少ない学校には再検証を求めているとのことである(日本経済新聞令和元年10月18日)。

「意見 16」

いじめの認知件数0が3年以上といった相当期間続いている学校に対しては、いじめの認知について再検討を求めるべきである。

(2) 学校が実施する施策

学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置しなければならないことになっているが、これらは鹿児島市内の全市立小学校・中学校・高等学校120校において策定、設置済である。

もともと、鹿児島市いじめ防止基本方針によれば、各学校が策定した学校いじめ防止基本方針は、「その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う」とされている。また、鹿児島市が児童生徒の保護者に配布する「いじめ問題・人間関係づくりリーフレット」においても、保護者に対して、各学校のホームページで学校いじめ防止基本方針を確認のうえで、学校とともにいじめの未然防止、早期解消に努めることを呼び掛けている。

「指摘 6」

外部監査人が各学校のホームページを確認したところ、ほとんどの学校のホームページで学校いじめ防止基本方針が公表されていたものの、公表されていない学校も散見された。これらの学校については、早急に策定済みの基本方針をホームページ上で公表すべきである。

「意見 17」

いじめの定義を「いじめ防止基本方針」に記載していない学校は「いじめ」の定義を記載すべきである。

公表されている各学校のいじめ防止基本方針は、学校ごとにその内容は異なるが、不十分な点もある。ひとつは、いじめの定義がない基本方針が見られることである。各学校のいじめ防止基本方針を確認するのは、当該校区の児童生徒、保護者、地域住民がその主な閲覧者であると考えられるが、いじめの定義は、この30年の間に幾度も変更され（それはいじめに該当する範囲を広げるために変更されてきたといえる）、保護者、地域住民によっては、現在のいじめの定義を知らないばかりに、自身が見聞きした事案をいじめであると気付かずにいることもありえると思われる。更に、本市いじめ防止基本指針では、学校いじめ防止基本指針を定期的に点検、見直すことを求めているが、学校によっては、定期的な点検がさ

れていないことが窺われる。例えば、平成29年に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、いじめ防止対策推進法が定める「重大事態」に関し、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあれば、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たるべきことが求められているが、各学校のいじめ防止基本方針にそのことが反映されているものもあれば、反映されていないものもある。

「意見 18」

各学校においては、学校いじめ防止基本方針の定期的な点検、見直しを求める。

いじめの早期発見のための取組み

いじめ発見のきっかけは、小・中学校とも「アンケート調査による発見」が最も多く、それぞれ37%、45%であり、次いで、小学校は、「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」で19.4%、中学校は「本人からの訴え」で20.3%であるところ、鹿児島市内の全市立小学校・中学校・高等学校において、いじめの日常的な実態把握のために年2回以上のアンケート調査が実施されている。

もっとも、アンケートの保管期間は単年度保管であることが多いとのことであり、年度が替わると過去のアンケート調査は廃棄されているようである。いじめが潜在的に行われ得るものであり、数年間いじめが続いていたという事態も考えられる。その際、当該事案を検討する際に過去に実施されたアンケート調査は貴重な客観的な資料となる。一方で、アンケート調査の保管のためのコストもかかることも理解できる。

「意見 19」

アンケート用紙は、3年～5年程度に期間を限定して保管をすることが望ましいと考える。

(3) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法28条1項に定める「重大事態」とは、同項1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが生じたと認めるとき」（以下、「生命心身財産重大事態」という）、同項2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（以下、「不登校重大事態」という）とされている。

重大事態が発生したときの実事関係の調査が必要となるが、調査の主体については、学校から報告を受けた市教育委員会が判断する。学校が主体となる場合、学校内の「いじめの防止等の対策のための組織」（法22条）が調査を行い、市教育委員会が主体となる場合、「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」が調査を行う。

「意見 20」

重大事態への対応についてのシステムの整備が 139 ページに記載したとおり確立していることは高く評価するところであるが、学校が認知し、市教育委員会が把握した全てのいじめの具体的件数、各事例毎のその後の事実確認、指導について一層尽力していただきたい。

いじめ問題等調査委員会に関する平成30年度の決算は113万円、令和元年度の予算は86万円となっている。委員の人数が6名であることから、単純に頭数で割っても1事例あたりの委員1名に対する謝礼は10万円に満たない。同委員会の各委員は、外部の各団体から推薦された委員であり、半年間にわたる関係者へのヒアリング、多数回の検討会議、報告書の起案、検討を経て、調査報告書を完成させていることから考えると、各委員が調査に費やす労力と謝礼とが釣り合っていないと言ってよい。

「意見 21」

いじめ問題等調査委員会の委員を確保するためには、充実した予算措置が望まれる。

また、同委員会の委員の構成は、臨床心理士1名、大学教授2名、医師1名、警察OB1名、弁護士1名であり、教員経験者は委員に含まれていない。調査にあたっては、教育現場の実情に詳しい教員経験者の専門的知見は有益である。

「意見 22」

いじめ問題調査委員会の構成については、教員経験者も委員に含めることを検討すべきである。

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においても、調査組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成することが求められ、利害関係を有しない第三者について、職能団体、大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとされているため、当該いじめの事案の利害関係のない教員経験者が委員になることに問題はない。